

認定鳥獣捕獲等事業者

講習テキスト

（ 安全管理講習 ）
（ 技能知識講習 ）

第 12 版

2024（令和 6）年 2 月

発行 環境省自然環境局 野生生物課鳥獣保護管理室

緒言

我が国の鳥獣の保護及び管理は重大な転換期を迎えています。

近年、ニホンジカやイノシシ等による生態系、農林水産業、生活環境への被害が深刻化する中、生息環境管理、個体群管理、被害防除対策に関する様々な対策が進められています。これらの対策の効果もあり、近年は鳥獣による農作物の被害総額は減少傾向にあり、年間 160 億円前後で推移しています。

こうした対策の進展の契機となったのは、2013（平成 25）年、当時の深刻な被害の状況を踏まえ、国が「ニホンジカ、イノシシの個体数を 10 年後までに半減する」という目標を設定したことがあります。その実現に向け、2014（平成 26）年に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）」を改正し、法の題目、目的に鳥獣の「管理」（増加しすぎた鳥獣を適正に減らすこと）を加え、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）」に改正しました。その中で、積極的な個体群管理を行うために、都道府県等が捕獲等を行う事業（指定管理鳥獣捕獲等事業）等を創設しました。改正された鳥獣保護管理法が施行された 2015（平成 27）年度からは、都道府県が行う捕獲等事業が適切に実施されるよう、環境省の交付金事業を開始しました。さらに、鳥獣の捕獲の担い手の育成・確保を目指し、認定鳥獣捕獲等事業者制度を創設しました。現在、44 都道府県 2 協議会で指定管理鳥獣捕獲等事業が実施され、2024（令和 6）年 1 月末時点で 163 事業者が認定鳥獣捕獲等事業者として認定を受けています。

これまで鳥獣の捕獲においては、趣味や資源利用として捕獲を行う狩猟者の方々が中心的な役割を担ってきました。狩猟とは、鳥獣の営みを理解し、感謝しながら、獲りつくすことのない範囲で鳥獣の捕獲を行うものであり、自然と人との本来の関わり方の一つであるといえます。狩猟による捕獲は増えすぎた鳥獣の管理に貢献し、人間の社会生活と共存するために必要な行為であり、狩猟者の方々が各地で捕獲の担い手となってきました。これからも、狩猟者の方々には、鳥獣の保護及び管理において大きな役割を果たしていくことが期待されています。

その一方で、都道府県等による捕獲等事業では、科学的な計画の下に、目指すべきレベルまで鳥獣の生息密度を低減させることを目標に、効率的かつ大規模に捕獲を進めることが必要になります。認定鳥獣捕獲等事業者制度は、安全かつ効率的に組織的な捕獲を行う事業者を育成することにより、新たな捕獲等事業の担い手を確保するために創設されました。認定鳥獣捕獲等事業者には、指定管理鳥獣捕獲等事業だけでなく、様々な鳥獣の、捕

獲等事業（捕獲事業やモニタリング事業）を受託することで、公的な捕獲等事業を安全かつ適切に進めることが期待されます。

認定鳥獣捕獲等事業者には、効率的な捕獲、経営的な効率性が求められる一方で、鳥獣の命と向き合う行為である以上、これまでの狩猟と同じく、またはそれ以上に鳥獣保護管理への深い理解、法令の遵守、品位のある振る舞い等も求められます。

本テキストは、認定鳥獣捕獲等事業者の事業管理責任者及び捕獲従事者を目指す方が、安全かつ適正に鳥獣を捕獲する担い手となるための最低限の基礎知識を学ぶことを目的としています。本テキストの内容は、都道府県が策定する第二種特定鳥獣管理計画に基づき実施される指定管理鳥獣捕獲等事業を、認定鳥獣捕獲等事業者が受託することを主に想定しています。ただし、認定鳥獣捕獲等事業者が受託する他の鳥獣の捕獲等事業についても、共通して活用できる内容です。

認定鳥獣捕獲等事業者を目指す方は、本講習を修了することで、鳥獣の捕獲に対する社会的な役割を理解するとともに、鳥獣捕獲等事業に従事し、その役割を着実に果たすことで、鳥獣捕獲の担い手に対する社会的評価を適正なものにしていくことが求められています。

—目次—

1 科学的・計画的な鳥獣の保護及び管理	1
1.1 鳥獣の保護及び管理の現状	1
1.1.1 ニホンジカ、イノシシ等の増加と被害の深刻化	1
1.1.2 主な鳥獣の生態と捕獲の留意点	7
1.1.3 科学的・計画的な鳥獣の保護及び管理の必要性	11
1.1.4 鳥獣捕獲の担い手の現状	14
1.2 鳥獣の管理の強化	17
1.2.1 認定鳥獣捕獲等事業者制度導入	17
2 鳥獣の保護及び管理に関連する法令	18
2.1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	18
2.1.1 法の目的	18
2.1.2 鳥獣保護管理法の施策体系	18
2.1.3 鳥獣保護管理法における各主体の役割	23
2.1.4 鳥獣の捕獲等の種類	24
2.2 各法令の概論	28
2.2.1 銃砲刀剣類所持等取締法	30
2.2.2 火薬類取締法	31
2.2.3 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律	33
2.2.4 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	33
2.2.5 自然公園法・自然環境保全法	34
2.2.6 森林関係法令	35
2.2.7 その他関係法令	36
3 認定鳥獣捕獲等事業者制度	38
3.1 認定鳥獣捕獲等事業者制度の概要	38
3.2 鳥獣捕獲等事業の認定を受けるための要件	40
3.2.1 組織に関する基準	43
3.2.2 安全管理体制に関する基準	46
3.2.3 事業従事者の技能・知識に関する基準	59
3.2.4 事業従事者への研修の内容に関する基準	60
3.2.5 鳥獣捕獲等事業者としての捕獲等の実績に関する基準	60
3.3 認定の申請手続き	61

3.4	認定後に必要な対応	66
3.4.1	技能知識の維持向上	66
3.4.2	認定内容の変更・更新等の手続き	66
3.5	指定管理鳥獣捕獲等事業	69
3.5.1	指定管理鳥獣捕獲等事業の概要	69
3.5.2	指定管理鳥獣捕獲等事業の特例	70
3.5.3	想定される事業の概要	71
4	鳥獣捕獲等事業における捕獲方法	74
4.1	捕獲方法への全般的な理解の必要性	74
4.2	銃による捕獲	75
4.2.1	銃による捕獲の特徴	75
4.2.2	待ち伏せて捕獲する方法（待ち伏せ猟、誘引狙撃、コール猟等）	76
4.2.3	探索や追跡をして捕獲する方法（流し撃ち・忍び猟・跡追い猟等）	76
4.2.4	探索や追跡と待ち伏せを組み合わせる捕獲する方法（巻き狩り猟等）	78
4.2.5	銃による捕獲に必要な技能と作業	79
4.3	わなによる捕獲	80
4.3.1	わなによる捕獲の特徴	80
4.3.2	餌を使って誘引する方法（箱わな・囲いわな）	82
4.3.3	気づかれずに捕獲する方法（くくりわな）	82
5	鳥獣捕獲等事業の工程管理	84
5.1	鳥獣捕獲等事業の流れ	84
5.1.1	委託又は請負で実施する鳥獣捕獲等事業	84
5.1.2	計画的な業務の実施	85
5.2	事前調査	87
5.2.1	発注者に確認すべきこと	87
5.2.2	事前調査の目的	88
5.2.3	事前調査の方法	89
5.3	業務計画書の作成	89
5.3.1	業務計画書の役割	89
5.3.2	業務計画書に記載すべき項目	90
5.4	必要な許可の取得や関係機関等との調整、周知	92
5.5	捕獲作業の実施	93
5.5.1	作業開始時ミーティング	93

5.5.2	作業の実施	94
5.5.3	作業終了時ミーティング	95
5.6	安全管理マニュアル	95
5.7	受託事業の業務報告書の作成	96
5.8	事業完了後に必要な対応	96
6	鳥獣捕獲等事業における安全管理	97
6.1	安全管理の基本	97
6.2	事業管理責任者の安全管理に関する心構え	98
6.2.1	安全管理に関する監督責任	98
6.2.2	危険予知（KY）活動	98
6.3	捕獲従事者の安全管理に関する心構え	99
6.3.1	安全を最優先とすること	99
6.3.2	周囲の人にも「見える」安全管理の実施	99
6.3.3	安全管理への責任意識をもつこと	100
6.3.4	組織的な規程等の確認	101
6.4	銃器による捕獲の安全確保	103
6.4.1	銃器及び照準器、弾薬等の選択	103
6.4.2	銃器の整備、調整、取扱いの習熟、射撃場での訓練	103
6.4.3	周囲状況の把握	104
6.4.4	移動中の銃器の取扱い（脱包を確実に）	105
6.4.5	射撃位置と射線や着弾点（バックストップ）の想定	105
6.4.6	発砲時の判断	107
6.5	わなによる捕獲の安全確保	110
6.5.1	わなの作動に関する注意	110
6.5.2	捕獲された後の動物に関する注意	110
6.5.3	わなの選定（適用する鳥獣の種類、強度、実績の確認、点検等）	111
6.5.4	わなの設置場所の選定	112
6.5.5	わなの設置方法	113
6.5.6	毎日の見回りの徹底	114
6.5.7	止め刺しの方法	114
6.5.8	錯誤捕獲の対応	115
6.5.9	捕獲事業終了後や捕獲しない期間のわなの取扱い	116
7	巻末資料	117

7.1 北海道国有林で起きた死亡事故について	117
7.2 2019（令和元）年度に狩猟により発生した事件事例（鳥獣関係統計から）	118
7.3 参考資料	122

1 科学的・計画的な鳥獣の保護及び管理

1.1 鳥獣の保護及び管理の現状

1.1.1 ニホンジカ、イノシシ等の増加と被害の深刻化

ニホンジカやイノシシ等については、急速な個体数の増加や生息域の拡大により、生態系、農林水産業及び生活環境に深刻な被害を及ぼしています。

ニホンジカ及びイノシシの全国的な個体数の動向を把握するため、環境省は、2012（平成 24）年度以降、全国の捕獲数等の情報を基に、ハーベストベースドモデルを基本とした階層バイズモデルと呼ばれる統計手法を用いて、毎年生息数推定を実施しています。最新の、2021（令和 3）年度までの捕獲数等の情報をもとに推定された個体数は、ニホンジカ（本州以南※）は、中央値で約 222 万頭（90%信用区間：約 192～265 万頭）、イノシシ（全国）の推定個体数は、中央値で約 72 万頭（90%信用区間：約 54～97 万頭）と推定されました。2014（平成 26）年度をピークに、ニホンジカ、イノシシ共に減少傾向が継続していると考えられます。（図 1-1、1-2）。なお、これらのデータについては、全国的にデータが豊富に存在するニホンジカとイノシシの捕獲数等から統計的に推定したものであり、推定結果に幅があることに注意が必要です。

また、ニホンジカの分布域は、1978（昭和 53）年度調査から 2020（令和 2）年度調査の間で約 2.7 倍に拡大していることが確認されました。特に、2003（平成 15）年度調査以降、東北地方での分布域が拡大し、2020（令和 2）年度調査では青森県及び秋田県で広く分布が確認されるようになりました。北陸地方や中国地方でも、モザイク状だった分布が面的に連続して存在するような変化が確認されています（図 1-3）。

イノシシの分布域は、1978（昭和 53）年度調査から 2020（令和 2）年度調査の間で約 1.9 倍に拡大していることが確認されました。特に、これまでイノシシの分布の空白地帯とされていた積雪地域や島嶼部でも生息が確認されるようになっていきます（図 1-4）。

関連資料は、環境省のウェブサイト（<https://www.env.go.jp/nature/choju/capture/capture6.html>）に掲載しています。

※北海道におけるニホンジカの個体数については、北海道が独自に推定を実施しています

（2021（令和 3）年度末では東部地域 31 万頭、北部地域 18 万頭、中部地域 20 万頭、南部地域 3～20 万頭と推定）。北海道の推定結果は、他の地域の推定結果と科学的に妥当な方法で足し合わせる事が困難なため、本推定では別で取り扱うこととしています。

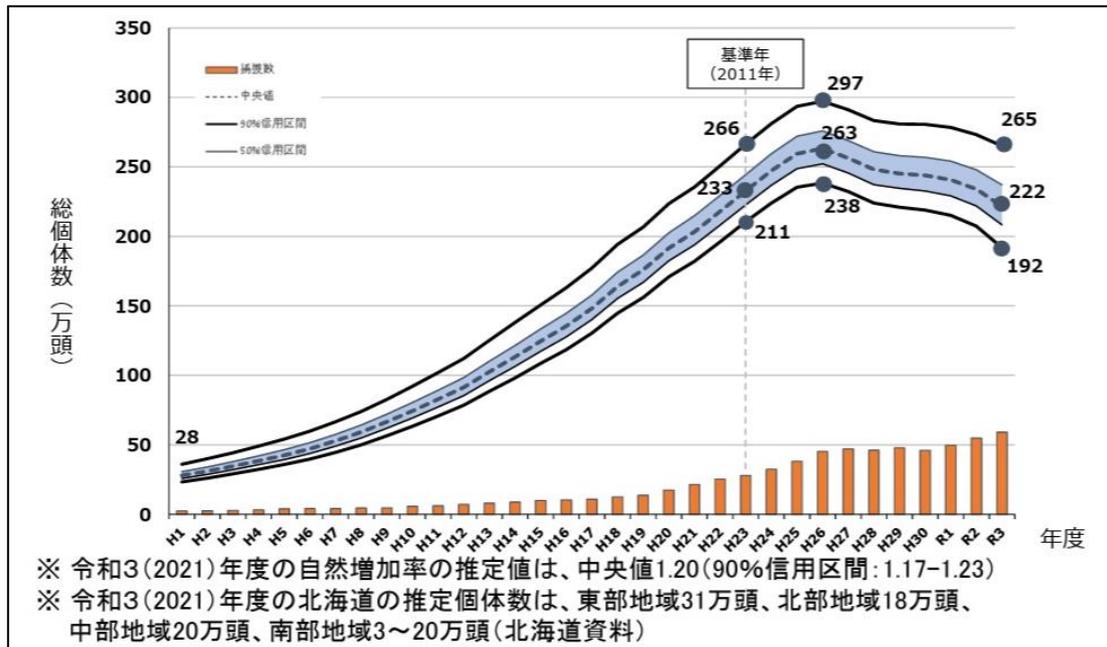


図 1-1 ニホンジカ（本州以南）の個体数推定結果

環境省報道発表資料 URL : https://www.env.go.jp/press/110760_00001.html

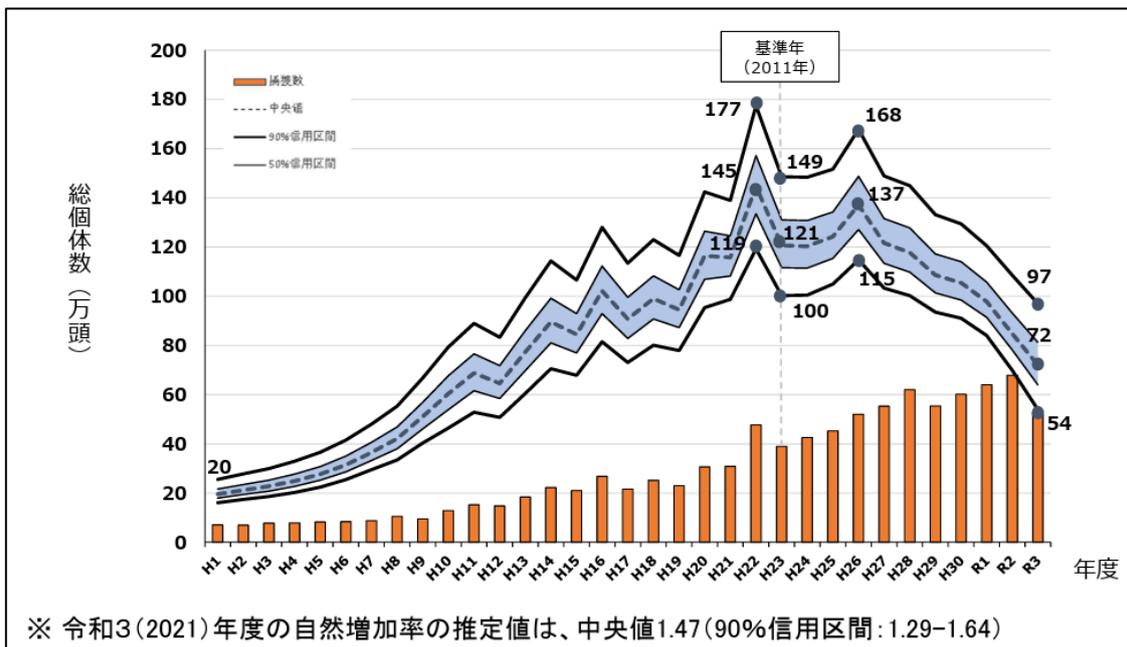


図 1-2 イノシシの個体数推定結果

環境省報道発表資料 URL : https://www.env.go.jp/press/110760_00001.html

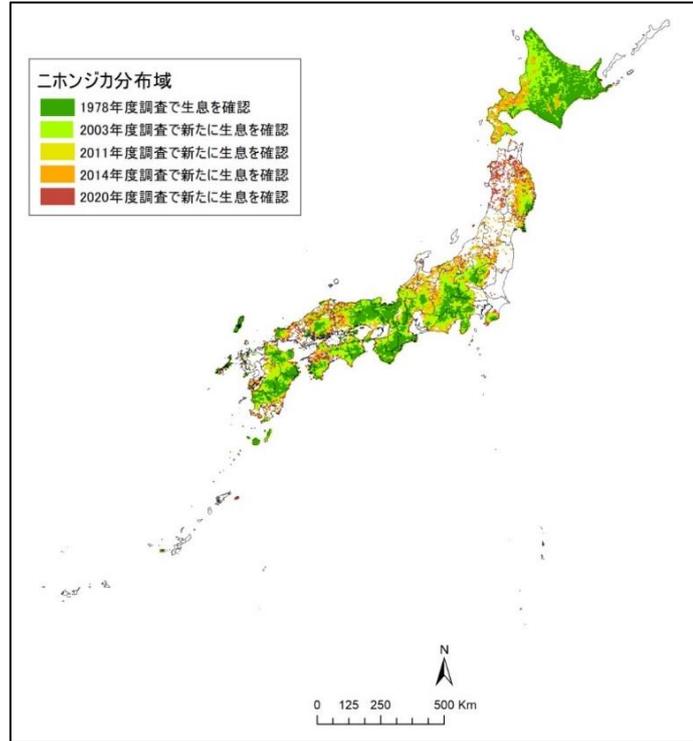


図 1-3 ニホンジカ分布変遷

環境省報道発表資料 URL : <https://www.env.go.jp/press/109239.html>

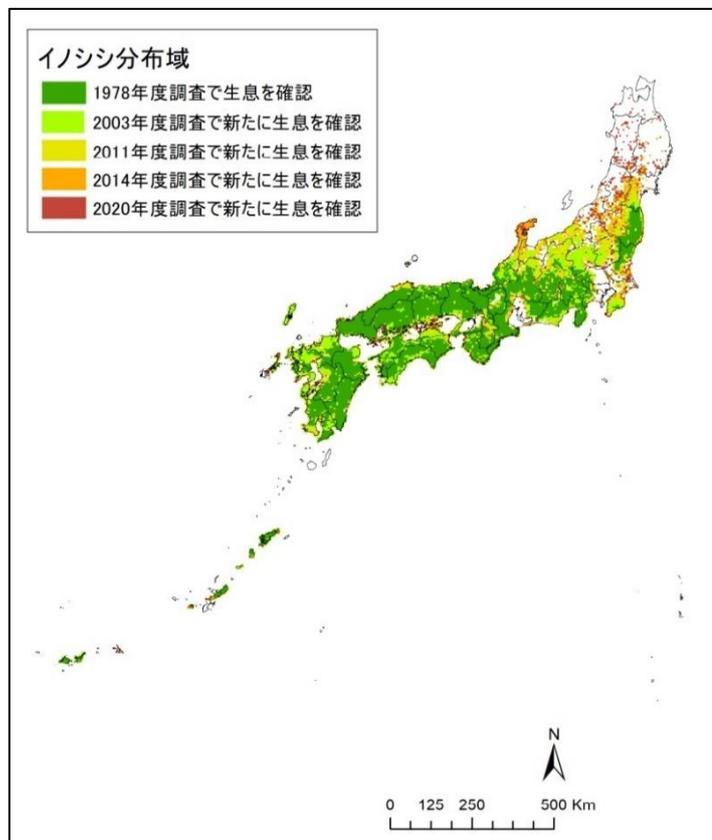


図 1-4 イノシシ分布変遷

環境省報道発表資料 URL : <https://www.env.go.jp/press/109239.html>

増加したニホンジカによる具体的な影響として、樹皮剥ぎによる樹木の枯死、下層植生の食害による林床植生の消失、不嗜好性植物の増加等が挙げられます。これらにより、森林や草原の衰退、そこに生息する様々な生物に影響を与えると考えられ、生物多様性の低下を引き起こすおそれがあります。また、ニホンジカによる摂食や踏圧の影響で、高山帯のお花畑の消失や、土壌の流出などの影響も確認されており、水源涵養や国土保全等の森林がもつ公益的機能を低下させ、斜面崩壊による土砂災害を引き起こすことも懸念されています。

こうした被害のみならず、ニホンジカ、イノシシ等の野生鳥獣による農作物被害額は、2022（令和4）年度では約156億円発生しています。2010（平成22）年度には約239億円の被害額が発生しており、過去と比較すると減少傾向にありますが、内訳をみると、イノシシの被害金額が前年度に比べ減少している一方、ニホンジカは増加しています。（図1-5）。

また、令和4年度における、ニホンジカ等の野生鳥獣による森林被害面積は全国で約5千ヘクタール発生しています。このうち、ニホンジカによる枝葉の食害や剥皮被害が全体の約7割を占めています（図1-6）。

さらに、大型獣が集落に出没して住民にけがを負わせる、大型獣と列車や自動車との衝突事故が増加する等、鳥獣による被害は生活に密着した問題にも拡大しつつあります。

イノシシによる人身被害は、2023（令和5）年に32件（暫定値）発生しています。

また、国土交通省によると、直轄国道におけるロードキル件数は7.0万件発生しています。内訳をみると、犬・猫がもっとも多く29%を占めますが、ニホンジカが8%、イノシシが1%と、大型獣のロードキルも発生しています。大型獣との接触は、重大な交通事故につながるおそれもあります（図1-7）。

北海道では、エゾシカが関係する交通事故発生件数（届出件数）が、2022（令和4）年では4,480件発生しています。その特徴として、年間発生件数の約4割が10月から11月にかけて発生しており、時間帯では7割以上が16時から24時の間に発生しています。

また、エゾシカが関係する列車支障発生件数は全道で4,273件発生しています（図1-8）。

鳥獣被害は、被害額として数字にあらわれるものばかりではありません。中山間地では、鳥獣被害に悩まされた結果、営農意欲が減退して耕作を放棄する、あるいは中山間地での生活を放棄するケースがあります。これらによって生み出される耕作放棄地や深刻化する過疎化は、鳥獣の人里への出没を容易にします。そうした結果、これらの被害が激甚化・深刻化することが予測されます。

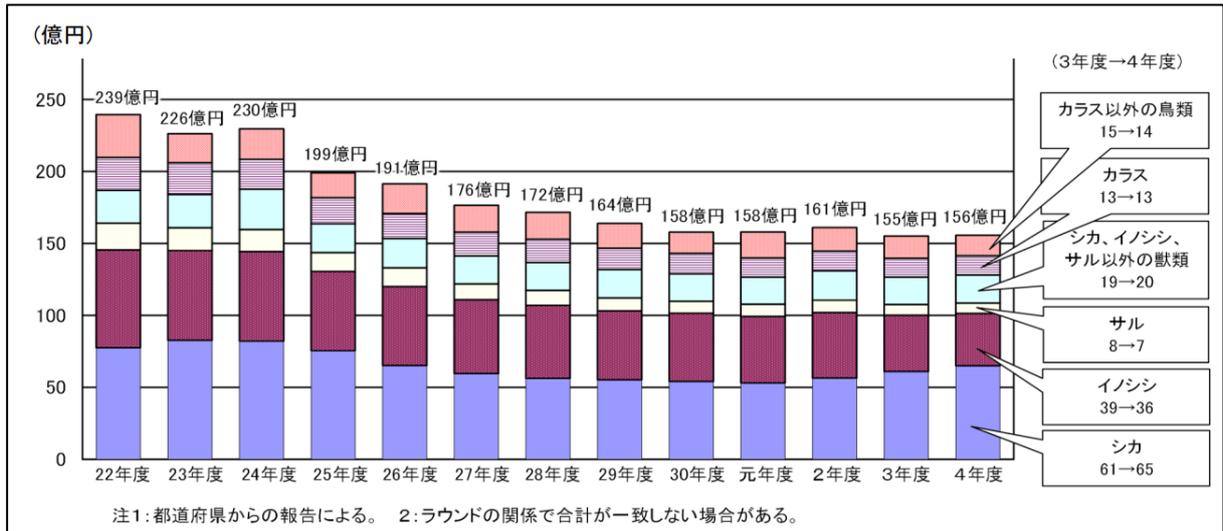


図 1-5 野生鳥獣による農作物被害金額の推移 (令和 4 年度)

農林水産省ウェブサイト

URL : https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/hogai_zyoukyou/attach/pdf/index-28.pdf

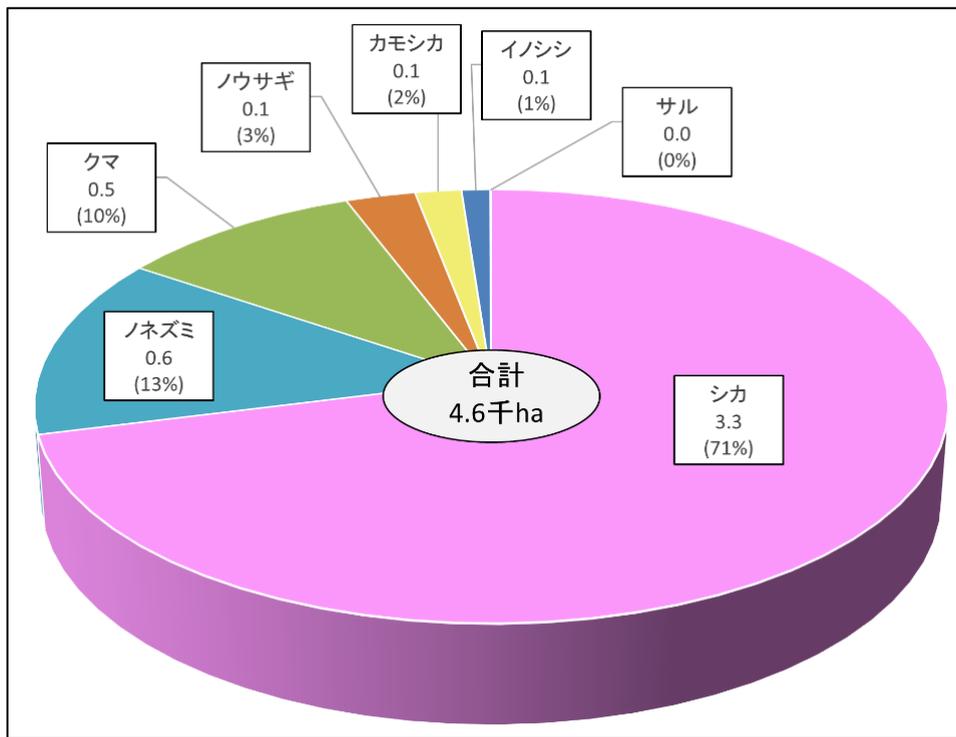


図 1-6 主要な野生鳥獣による森林被害面積 (令和 4 年度)

(都道府県等からの報告による、民有林及び国有林の被害面積の合計。)

林野庁ウェブサイト URL : <https://www.rinya.maff.go.jp/j/hogo/higai/tyouju.html>

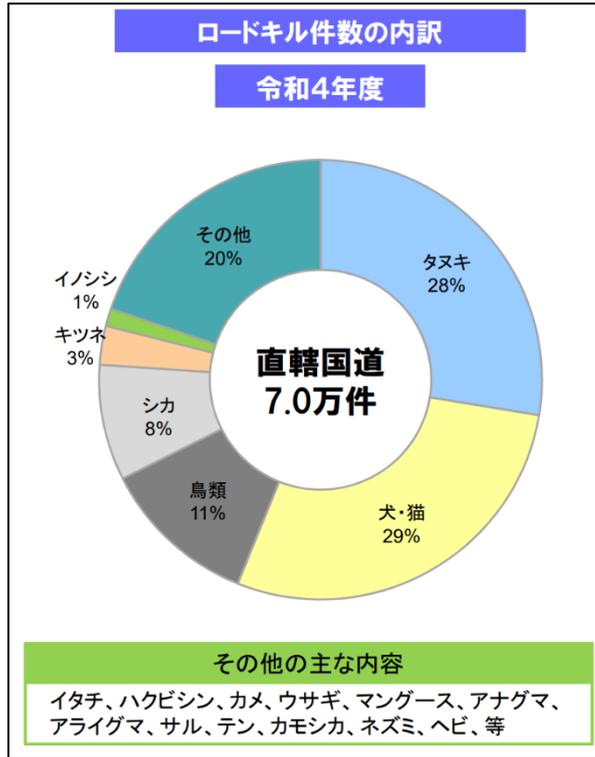


図 1-7 国土交通省直轄国道における落下物処理の実施状況（2021（令和3）年度）

国土交通省ウェブサイト URL : <http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/ijikanri/ijikanri.html>

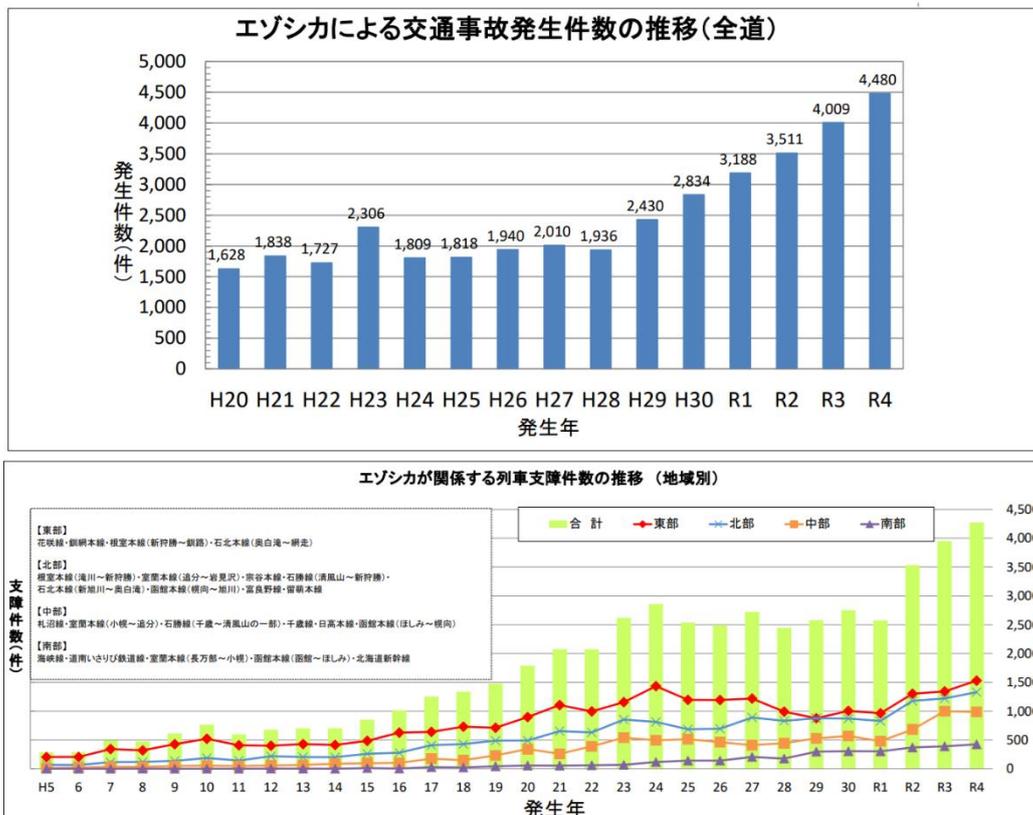


図 1-8 エゾシカが関係する事故件数

北海道庁ウェブサイト URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/est/hokakutaisaku.html>

1.1.2 主な鳥獣の生態と捕獲の留意点

(1) ニホンジカ

ニホンジカは、集団性が強く、群れをつくって生活します。オスとメスは、通常、別々の群れをつくります。

メスの群れは、母親と娘の血縁的な関係を基礎に形成されます。オスは、幼獣のうちメスの群れに留まりますが、2歳を超えるとメスの群れを出て、他のオスとともに、オスの群れをつくります。繁殖期にはオスの群れは分解し、順位の高いオスはメスの群れを囲い、一夫多妻の群れ、すなわち「ハレム」をつくります。

ニホンジカの行動圏については、交尾期におけるオスの移動や、越冬地への移動・分散が観察されています。季節移動を行う要因としては、積雪や食物量などを指摘する報告が多いものの、明確な要因は明らかになっていません。一方で、一年を通して餌資源量に変化しない環境では、季節移動がない場合もあります。

ニホンジカは前述のとおり年齢の成熟に伴って分散行動を行います。メスは出生地である母親の近くに行動圏を確保して分布が拡大していくのに対し、オスは遠く離れた場所へ移動するため、分布の先端部ではオスだけが確認されやすくなります。

ニホンジカは、多種類の植物を季節ごとに餌資源として利用しており、生息地域の植生に影響を受けて食性を変化させます。ほとんどの種類の樹皮や植物を食べ、なくなれば餌があるところに移動するため、餌に不自由しません。

ニホンジカは1産1仔で、10から11月に繁殖期を迎え、地域によりますが5から6月ごろに出産のピークを迎えます。繁殖力が高く、栄養状態がよいメス個体は、1歳から発情を開始し、2歳以降は毎年繁殖を繰り返します。2歳以上の妊娠率は、本州部では75%から100%との報告があり、妊娠率は高いです。

寿命はオスで10から13歳、メスで12から15歳まで生きるものもあり、野生下でもこれらより長寿の個体も確認されています。

死亡率については、1990から2000年代に北海道で行われた成獣メスのテレメトリー調査による自然死亡率は5%以下であり、狩猟などの人為的要因がなければ、非常に高い生存率を示すことが明らかになっています。

また、本州における事例では、貧栄養状態にある島嶼個体群の事例で、1歳での死亡率はオスで31.4%、メスで22.7%、3から6歳のオスでは5%程度、2から8歳のメスでも低い死亡率であることが示されています。

ニホンジカの個体数低減を行うには、繁殖可能なメス成獣を捕獲することが重要です。オスはハレムの複数のメスと交尾するため、オスを捕獲しても、別のオスがメスの群れに入ることになり、個体数低減には寄与しないと考えられます。

(2) イノシシ

イノシシの基本的な社会単位は、①子を連れた成獣メスの母系的グループ、②単独の成獣オス、③生殖に参加しない若齢オス、の3グループに分けられます。特定のなわばりをもたず、人の活動等の影響で夜間あるいは朝夕の薄暮期に活動することが多いですが、危険がないことが分かれば、日中も活発に活動します。

イノシシにとって好適な環境は、食物や水があること、茂み等の隠れ場所があること、人間活動が少ないこと等が挙げられ、放棄果樹園や水田放棄地がそれに当てはまります。

イノシシは植物食を主とした雑食性です。タケノコや双子葉植物、堅果や根・塊茎を採食する他、動物質（両生類、甲殻類、腹足類等）も採食します。

イノシシの繁殖力は高く、基本的に年1産です。通常春から初夏に出産しますが、春の出産に失敗した場合や、出産した子を失った場合は、交尾期と異なる時期に再度発情が起こり、秋頃に出産することがあります。

発情した成獣メスを見つけると、オスはメスに寄り添い、他のオスが近づいた時はこれを排除しようとしめます。弱いオスは追い払われメスを失いますが、強いオスはメスと交尾後、次の発情メスを探して移動し、再び交尾をします。従って、イノシシはある種の一夫多妻型といえます。

生後1年半でほぼ全ての個体が性成熟に達します。メスでは1歳の晩秋から冬に最初の発情を迎えますが、栄養状態が良く成長の早い個体では0歳の冬、あるいは1歳に達した春から夏に最初の発情が起きることもあります。1回の産子数の平均は、飼育イノシシでは4.5頭程度でした。

イノシシの捕獲では、繁殖可能なメス成獣を捕獲することが重要なポイントです。

箱わなの場合、成獣に比べて警戒心の弱い幼獣（うり坊）はわなにかかりやすいですが、それを見た成獣は、さらに警戒心を高め、つかまりにくくなるため、わなの運用には注意が必要です。

(3) ニホンザル

ニホンザルは、昼行性で、一般に数十頭からなる母系の群れ（集団）を作って、一定の行動域をもって生活しますが、季節によって行動域内の利用する場所は異なります。

ニホンザルの群れでは、メスは生まれた群れで一生を過ごします。オスは概ね5から8歳に成長すると生まれた群れから離れ、他の群れに加入したり、オスのグループを作ったりするほか、いわゆる「ハナレザル」として単独で生活します。

ニホンザルは、植物を中心とした雑食性です。果実・種子及び昆虫が好物であり、花や若葉もよく食べます。これまでの各地での調査結果から、1,100種以上の動植物を採食することが知られており、基本的には、トウガラシなど多少の例外を除けば、人間の食べるものは何でも食べると考えられます。

繁殖期は秋から冬、出産は春から夏、妊娠期間はおよそ6か月です。通常は1産1仔で、普通、連年出産は少ないですが、栄養条件次第ではそれも稀でないと考えられています。

ニホンザルの捕獲は、基本的に群れで行動する動物であるため、群れごとに管理方針を決定していくことが基本です。群れの管理方針を定めずに捕獲のみを実施するような、無計画な捕獲は、群れの分裂を招き、農業集落におけるニホンザル被害対策を複雑にする可能性があります。そのため、加害する群れを特定し、群れの加害程度、群れの分布状況や個体数、生息環境に応じて群れごとに管理方針を決め、目標を明確にした計画的な捕獲が求められます。捕獲は、目標に応じて、群れ全体の捕獲、群れの個体数を減らすための部分的な捕獲、悪質な個体の選択的な捕獲を適切に選択する必要があります。

(4) ヒグマ・ツキノワグマ

国内には北海道にヒグマ、本州・四国にツキノワグマが恒常的に生息しています。九州のツキノワグマは2012（平成24）年に絶滅と判断されました。

ヒグマは冬眠明けから交尾期である4月から7月にかけて、アキタブキ、オオハナウドなどの多年生高茎草本の地上部を多く食べています。また、4月には冬季に死亡したエゾシカの残滓を採食することもあります。初夏に入るとアリ類や農作物を採食します。また、エゾシカの密度が高い地域では、シカの新生子の捕食も報告されています。晩夏の終わりから秋は、液果類（シウリザクラ、サルナシ、ヤマブドウなど）や堅果類（ミズナラ、オニグルミなど）を採食します。サケ科魚類の遡上する地域ではカラフトマスやシロザケも採食します。また、捕獲後に適正に処理されなかったエゾシカの残滓を採食することが確認されており、捕獲個体の適切な処理が求められます。

ツキノワグマは、冬眠明け直後の春には、草本類（シシウド、バイケイソウ、ササ属など）や木本類（ブナ、ミズナラ、サクラ属など）の新芽・新葉・花を採食します。前年の秋に落下したブナ科の堅果類が残っている場合はそれらも採食します。初夏には、多肉質の高茎草本を採食し、夏は、木本の果実類（サクラ属、キイチゴ属など）、スズメバチ科、アリ類などの昆虫を採食します。また、ヒノキやスギなどの樹皮剥ぎが発生するのもこの時期です。秋は堅果類（ブナ、ミズナラ、コナラ、クリなど）を多く採食します。

ツキノワグマは、秋季は食物となる堅果類の結実の豊凶によって行動圏が変化すると考えられています。堅果類が不作の年は、エサを探索し広範囲を移動するため、人里付近に出没することもあります。

地域や個体による差がありますが、初夏に交尾し、1月から2月の冬眠中に出産します。ヒグマの子育て期間は1年半から2年半、ツキノワグマの子育て期間は1年半です。また、ツキノワグマの一腹産子数は1から2頭（平均1.86頭）との報告があり、増加率は低いと考えられます。

ヒグマの捕獲については、2001（平成13）年度から2014（平成26）年度の許可捕獲のう

ち、わなでの捕獲が53%、銃での捕獲が47%となっています。わなでの捕獲であっても銃による止め刺しが必要であり、毎日定期的な点検が必要です。

ニホンジカやイノシシをわなで捕獲する際に誤ってクマが捕獲される「錯誤捕獲」が発生していますが、多くの場合、殺処分されており、麻酔による不動物と放獣体制を整えるなどの対策が急務です。

(5) カワウ

カワウはかつて全国に分布していましたが、1970年代に絶滅が危惧されるほど個体数が激減し、分布域も縮小しました。その原因については、環境汚染物質の影響など、いくつかの原因が関与していたと指摘されていますが、明らかではありません。しかし、1980年代になると分布は拡大し、個体数は増加に転じました。

カワウは魚食性です。繁殖時期は地域により大きな違いがみられ、北海道や青森県では春から夏にかけて、その他の地域では繁殖期も繁殖期間も様々です。1回の営巣で産む卵数は1から7個であり、3個が最も多いです。抱卵日数は24日から32日、孵化後、31日から59日で巣立ちます。育雛期は初春から夏になる場所が多く、アユの遡上・放流から釣りの解禁時期と重なります。

カワウの行動時間帯は昼間に限られ、夜間は樹上のねぐらやコロニーで集団で過ごし、採食・移動はしないと考えられています。日の出の30分前から、ねぐらからの飛び立ちが始まり、採食場所である河川、湖沼、海に飛来し、潜水して採食を行います。ねぐらと採食地は40kmほど離れている場合もあります。集団で行動するため、コロニー等で効果的に捕獲する際には、発砲音等で一斉に飛翔させないことが重要です。

なお、巣が壊れたり、卵がなくなったりすると、カワウは再営巣して卵を産みなおすので、繁殖期間が長くなり被害が長期化します。

平均寿命はおよそ3、4年と考えられていますが、巣立った年の死亡率は高いです。一方、標識を装着した調査などから、10年以上生きる個体がいることも判明しています。

カワウの捕獲では、ねぐらやコロニーの移動・分散を防ぐため、無計画に攪乱しないように捕獲することが重要なポイントです。散弾銃より発砲音が小さく、射程の長い高性能空気銃（エアライフル）を用いて計画的に捕獲することにより、発砲音で一斉に飛翔することを防ぎ、効果的に捕獲することができます。

1.1.3 科学的・計画的な鳥獣の保護及び管理の必要性

日本には700種以上の哺乳類・鳥類が生息しています。これらの鳥獣は、人間の生存の基盤となっている自然環境を構成する重要な要素の一つであり、それを豊かにするものであると同時に、私たちの生活環境を保持・改善する上で欠くことのできない役割を果たしています。高度に経済が発達しながらも、国内には多様な鳥獣が生息しており、このような中で人と鳥獣との適切な関係を構築し、生物の多様性を維持していくことは世界に対しても誇り得るものです。

しかし、種によっては全国的又は地域的に生息分布の減少や消滅が進行したり、ツキノワグマのように地域的に絶滅のおそれのある種や、孤立した地域個体群も存在します。一方で、ニホンジカやイノシシ等のように、生息分布が全国的に見て拡大し、生息数が増加傾向拡大増加傾向にある鳥獣が存在することから、これらの鳥獣に対して、個体群管理及び生息環境管理、被害防除対策を総合的に実施し、鳥獣の保護管理をより一層推進することが必要となっています。

特に、近年、ニホンジカやイノシシ等については、急速な生息数の増加と生息域の拡大が生じており、生態系、農林業等への被害が深刻な状況となっています。これらの種による被害については、被害防除対策（防護柵の設置等）や、加害している個体の捕獲による対策では限界があります。増加する農林業被害や生活環境被害、加害個体を特定しにくい生態系被害に対しては、積極的な個体群管理、つまり捕獲の強化が不可欠です。

元来、在来種であるニホンジカ等は、国内の自然環境を構成する重要な要素の一つであり、根絶ではなく、人との適切な関係を構築し、共存を目指すべきものです。そうした前提においては、ニホンジカ等をむやみに駆除や間引きすればよいというものではなく、鳥獣の個体群とその生息地を適切な状態に誘導し、維持するよう科学的・計画的に管理することが求められます。

科学的・計画的な鳥獣の保護及び管理（以下「鳥獣保護管理」といいます。）においては、生息状況や被害状況等の継続的な調査等により現状を客観的に把握・認識し、それを踏まえて具体的な管理目標を設定し（例：現状で1 km²あたり20頭のニホンジカ生息密度を5年間で1 km²あたり5頭に低減するといった目標設定）、管理作業を推進しながらその経過をモニタリングして作業内容を見直すという、いわゆるPDCA（Plan、Do、Check、Act）サイクルをたどります。特に、自然界では原因と結果の関係等が必ずしも明らかでないことから、不確実性があることを前提にして、モニタリングによって計画と作業内容を見直すことが重要です。

- ・ Plan : 生息動向（個体数の増減や分布域の拡大等）や被害状況（農業被害や生活環境被害の動向等）といった現況を把握し、前期計画の目標達成状況の把握、施策の評価・検証（Check）、評価に基づく改善（Act）を行った上で、今期計画の管理の目的・目標を設定し、特定計画を策定する。
- ・ Do : 特定計画に基づき、ニホンジカの生息状況や土地利用の形態、地形的まとまりや行政単位に応じて、個体群管理、生息環境管理、被害防除対策といった施策を実施する。
- ・ Check : モニタリングを行って科学的なデータを収集し、その結果を基に目標の達成状況から施策を評価する。
- ・ Act : 評価結果に基づき必要に応じて改善策を講じる。

鳥獣保護管理においては、いくつかの期間や地理的範囲の異なる PDCA サイクルがあります。例えば、第二種特定鳥獣管理計画における PDCA サイクルは、都道府県において、5 年間程度の期間で、都道府県が管理の目標をたて、個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策の実施による総合的な鳥獣の管理を実施し、被害や生息個体数の増減を評価しながら、一連の捕獲事業や被害対策の効果を検証していくスケールの大きなサイクルです。そのサイクルの中で、必要に応じて、各年度の捕獲目標や指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（計画期間は原則 1 年以内）やそれに基づく捕獲の目標等が定められていきます（図 1-9）。

これらの計画に基づいて行う、個々の捕獲等事業においては、個々の事業の単位で捕獲成果や安全性の確保、費用対効果等を検証していくスケールの小さい PDCA サイクルがあります。受託者が仕様書に基づいて事前調査を行い、業務計画を立て実施し、受託者あるいは発注者が事業の効果等を検証しながら、捕獲方法や作業手順、安全管理等の方法を見直していきます（図 1-10）。

鳥獣保護管理の重要な一面は、適正な個体数になるまで安全かつ効率的に必要な捕獲を進めることにあります。目標を達成するためには、鳥獣ごとの生態学的特徴を知り、特に捕獲行為を学習して、警戒心の強い個体を生み出さないこと等、効果的かつ効率的に科学的な捕獲を進めることが重要です（⇒p. 7 1.1.2 主な鳥獣の生態と捕獲の留意点参照）。

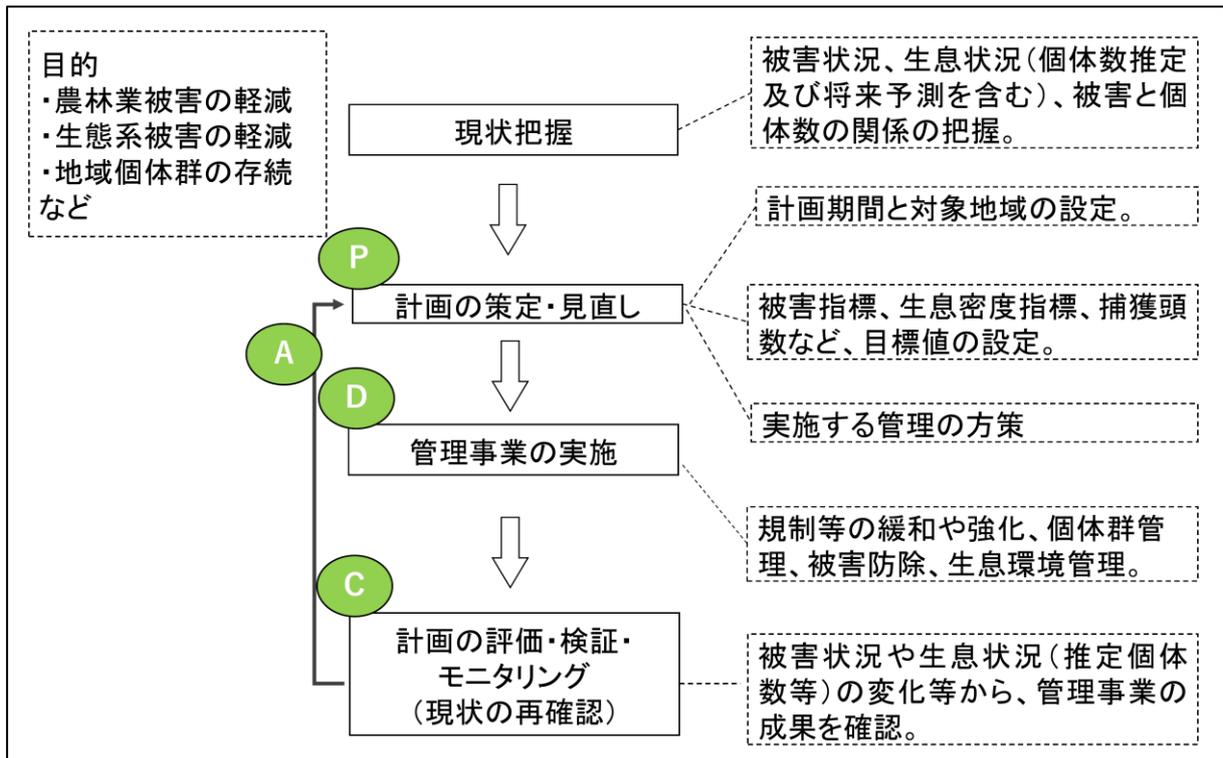


図 1-9 第二種特定鳥獣管理計画における PDCA サイクル

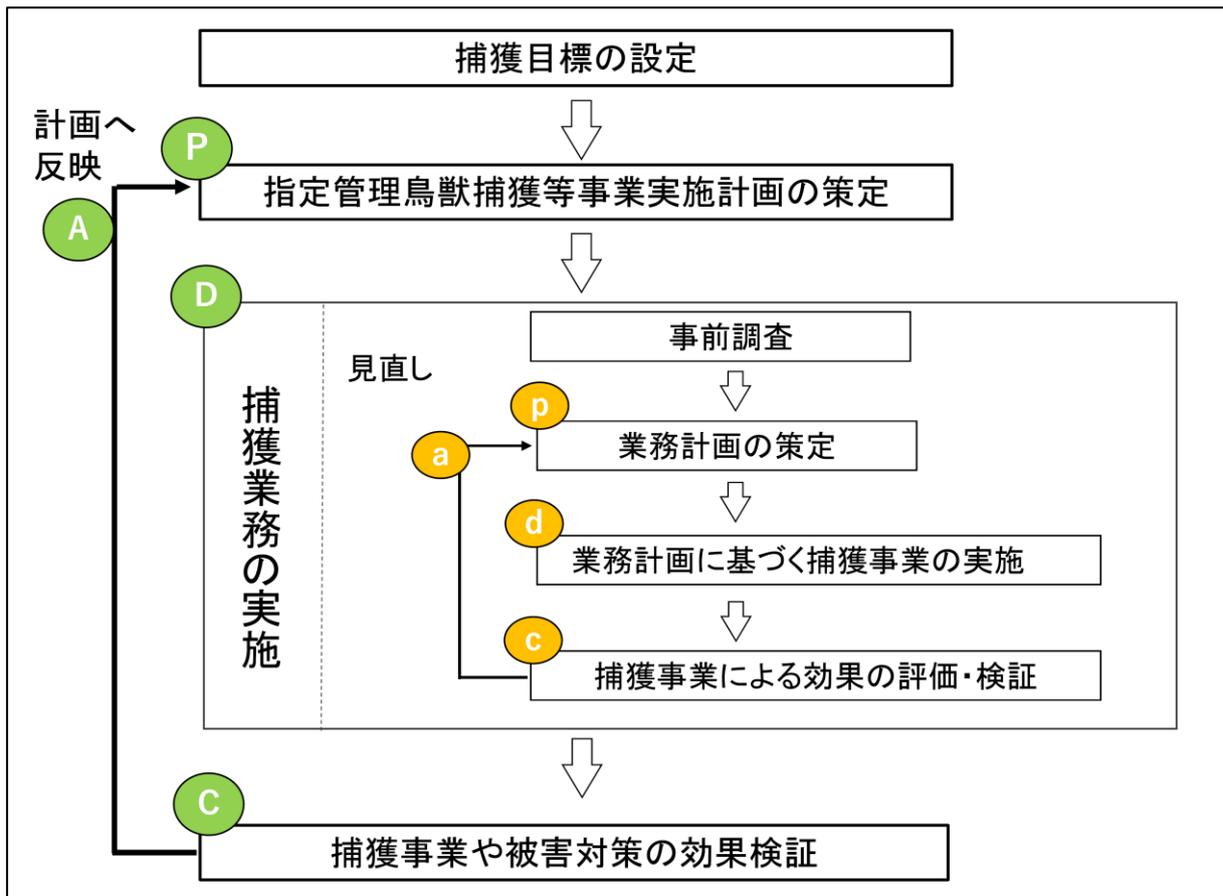


図 1-10 第二種特定鳥獣管理計画に基づく個別の捕獲事業の PDCA サイクル

1.1.4 鳥獣捕獲の担い手の現状

鳥獣捕獲の主たる担い手である狩猟免許所持者は、1975（昭和 50）年度以降大きく減少し、2012（平成 24）年度には過去最低の約 18 万人にまで減少しました（図 1-11）。このような状況を受けて、環境省では網猟・わな猟免許の取得年齢の引き下げや、認定鳥獣捕獲等事業者等を対象とした狩猟税の減免措置を実施したほか、狩猟免許の取得促進を目的としたフォーラムの実施などの取組を行いました。その結果、新規の狩猟免許取得者は増加し、2019（令和元）年度は約 22 万人と持ち直しています。ただし、2008（平成 20）年度以降は 60 歳以上の狩猟免許所持者の割合が全体の約 6 割を占め（図 1-12）、依然として高齢化している状況にあることから、引き続き捕獲等を行う担い手の育成が求められています。

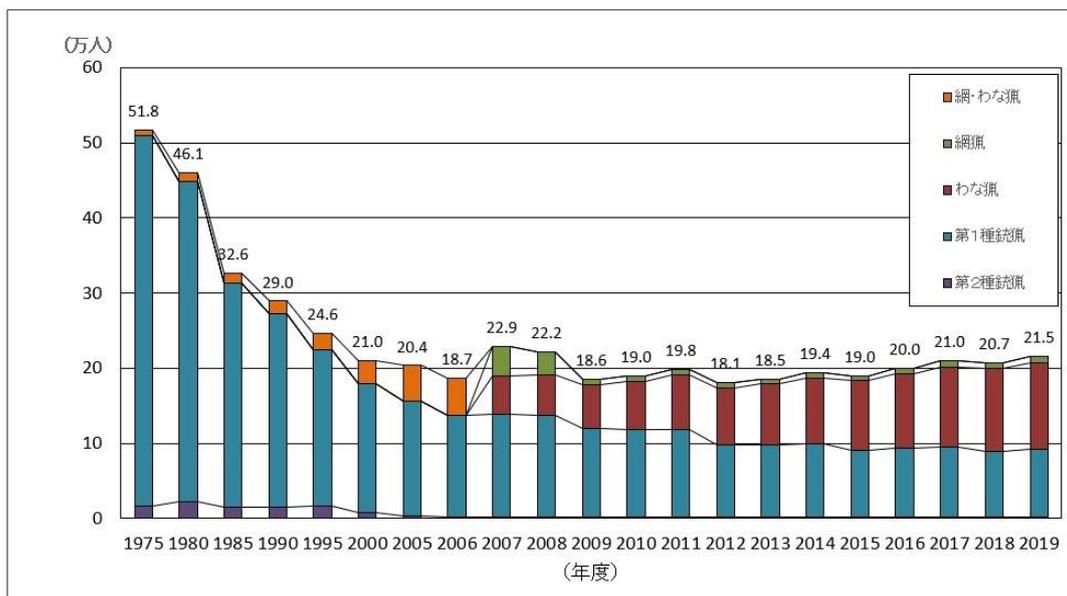


図 1-11 狩猟免許所持者数（種別）の推移 環境省資料から

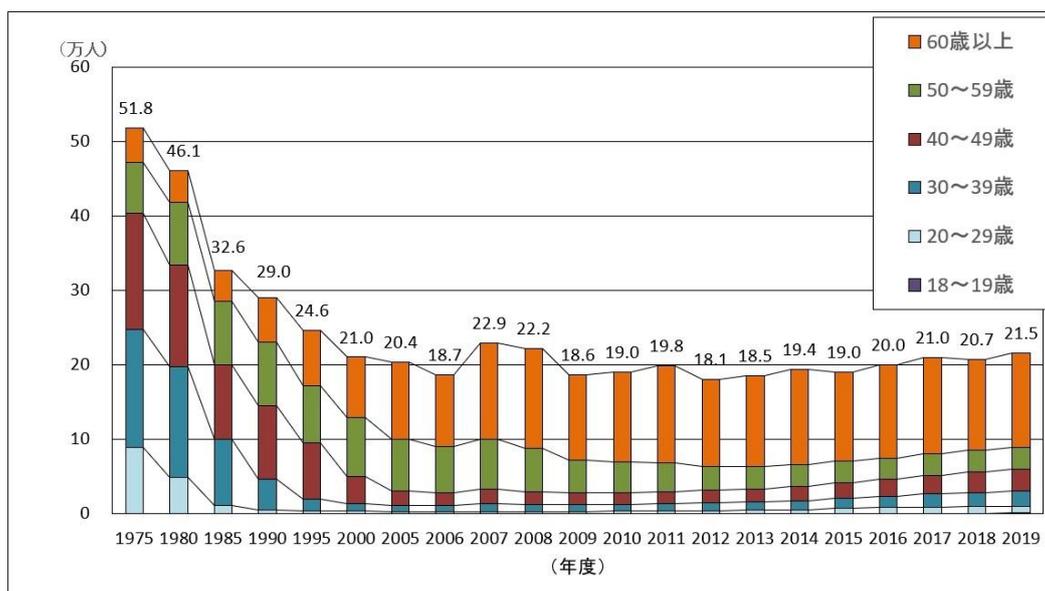


図 1-12 狩猟免許所持者数（年齢別）の推移 環境省資料から

一方、2022（令和4）年度のニホンジカ及びイノシシの捕獲数は、それぞれ約72万頭、約59万頭であり、この十数年間でそれぞれ大幅に増加しており、許可を受けて行う捕獲数が狩猟による捕獲数を上回っています（図1-13）。この結果、ニホンジカ及びイノシシについては、生息数の増加が抑えられている地域もあります。

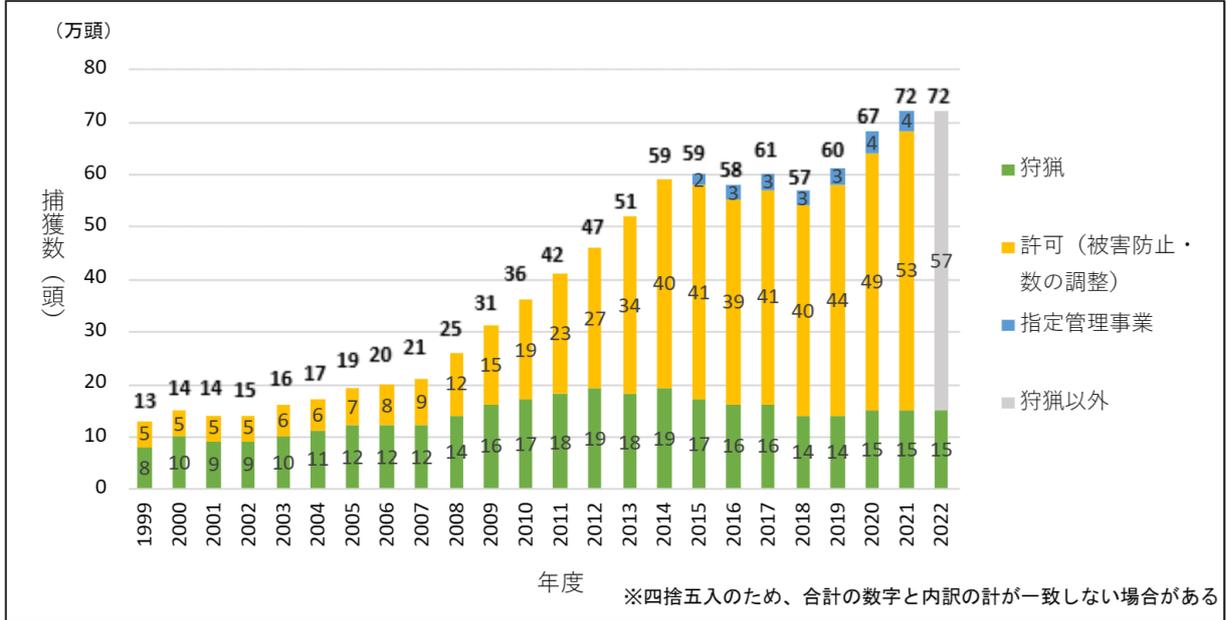


図1-13(1) ニホンジカの捕獲数の推移 環境省資料から

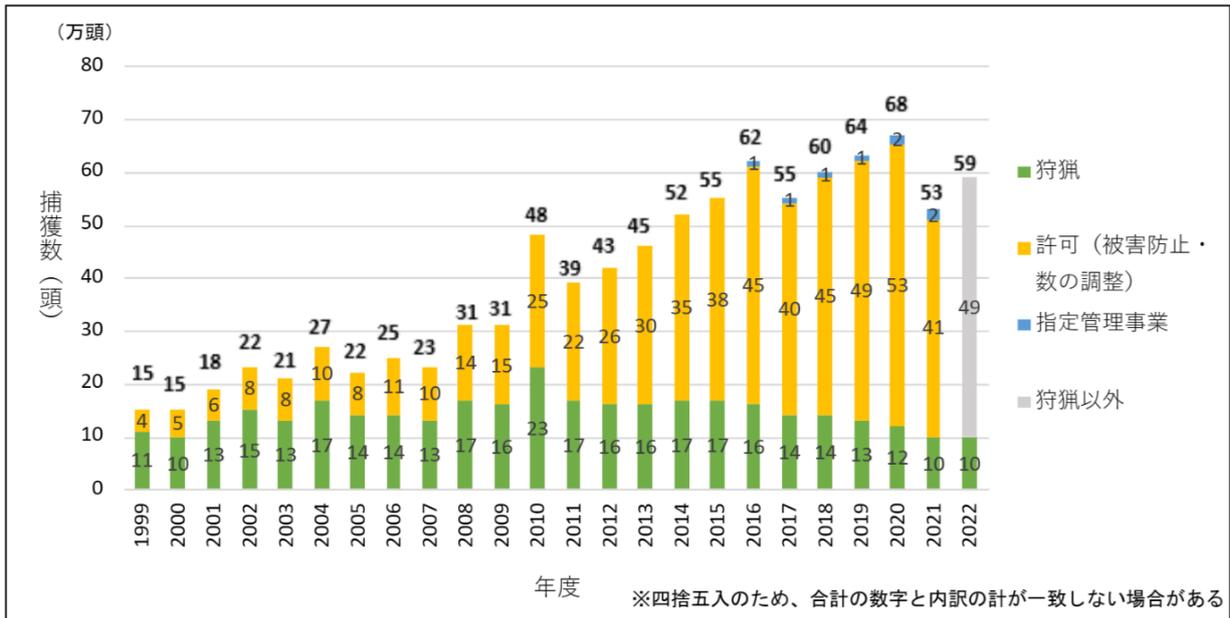


図1-13(2) イノシシの捕獲数の推移 環境省資料から

前述したように、鳥獣捕獲の担い手確保のため、環境省や都道府県をはじめ各行政機関では狩猟免許取得者の確保に努めてきました。その結果、近年はわな免許を中心に、新たに狩猟免許を取る人も増えています。

しかしながら、初心者にとって鳥獣の捕獲は決して簡単なものではありません。現実には、ある地域の調査結果では、捕獲のためにわなを導入した集落のうち、年間の捕獲頭数が0頭の集落が36%、2頭以下を含めると52%も占めていました（図1-14）。

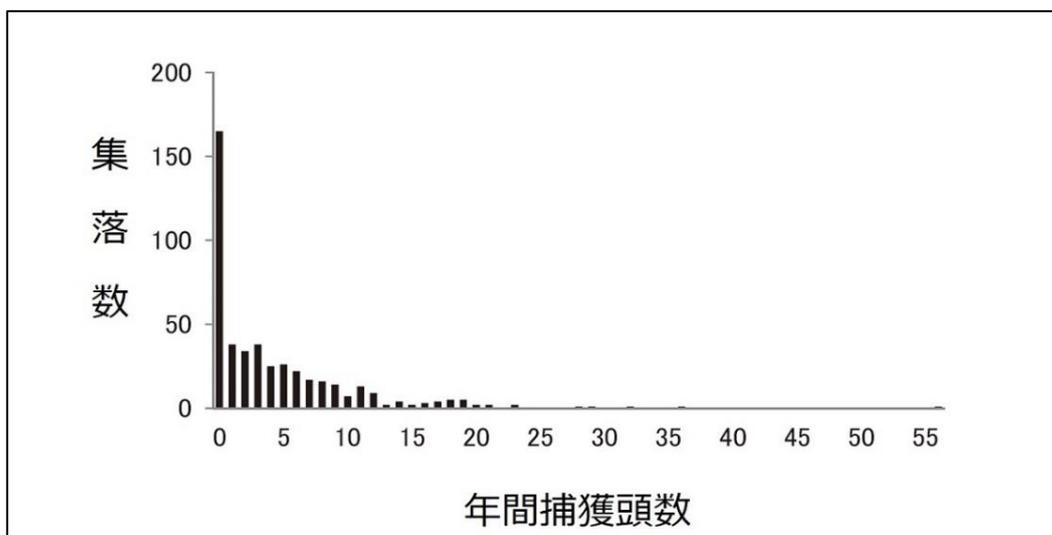


図1-14 わなを導入した集落の年間捕獲頭数

捕獲わなを導入した460集落を調査したところ、まったく捕獲ができなかった集落が36%（165集落）あり、52%（237集落）の集落では捕獲頭数は年間2頭以下だった（兵庫ワイルドライフモノグラフ7号）。

また、狩猟期間の銃猟においても、登録者のうち、ニホンジカやイノシシを、1頭も捕獲していない狩猟者が37%、2頭以下を含めると55%にも上っていることがわかりました（図1-15）。

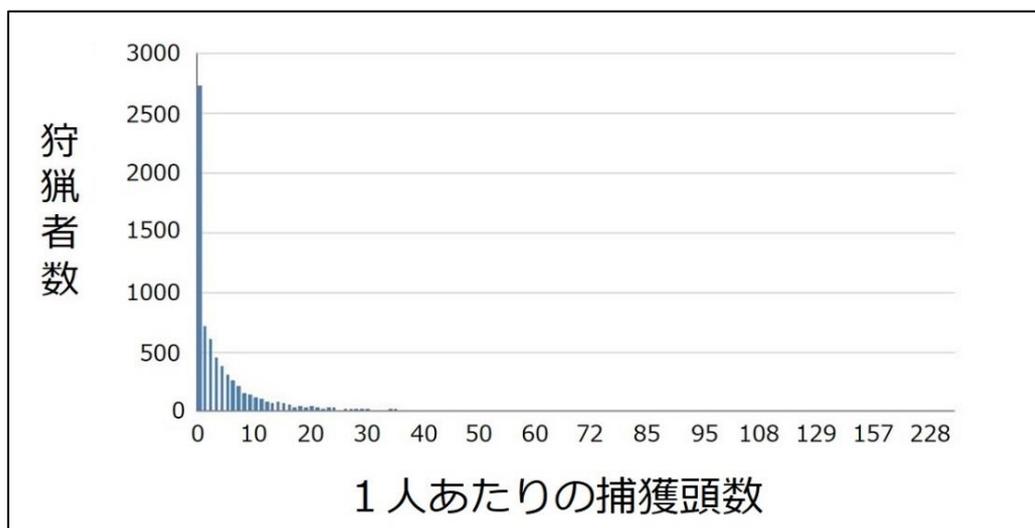


図1-15 狩猟期間の銃猟登録者における1人あたりの捕獲頭数

2010から2012（平成22から24）年度の3年間の銃による狩猟における、のべ7,350人 53,408頭のシカ捕獲のデータより分析。

1年間の猟期あたりの捕獲数をみると、登録した狩猟者のうち37%が捕獲ゼロ、55%が2頭以下であった。5頭以上捕獲している16.6%の狩猟者が、全体の76%の頭数の捕獲をしていた。

なおこの期間中は、シカ1頭あたり2,500～6,500円/頭の報償費が支払われていた（兵庫県森林動物研究センター調べ）。

これらのことは、鳥獣の捕獲は、狩猟免許や銃の所持許可があれば、すぐにできるような簡単なものではないことを示しています。つまり、狩猟免許取得者を単純に増やす、ということだけではなく、確実に捕獲ができる人材を、知識・技術面から支援するとともに、そのような人材が捕獲に従事できるような環境を整備する必要があるといえます。

1.2 鳥獣の管理の強化

1.2.1 認定鳥獣捕獲等事業者制度導入

これまで述べたような状況を踏まえ、2013（平成 25）年 12 月、環境省と農林水産省は「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を共同で取りまとめ、この中で、2023（令和 5）年度までにニホンジカ、イノシシの個体数を半減させることを目指すこととしていました。この目標については、2023（令和 5）年 9 月に捕獲強化対策と捕獲目標を延長し、2028（令和 10）年度までにニホンジカ、イノシシの生息頭数を半減し、捕獲圧を維持することを掲げています。

また、2014（平成 26）年 4 月に両省がとりまとめた「被害対策強化の考え方」においては、同じく 10 年後の 2023（令和 5）年度までに、ニホンザルについて「加害群の数の半減（被害防除対策を並行して実施し、群れの加害度を下げることを含む）」を、カワウについて「被害を与えるカワウの個体数の半減」を、それぞれ目指すこととしました。いずれの種についても、捕獲等をはじめとする対策を強化し、種の特性に応じた、効果的な対策を進めていく必要があります。

また、環境省の中央環境審議会においては、2012（平成 24）年 11 月に環境大臣の諮問に応じ、鳥獣保護管理に携わる人材の育成と、将来にわたって適切に機能し得る鳥獣保護管理体制の構築に向けた議論が行われ、今後講ずべき措置について 2014（平成 26）年 1 月に答申が取りまとめられました。この答申においては、直面する課題に対して、取り組むべき最優先事項を「都道府県による捕獲の強化」と「鳥獣管理体制の強化」とし、被害防止のための捕獲の促進に向けて、国の指導力の発揮や、国民理解の醸成が必要であるとされました。

これらを踏まえ、2014（平成 26）年に鳥獣保護法を改正し、認定鳥獣捕獲等事業者の制度を含む、鳥獣の管理を促進する措置を新たに導入することとしました。

これまでの捕獲は、主に狩猟者の協力により、地域の中の相互扶助の精神に基づいた活動に支えられてきました。しかし、捕獲対策の強化が求められている中、捕獲に従事する狩猟者の負担は急激に増加しています。鳥獣の捕獲は、専門的な技術が必要な上に危険も伴う作業です。これまでのボランティア的な作業だけでは、今後、担い手の確保や維持がますます困難になっていくでしょう。

このような中で、認定鳥獣捕獲等事業者とその捕獲従事者には、社会の要請に沿った適切な捕獲事業の実施と、そのための体制作りが求められています。

2 鳥獣の保護及び管理に関連する法令

2.1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

2.1.1 法の目的

鳥獣保護管理法は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するとともに、猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的としています。

この目的を達成するため、鳥獣保護管理法には、鳥獣の保護及び管理を図るための事業の実施や猟具の使用に係る危険の予防に関する規定等が定められています。

なお、鳥獣保護管理法では、「鳥獣」を「鳥類又は哺乳類に属する野生動物」と定義しています。

2.1.2 鳥獣保護管理法の施策体系

鳥獣保護管理法は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業の実施や、猟具の使用に係る危険の予防により、生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを目的とするものです。これらの事務については、地域の状況に応じて行うことが重要なため、一部の国の事務を除いて、都道府県が国の指針に即し鳥獣保護管理事業計画を策定して実施しています。

2014（平成26）年に改正された鳥獣保護管理法では、これまでの計画制度について、新たに法目的に加えた「鳥獣の管理」を含む計画制度を見直し、都道府県知事が鳥獣全般を対象として策定する「鳥獣保護事業計画」を「鳥獣保護管理事業計画」に改めました。

また、従来、「その数が著しく増加又は減少している鳥獣」を対象に策定することになっていた「特定鳥獣保護管理計画」について、保護のための計画（第一種特定鳥獣保護計画）と管理のための計画（第二種特定鳥獣管理計画）に区分しました。

なお、鳥獣の管理とは、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点からその生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させることを指しています。

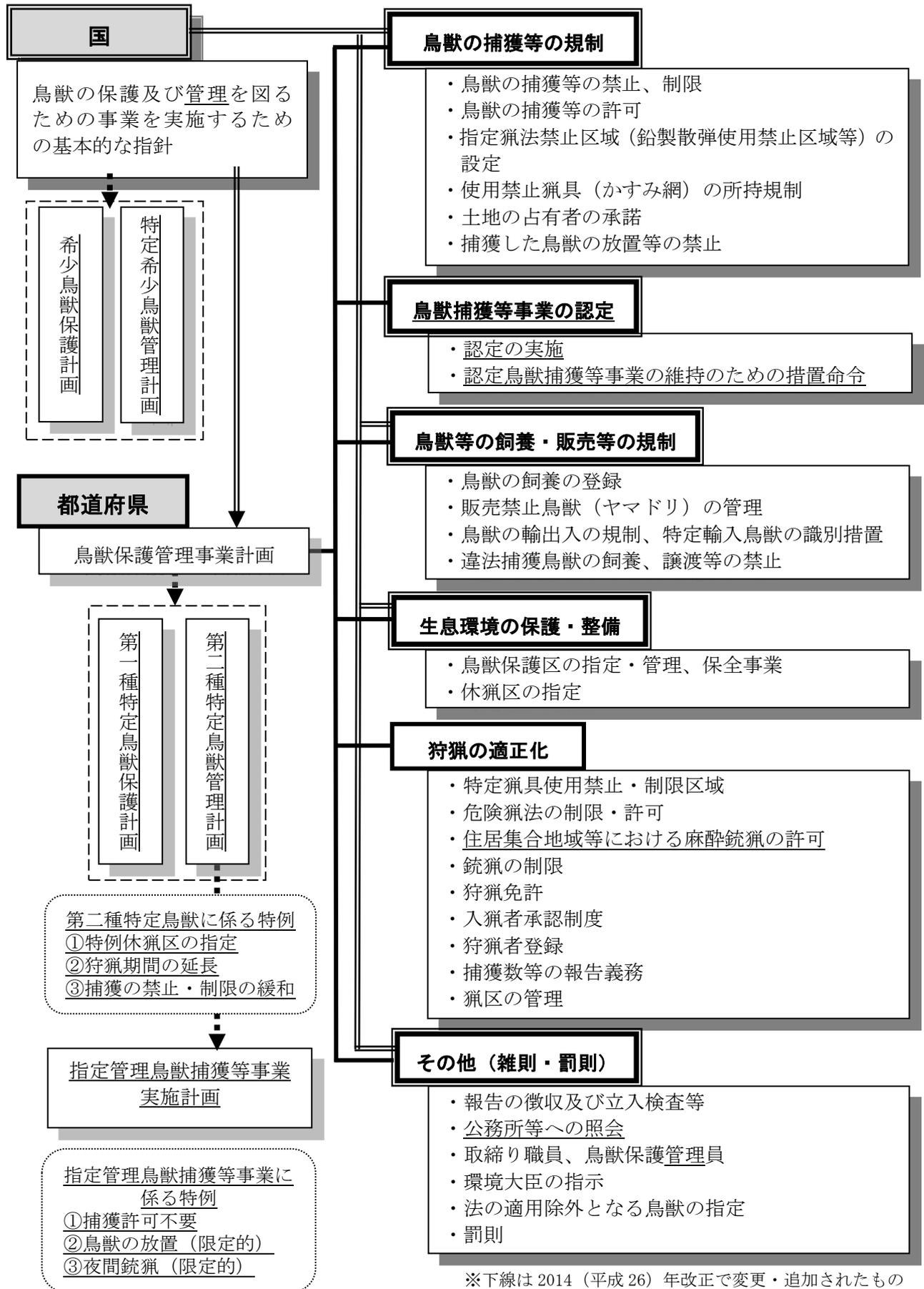


図 2-1 鳥獣保護管理法の施策体系

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護法)

の一部を改正する法律について 【平成26年5月30日公布】

改正の必要性

- ニホンジカ、イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化
- 狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少
- ➔ 鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成が必要

改正内容

1. 題名、目的等の改正

その数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害に対処するための措置を法に位置付けるため、法の題名を「**鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律**」に改め、**法目的に鳥獣の管理**を加える(第1条)。これに伴い、鳥獣の「保護」及び「管理」の定義を規定する(第2条)。

【定義】 生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、
鳥獣の保護: その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること
鳥獣の管理: その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること

2. 施策体系の整理

都道府県知事が鳥獣全般を対象として策定する「鳥獣保護事業計画」を「**鳥獣保護管理事業計画**」に改める(第4条)。また、**特に保護すべき鳥獣のための計画**と、**特に管理すべき鳥獣のための計画**を以下のとおり位置づける(第7条及び第7条の2)。

都道府県知事策定	第一種特定鳥獣保護計画	その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣(第一種特定鳥獣)の保護に関する計画
	第二種特定鳥獣管理計画	その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣(第二種特定鳥獣)の管理に関する計画

※ 希少鳥獣については、環境大臣が計画を策定することができることとする(第7条の3及び第7条の4)。

3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設

集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣(指定管理鳥獣)について、**都道府県又は国が捕獲等をする事業(指定管理鳥獣捕獲等事業)を実施することができる**こととする。当該事業については、①捕獲等の許可を不要とする。②**一定の条件下**※で**夜間狩猟を可能とする等の規制緩和**を行う。(第14条の2)

※ 都道府県知事又は国の機関が、4の認定鳥獣捕獲等事業者に委託して行わせ、方法や実施体制等について都道府県知事の確認等を受けた場合



夜間に撮影されたニホンジカ

4. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

鳥獣の捕獲等をする事業を実施する者は、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事する者の技能及び知識が**一定の基準に適合**していることについて、**都道府県知事の認定**を受けることができることとする(第18条の2から第18条の10)。



閉鎖車道を活用し、車両で移動し捕獲・回収

5. 住居集合地域等における麻醉銃猟の許可

都道府県知事の許可を受けた者は、鳥獣による生活環境の被害の防止のため、**住居集合地域等**において**麻醉銃による鳥獣の捕獲等**ができることとする(第38条の2)。

6. 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ(20歳以上→18歳以上)(第40条)等

※ 平成27年5月29日施行 (一部は公布日施行)

図 2-2 鳥獣保護法の一部を改正する法律について

◇◇鳥獣保護管理法の歴史◇◇

人と鳥獣の関係は、原始時代の狩猟に始まり、農耕等の生産活動が定着するに従って、鳥獣被害防止のための捕獲も盛んに行われるようになりました。

日本の鳥獣保護法制は、1873（明治6）年の鳥獣猟規則の制定以降、時代時代の社会的な要請や鳥獣の生息状況等を受けて変化してきました。明治期には乱獲防止のために保護鳥獣と保護期間を定め、大正期には保護鳥獣の指定から狩猟鳥獣を指定し、これ以外の鳥獣を全て保護するという体系に変わりました。戦後には、鳥獣保護区制度を創設し、平成に入ってから特定鳥獣保護管理計画制度を創設し、鳥獣保護のための管理に重点を置いた制度となりました。

2014（平成26）年の鳥獣保護法改正では、従来の「鳥獣の保護」を基本とする施策から、ニホンジカやイノシシ等の一部の鳥獣については、積極的に捕獲を行い、生息状況を適正な状態に誘導する「鳥獣の管理」を明確化し、施策の転換を図ることになりました。

<p>明治6年 <u>鳥獣猟規則の制定</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・銃猟のみ規制の対象 ・銃猟の免許鑑札制 ・銃猟期間を10月15日から翌年4月15日まで ・日没から日出までの間、人家が密集している場所等での銃猟を禁止。 	<p>昭和38年 <u>鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（改称）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護思想の明確化 ・鳥獣保護事業計画制度の創設
<p>明治25年 <u>狩猟規則の制定</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・猟具の規制範囲に、網猟、わな猟を追加。 ・捕獲を禁止する保護鳥獣15種を指定 	<p>※昭和46年 <u>林野庁から環境庁に移管</u></p> <p>平成11年 <u>鳥獣保護法の改正</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定鳥獣保護管理計画制度の創設 ・国と都道府県の役割の明確化
<p>明治28年 <u>狩猟法の制定</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職猟と遊猟の区別を廃止 	<p>平成14年 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の制定（ひらがな化）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定猟法禁止区域制度の創設 ・捕獲鳥獣の報告を義務化
<p>大正7年 <u>狩猟法の制定（全部改正）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護鳥獣の指定から狩猟鳥獣の指定 ・保護鳥獣の販売、保護鳥獣のひな、卵の採取・販売を禁止。 	<p>平成18年 <u>鳥獣保護法の改正</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・網・わな免許の分離 ・鳥獣保護区における保全事業の実施 ・輸入鳥獣の標識制度の導入
<p>昭和25年 <u>狩猟法の改正</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護区制度の創設 ・保護鳥獣の飼養許可証制度の導入 	<p>※平成19年 <u>鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村への捕獲許可権限委譲
	<p>平成26年 <u>鳥獣保護法の改正</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣の管理の強化 ・指定管理鳥獣捕獲等事業の創設 ・認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

◇◇ニホンジカが増加した理由◇◇

ニホンジカの生息数の増加や生息域の拡大理由については、複数の要因が考えられていましたが、2023（令和5）年4月に国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所らの研究グループが、過去10万年間のニホンジカ個体数の増減を推定し、

- ・現在のシカは過去10万年間で最大、あるいはそれに近い水準まで増加していること。
- ・その要因は主に捕獲圧の低下であること。

を、明らかにしました。

この研究では、日本の複数地域においてニホンジカのサンプルを収集し、遺伝学的手法により過去10万年間の有効集団サイズ（繁殖に寄与した個体数）を世界で初めて推定しました。その結果、現在のシカは過去10万年間で最大、あるいはそれに近い水準まで増加していることがわかりました。そして、シカが過去に大きく増加したタイミングの多くは人間による捕獲圧が低下した時期と一致していた一方、気温や降水量の変動やニホンオオカミの絶滅とは関係が明確ではありませんでした。

これは、シカによる影響を許容範囲に収めるためには、人間による継続的な捕獲が重要であることを歴史的な観点から示した点で、人間によるシカ管理の必要性を後押しするものです。

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所ウェブサイト

URL: <https://www.ffpri.affrc.go.jp/press/2023/20230404/index.html>

ニホンジカは繁殖力が高いことに加え、様々な要因で死亡率が低下したことから、生息数が増加したと考えられます。増加の要因として、気候変動や上位捕食者の絶滅よりも、人間による捕獲圧が低下したことによる可能性が高いことが、この研究で明らかになりました。

2.1.3 鳥獣保護管理法における各主体の役割

鳥獣保護管理法では、国、地方公共団体、事業者、民間団体、市民、専門家等が、役割を分担しながら鳥獣保護管理に取り組むことになります。

① 国

国は、関係省庁間の連携を強化しつつ、国際的、全国的な鳥獣の保護及び管理の見地から、法律・基本指針等により、国全体としての鳥獣の保護及び管理の行政の方向性について示すとともに、これに沿った取組を促進します。

② 地方公共団体

都道府県は、地域の鳥獣の保護及び管理の見地から、国の施策と連携しつつ、地域の実情を踏まえ、鳥獣保護管理事業計画や第二種特定鳥獣管理計画の作成により、科学的で、計画的な鳥獣保護管理の基本的な枠組みを構築し、施策を実施します。特に、2014（平成26）年の鳥獣保護法の改正により、全国的に集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定める指定管理鳥獣については、必要に応じて、第二種特定鳥獣管理計画を作成し、当該鳥獣の管理の目標を設定するとともに、市町村等が実施する当該鳥獣の捕獲全体の調整を行い、さらに、必要に応じて目標達成のために必要な捕獲を主体的に実施します。

市町村については、近年、鳥獣の捕獲許可の権限を都道府県から委譲されるほか、特に農林水産物の被害防止対策等、鳥獣保護管理における市町村の役割が増大していることから、都道府県知事の定める鳥獣保護管理事業計画の下で、国及び都道府県と連携して鳥獣保護管理事業を実施します。

③ 事業者、民間団体、市民

鳥獣保護管理を行う民間団体や市民は、行政との連携を図り、人と鳥獣との適切な関係の構築について理解を深め、鳥獣保護管理に関わる活動に自主的、積極的に参加することが期待されます。

特に、鳥獣の管理が必要な地域においては、地域住民が一体となって、未収穫作物や生ゴミ等の適切な管理や鳥獣の追い払いの徹底等による鳥獣を誘引しない取組に努める必要があります。

④ 専門家等

専門的な知識及び技術等を有している専門家や民間団体は、必要に応じて、地方公共団体等に対し、科学的な観点から適切な助言・指導を行うことが期待されます。

2.1.4 鳥獣の捕獲等の種類

鳥獣保護管理法では、従来の狩猟、許可捕獲に加えて、新たに指定管理鳥獣捕獲等事業における捕獲が位置づけられました（表 2-1）。

指定管理鳥獣捕獲等事業は、都道府県が策定する指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づき都道府県または国の機関が実施する事業であり、実施主体である都道府県または国の機関はその事業を認定鳥獣捕獲等事業者等に委託することができます。本事業では、科学的な視点を持ち、計画、実施、成果の検証、計画へのフィードバック、という流れに沿って実施することが求められます。また、こうした流れを実践するためには、事業者が捕獲情報の記録や作業記録を確実にを行い、検証に備えることが求められます。

表 2-1 鳥獣捕獲の枠組みの違い

分類	狩猟 (登録狩猟)	狩猟（登録狩猟）以外			
		許可捕獲			指定管理鳥獣捕獲等事業
		学術研究、鳥獣の 保護、その他	鳥獣の管理		
			被害防止	個体数調整	
目的		学術研究、鳥獣の 保護、その他	農林業被害等の防止	生息数または生息範囲の抑制	
対象鳥獣	狩猟鳥獣(46種) ※卵、ひなを除く	鳥獣及び卵		第二種特定鳥獣 指定管理鳥獣（ニホンジカ・ イノシシ）	
捕獲方法	法定猟法	法定猟法以外も可 (危険猟法等については制限あり)			
実施時期	狩猟期間	許可された期間 (通年可能)			事業実施期間
実施区域	鳥獣保護区や休猟区等の 狩猟禁止の区域以外	許可された区域			事業実施区域
実施主体	狩猟者	許可申請者	市町村等	都道府県等	都道府県 国の機関
捕獲実施者		許可された者			認定鳥獣捕獲等事業者等
必要な手続き	狩猟免許の取得 狩猟者登録	許可の取得			事業の受託

◇◇認定鳥獣捕獲等事業者制度と鳥獣被害対策実施隊制度との違いについて◇◇

鳥獣被害対策実施隊は、農林水産業への被害防止を目的として、市町村長が市町村職員から指名する者又は対策に積極的に取り組むと見込まれる者から任命する者で構成されます。鳥獣被害対策実施隊の隊員に任命される等した狩猟者は、当該市町村の非常勤職員として捕獲等を行い、市町村から報酬が支払われているほか、別途、市町村から捕獲数に応じて捕獲報償費が支払われている場合があります。

一方、認定鳥獣捕獲等事業者は、捕獲等の担い手を育成・確保するため、都道府県知事が、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事者の技能及び知識が一定の基準に適合していることを認定した、鳥獣の捕獲等をする事業を実施する法人です。認定鳥獣捕獲等事業者である法人が、仕様書等に基づき、発注者と捕獲等業務について委託等の契約を交わします。通常は捕獲等業務を終了した旨を業務報告書等により発注者に報告した後、捕獲等業務を適切に終了した対価として、契約金額が法人に対して支払われます。当然ですが、法人は、捕獲従事者に適切な賃金等を支払うと同時に、適切な指揮命令系統のもとで、捕獲従事者について適切な安全管理や労務管理等を行う責任があります。

認定鳥獣捕獲等事業者が受託する主な業務として、鳥獣保護管理法に基づき都道府県等が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業が想定されます。指定管理鳥獣捕獲等事業は、鳥獣の管理を目的として、認定鳥獣捕獲等事業者等への委託の下、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づき鳥獣の捕獲等が実施される事業です。認定鳥獣捕獲等事業者は、都道府県が発注する捕獲等業務を入札し、都道府県と契約を交わし、都道府県の指示と仕様書に従って、捕獲等業務を実施し、通常は業務終了報告後に対価を得ます。捕獲従事者は、法人から適切な賃金等が支払われます（表 2-2、図 2-3）。

表 2-2 指定管理鳥獣捕獲等事業と鳥獣被害対策実施隊制度の違い

	指定管理鳥獣捕獲等事業 (認定鳥獣捕獲等事業者が受託 することを想定)	鳥獣被害対策実施隊制度
根拠法	鳥獣保護管理法（環境省）	鳥獣被害防止特別措置法（農林水産省）
財源	環境省の交付金が都道府県に支払われる	農林水産省の交付金が市町村に支払われる
目的	広域的な鳥獣の個体群管理	農林水産業への被害防止
計画	指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（都道府県作成）	被害防止計画及び緊急捕獲計画（市町村作成）
事業主体	都道府県又は国の機関	市町村等（注：事業でなく設置主体）
事業の担い手	認定鳥獣捕獲等事業者等（法人）	市町村長が①市町村職員から指名する者、又は②対策に積極的に取り組むと見込まれる者から任命する者
捕獲従事者の立場	捕獲従事者は上記法人に所属	民間隊員は市町村の非常勤職員
対価の支払い	発注者と法人が委託等契約を結び、業務に対する契約金額が支払われ、法人が捕獲従事者に賃金等を支払う。	非常勤職員として市町村から報酬が支払われるほか、別途、市町村から捕獲報償費が支払われる場合がある。

鳥獣保護管理法と鳥獣被害防止特措法との連携

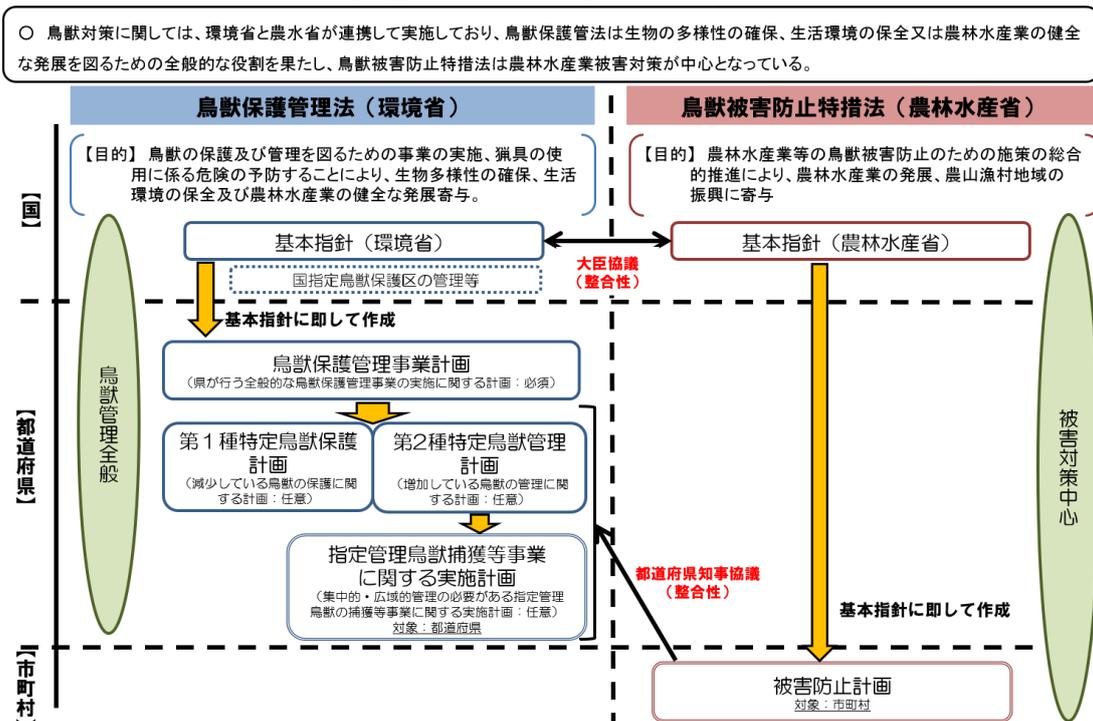


図 2-3 鳥獣保護管理法と鳥獣被害防止特措法の連携

2.2 各法令の概論

捕獲作業の実施に際して、種々の法令を遵守する必要があります。捕獲従事者が実際の捕獲作業を行う上で遵守すべき事項はもちろん、直接手続きを行うことがなくとも捕獲従事者が認識しておく必要がある事項もあります。

一連の捕獲作業において、どのプロセスにどのような法令が関与するか、主要な法令についてまとめました（図 2-4）。

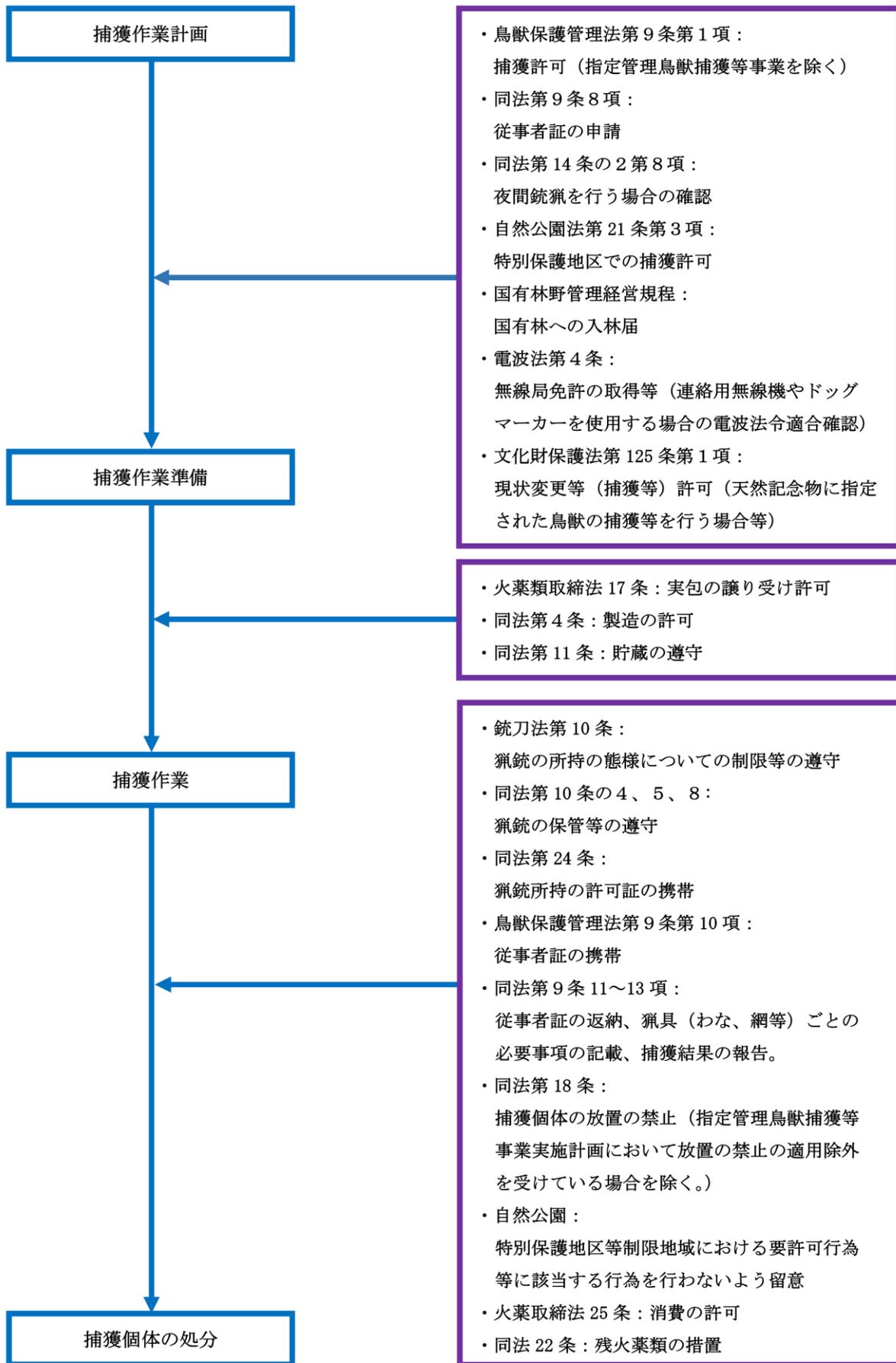


図 2-4 捕獲作業に関する主な法令

2.2.1 銃砲刀剣類所持等取締法

銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」といいます。）は、銃砲や刀剣等の所持、使用等に関する危害を予防するために、銃砲の所持許可等の規制について定めた法律です。猟銃・空気銃により捕獲を行う従事者は本法を遵守してください。特に以下について留意してください。

(1) 所持の態様の制限（法第10条）

銃は、人の生命や身体に危害を加えることができる危険なものです。所持許可を受けた銃は、所持許可証に記載された用途に使用する場合又は正当な理由がある場合でなければ携帯、運搬することはできません。

「正当な理由がある場合」とは修理、売買のため等、猟銃・空気銃を携帯又は運搬することが一般に正当な理由があると認められる場合をいいます。また、「用途」とは正当な用途を意味し、例えば狩猟用途となっても違法な狩猟をするためのものは正当な用途のための携帯、運搬とはいえません。

銃を携帯、運搬する場合は、事故防止のため銃に覆いをかぶせるか容器に入れなければなりません。また、用途に従って射撃する場合のほかは、銃に実包、空砲又は金属性弾丸を装填してはいけません。例えば鳥獣の捕獲等の実施中であっても明らかに銃を発射する必要がないときや、銃を発射することができない場所等において実包等を装填していることは、不法な装填に当たります。

猟銃・空気銃を発射できるのは、所持許可を受けた用途に使用する場合に限定されます。

銃を発射する場合には、あらかじめ周囲を確認する等により、人の生命、身体又は財産に危害を及ぼさないように注意しなければなりません。実害が発生しなかったとしても違反になります。

(2) 銃砲等の保管（法第10条の4）

猟銃・空気銃の所持者は、原則として許可を受けた銃を自ら保管しなければなりません。

銃を自ら保管する場合は、自分の手で保管し、かつ、自分以外の者に所持させることのないようにしなければなりません。

ガンロッカーの鍵を他人に預けたり、居室内であっても銃を壁に立てかけ、又は床の間に置く等家族や知人が自由に持ち出せるような状態にしていたりすることは、自ら保管しているとはいえません。

銃の保管は以下のような基準に適合する設備に確実に施錠して保管しなければなりません。

- 堅固な金属製ロッカー又はこれと同じくらいに堅固な構造のものであること。
- 確実に施錠できる錠を備えていること。

- 管理上支障のない場所にあること。
- 容易に持ち運びができないこと。

また、銃とその銃に適合する実包、空砲又は金属性弾丸は同一の建物内に保管しないように努めなければなりません。

(3) 帳簿の記載と保存（法第 10 条の 5 の 2）

猟銃の所持の許可を受けた者は、実包の管理状況を記録する帳簿を備えておかなければなりません。この帳簿には、当該猟銃に適合する実包を製造し、譲り渡し、譲り受け、交付し、交付され、消費し、又は廃棄したときは、それぞれに実包の種類・数量、行為の年月日、相手がいる場合は相手方の住所・氏名を帳簿に記載し、最終の記載をした日から 3 年間保存しておかなければなりません。

また、指定射撃場、教習射撃場又は練習射撃場において実包を消費したときは、帳簿に射撃場のレシートや射票等消費の数量を証明する書面を添付しなければなりません。

(4) 射撃技能の維持向上（法第 10 条の 2）

猟銃の所持の許可を受けた者は猟銃による危害の発生を予防するため、猟銃の操作及び射撃に関する技能を維持向上させるよう努めなければなりません。

(5) 都道府県公安委員会の検査等（法第 10 条の 6、法第 13 条、法第 13 条の 2）

猟銃・空気銃の所持者は、公安委員会からの通知により、当該銃砲若しくは許可証又は実包の所持状況を記載した帳簿を指定された警察署、交番等に自ら持参し、警察職員の検査を受けなければなりません。

この検査は、通常 1 年に 1 回行われ、以下について検査を受けます。

- 銃の構造・機能をみだりに変更していないか。
- 許可された用途に使われているか。
- 許可証は適切に所持されているか。許可証の書き換え・再交付・返納等の義務を怠っていないか。
- 実包の消費等の状況が帳簿に正しく記載されているか。

認定鳥獣捕獲等事業の捕獲従事者として、猟銃等の保管や実包の消費等の記載等を適正に実施してください。

2.2.2 火薬類取締法

火薬類取締法（以下「火取法」といいます。）は、銃砲に使われる実包（散弾）、雷管、

火薬等を含む火薬類に関する危険等を予防するために、それらの製造、譲渡、譲受、貯蔵、消費等に関する規制について定めた法律です（猟銃用火薬類に関しては、製造、譲受、譲渡、輸入、消費する場合は公安委員会の許可を受けることになります）。猟銃により捕獲を行う捕獲従事者は、本法を遵守してください。特に以下について留意してください。

(1) 製造の許可（第4条）

火薬類の製造は、火取法第3条の許可を受けた者でなければ、することができません。ただし、理化学上の実験、鳥獣の捕獲若しくは駆除、射的練習又は医療の用に供するため製造する火薬類で、経済産業省令で定める数量以下のものを製造する場合は、この限りではありません。

下記(2)のとおり、法第十七条第一項第三号に規定する者（鳥獣保護管理法第9条第1項の許可又は同法第55条第2項の狩猟者登録を受けた者）が鳥獣の捕獲又は駆除の用に供するために製造する場合には、1日につき実包又は空包100個まで製造することができます。

指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者についても、1日につき実包又は空包100個まで製造することができます（無許可製造）。

(2) 猟銃用火薬類の譲渡又は譲受（法第17条）

火薬類の譲渡譲受には都道府県公安委員会の許可を受ける必要があります。ただし、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可又は同法第55条第2項の狩猟者登録を受けた者は、許可等の有効期間につき、無煙火薬若しくは黒色猟用火薬合計600グラム以下、銃用雷管300個（うちライフル銃用雷管は50個）以下又は実包300個（うちライフル銃用実包は50個）以下の数量を無許可で譲り受けることができます（無許可譲受け）。

指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者についても、上記の許可又は狩猟者登録を受けた者と同様に、無許可譲受けの対象となります。

(3) 猟銃用火薬類の貯蔵（法第11条）

火薬類を貯蔵する者は、都道府県知事が設置許可した火薬庫で火薬類を貯蔵しなければなりません。実包と空包の合計800個以下、銃用雷管2,000個以下、火薬5キログラム以下は火薬庫外の（自宅等の）堅固な施錠できる設備に貯蔵することができます。

(4) 猟銃用火薬類の消費（法第25条）

猟銃用火薬類を消費する場合は都道府県公安委員会の許可が必要です。ただし、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可又は同法第55条第2項の狩猟者登録を受けた者が鳥獣の捕獲又は駆除のために1日に実包と空包の合計100個以下、猟銃の所持許可を受けた者が射撃練習のために1日に実包と空包の合計400個以下又は鳥獣の駆逐のために1日に空包

100 個以下を消費する場合等は許可不要（無許可消費）となりますが、それ以上消費する場合は許可が必要になります。

指定管理鳥獣捕獲等事業の従者についても、上記の許可又は狩猟者登録を受けた者と同様に、1 日につき実包又は空包 100 個まで消費することができます。

(5) 残火薬類の措置（法第 22 条）

猟銃用火薬類等を所持する者が、消費することを要しなくなった場合又は消費の許可が取り消された場合に残火薬類があるときは譲渡又は廃棄が必要です。また、鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項の許可又は同条第 8 項の従事者証の交付を受けた者が許可等の有効期間満了の際に残火薬類がある場合においては、その許可満了日から 3 か月、同法第 55 条第 2 項の狩猟者登録を受けた者が登録の有効期日満了の際に残火薬類がある場合については、その狩猟満了日から 1 年を経過したときも同様です。

(6) 運搬（法第 20 条）

猟銃用火薬類を運搬する場合（船舶又は航空機により運搬する場合を除く）は、運搬方法等について内閣府令（鉄道、軌道、索道及び無軌条電車については国土交通省令）で定める技術上の基準等を遵守してください。船舶又は航空機により運搬する場合は、船舶安全法又は航空法の規制をそれぞれ遵守してください。いずれも盗難及び紛失に注意してください。郵送は全面的に禁止されています。

2.2.3 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下「鳥獣被害防止特措法」といいます。）は、鳥獣による農林水産業等にかかる被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進するための法律です。鳥獣の捕獲を進める上で鳥獣保護管理法及び鳥獣被害防止特措法に基づき実施する捕獲が整合性のあるものでなければなりません。鳥獣保護管理法及び鳥獣被害防止特措法の関係は、前出（p. 26-27）のとおりです。

2.2.4 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「外来生物法」といいます。）は、特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与し、国民生活の安定向上に資するための法律です。

特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、特定外来生物による被害の発生を防止するために国が行う防除、公示された内容に従い環境大臣の確認または認定を受けた地方公共団体またはその他の者が防除として行う捕獲等

は鳥獣保護管理法の適用は受けません(※1)。ただし、この場合であっても、下記①から⑤の行為は、原則として行わないこととされています(※2)。

- ①鳥獣保護管理法第12条第1項又は第2項で禁止又は制限された捕獲
- ②同法第15条第1項に基づき指定された指定猟法禁止区域内における同区域内において使用を禁止された猟法による捕獲
- ③同法第35条第1項で銃猟禁止区域として指定されている区域における銃器による防除
- ④同法第36条に基づき危険猟法として規定される手段による防除
- ⑤銃器による防除を行う場合、鳥獣保護管理法第38条において禁止されている行為

また、前述の場合以外における、特定外来生物の鳥獣の捕獲等は、鳥獣保護管理法に基づく許可を受けて実施することもできます。

ただし、上記の許可や狩猟により捕獲された特定外来生物(生きているものに限る)の飼養等(飼養、保管又は運搬)などについては、外来生物法で規制されることとなりますが、外来生物法施行規則第2条第17号により、許可捕獲や狩猟等により捕獲等をした特定外来生物を処分するために一時的に保管又は運搬をする場合は当該制限の適用除外とされています。

※1 改正外来生物法が施行される令和5年4月1日以降は、都道府県は、防除の確認に拠らず、当該防除の内容をインターネット等の手段を活用して公示することで、外来生物法に基づく防除を行うことができるほか、市町村や民間事業者等が受けることができる確認又は認定の要件については、公示された内容ではなく外来生物法施行規則において定める防除の確認・認定の基準により判断することとなります。

※2 改正外来生物法が施行される令和5年4月1日以降は、鳥獣保護管理法第15条、第35条、第36条、第38条に係る行為については、適用除外の対象外となります。また、同法第12条により禁止又は制限された捕獲行為の一部は防除の確認・認定の基準により規制されます。

2.2.5 自然公園法・自然環境保全法

自然公園法に基づき指定された自然公園(国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園)の特別地域及び特別保護地区内において、工作物の新築等の制限行為を行う場合は許可が必要です。

また、ほとんど人の手が加わっていない原生の状態が保たれている地域や優れた自然環

境を維持している地域については、自然環境保全法に基づき自然環境保全地域に指定されています。自然環境を保全することが特に必要な区域を原生自然環境保全地域、自然環境保全地域に指定し各種行為が制限されています。これらの区域内での捕獲作業等を行う際は、必要な許可を得るほか、制限されている行為を行わないよう留意する必要があります。

(1) 自然公園内の要許可行為

自然公園内には当該公園の風致を維持するため、特別地域が指定されています（自然公園法第 20 条）。その中でも特に景観の維持が必要なところは特別保護地区に指定されています（同法第 21 条）。特別保護地区では動物の捕獲等の行為が制限されていますので、捕獲作業を行うには、国立公園では環境大臣の、国定公園では都道府県知事の許可が必要です。また、特別地域内においては、工作物の新築、木竹の伐採等の行為が規制されていますが、野生鳥獣による被害を防ぐためのカメラや柵の設置、指定管理鳥獣捕獲等事業に伴う捕獲等については、許可を受けることが不要な行為も一部にあります。特別保護地区内においては、特別地域内の規制事項に加え、木竹の損傷、火入れやたき火等の行為も規制されています。そのため、捕獲を行うために当該制限行為を行う場合は、環境大臣又は都道府県知事の許可が必要です。さらに、都道府県が定める都道府県立自然公園においても、同様の制限があります。申請が必要な行為かどうかについては、必ず各都道府県、国立公園については環境省の自然保護官事務所等にお問い合わせください。

(2) 自然環境保全法

自然環境が人の活動によって影響を受けることなく、原生の状態を維持している地域は「原生自然環境保全地域」として指定されています（自然環境保全法第 14 条）。当該地域では動物の捕獲等の行為、工作物の設置、木竹の伐採・損傷、火入れ又はたき火をすること等の行為が原則として禁止されています。また、「自然環境保全地域」の「特別地区」、「普通地区」において、捕獲を行うために工作物の新築や木竹の伐採等の制限行為を行う場合は、事前に環境大臣の許可もしくは届出が必要となりますので、各地方環境事務所又は自然保護官事務所に申請をしてください。さらに、都道府県が定める都道府県自然環境保全地域においても、同様の制限がありますので、詳細は各都道府県にお問い合わせください。

2.2.6 森林関係法令

(1) 森林法

国有林や民有林においては、森林所有者の許可等無く木竹の伐採等を行わないように留意する必要があります。

また、本法第 25 条及び第 25 条の 2 により保安林に指定された森林において、立木の伐

採、立竹の伐採、立木の損傷、下草等の採取、開墾その他の土地の形質の変更を行う場合は、本法第 34 条に基づき、都道府県知事の許可が必要です。

(2) 国有林野管理経営規程

国有林野に入林するときは、管轄する森林管理署等へ入林届を提出する必要があります。国有林野内では伐採作業や治山工事等のために多くの人が入林していることから、事故防止のため立入禁止区域を設定しています。森林管理署等で配布している最新の立入禁止区域図で立入禁止区域を確認し、遵守するとともに、安全確保のため森林管理署等の指示に従ってください。

2.2.7 その他関係法令

(1) 電波法

連絡用無線機やドッグマーカー等を使用する場合は、電波法を遵守してください。指定管理鳥獣捕獲等事業等の事業で使用する連絡用無線機は、デジタル簡易無線（登録局）を推奨します。デジタル簡易無線は、無線局の登録により使用でき、操作するための無線従事者資格は不要です。また、都道府県や認定鳥獣捕獲等事業者がデジタル簡易無線を整備し、捕獲従事者が借り受けて使用することも可能です。

また、令和 3 年 3 月に電波法関連省令が改正され、アマチュア無線を社会貢献活動等で活用できることが明確化され、地域の狩猟団体が地方公共団体からの委託等を受けて実施する指定管理鳥獣捕獲等事業や有害鳥獣捕獲等（ただし、営利を目的とした団体・法人が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業等は除きます。）においても、アマチュア無線の活用が可能になりました。アマチュア無線の使用にあたっては、区域を管轄する総合通信局に確認の上、適切に使用してください。

狩猟犬やわな等に設置する発信器（ドッグマーカー等）は、電波法に定める技術基準に適合するマーク「技適マーク[㊦]」の付いた無線設備を使用してください。技術基準に適合しない発信機の電波は、消防無線等の重要無線通信に妨害を与える場合がありますので、使用しないでください。

電波法令や無線局の手続き等に関する詳細は、各地の総合通信局等にお問い合わせください。

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

鳥獣保護管理法に従い、生態系に影響を与えないような適切な方法で、捕獲等をした場所に埋設された捕獲物等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 16 条で禁止している不法投棄には該当しません。しかし、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合は、同法第 19 条の 4 に規定する措置命令の対象となります。

詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。

(3) 文化財保護法

文部科学大臣は、文化財保護法の規定により、学術上価値の高い動植物及び地質鉱物のうち重要なものを国の天然記念物に、天然記念物のうち特に重要なものを特別天然記念物に指定することができます。ニホンカモシカや下北半島のニホンザル等は、特別天然記念物又は天然記念物に指定されており、捕獲等をしようとするときは、同法第 125 条第 1 項の規定により、現状変更等についての文化庁長官の許可を受けなければなりません。文化庁長官の許可の申請を行うための書類の提出は、同法第 188 条第 1 項の規定により、都道府県の教育委員会（当該天然記念物が指定都市の区域内に存する場合は当該指定都市の教育委員会）を経由して行うこととされています。許可の申請を行う場合は、都道府県の教育委員会（当該天然記念物が指定都市の区域内に存する場合は当該指定都市の教育委員会）又は関係する市町村教育委員会に相談するようにしてください。なお、地方公共団体が指定する天然記念物等と重複している場合もあり、同様の制限等がありますので、詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。

(4) 動物の愛護及び管理に関する法律

動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」といいます。）では、動物を飼育する飼い主の責務が定められています。猟犬を用いる場合、飼い主は、人や他の飼育動物に危害を加えないように管理をすること、マイクロチップや首輪、鑑札等の所有明示措置を講じること、最期まで責任をもって飼育（終生飼養）すること等が必要になります。現在飼養している猟犬については、マイクロチップの装着が推奨されています。マイクロチップを装着した場合、登録することが飼い主の義務です。

また、猟犬を捕獲現場に置いてくる行為は、動物愛護管理法の遺棄（罰金 100 万円以下）となる可能性があります。

3 認定鳥獣捕獲等事業者制度

3.1 認定鳥獣捕獲等事業者制度の概要

(1) 認定鳥獣捕獲等事業者とは

認定鳥獣捕獲等事業者制度とは、鳥獣捕獲等事業者が、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や、従事者の技能及び知識が一定の基準に適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができる制度です。認定を受けた法人を「認定鳥獣捕獲等事業者」と呼びます。安全管理体制を確保し、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等を実施できることを認定することで、主に公的な鳥獣捕獲等事業の委託又は請負業務（以下「委託等業務」といいます。）の担い手となる鳥獣捕獲等事業者を育成・確保することを目的としています。

委託等業務とは、「事業主体（発注者）と契約を締結して実施する業務」であり、受託者には契約を履行する責任が発生し、契約内容を確実に遂行して求められる成果を挙げなければなりません。このため、認定鳥獣捕獲等事業者は、鳥獣の捕獲等をする際の安全確保を図るための体制を整備し、適正に捕獲するために必要な技能・知識を有する従事者を十分に配置し、適切に業務を遂行するための体制を確保し、関係法令を遵守して、契約に基づき仕様書に則って、業務を遂行する責任があります。

認定鳥獣捕獲等事業者は、都道府県等による指定管理鳥獣捕獲等事業にとどまらず、幅広い鳥獣の種類を対象にした被害対策のための捕獲の担い手にもなります。

将来的には、鳥獣の生息状況や被害状況の調査、管理のための計画の検討、捕獲後のモニタリング、評価及び計画の見直しにも関与する等、地域の鳥獣保護管理の総合的な担い手となることも期待されます。

(2) 社会の要請に応じた捕獲事業の実施

認定鳥獣捕獲等事業者は、鳥獣の捕獲等を請け負うための法人です。したがって、以下の点について社会的責任を負うことになります。

- 法令を遵守し、安全かつ適正に捕獲を行うこと。
- 被害軽減等の目標を達成するため効果的な捕獲を行うこと。
- 契約した予算の範囲内で適切な費用対効果を考慮し、効率的な捕獲を行うこと。

特に、公的な予算を投入した事業の場合は、作業の安全性や効率性、目標の達成度、捕獲の効果にも、一定の基準が求められます。業務を行った事業者には、その業務の成果に関する責任が生じることになります。また、事故等が発生した場合は、従事者への監督責任も問われることになります。

(3) 従事者が適切に鳥獣捕獲等事業に従事できる体制作り

認定鳥獣捕獲等事業者は、適切に鳥獣捕獲等事業を推進していくために、認定を受けた後に、鳥獣捕獲等事業において鳥獣の捕獲等に従事する者（以下「捕獲従事者」といいます。）に対して適切な研修や訓練を行い、安全かつ効率的な捕獲を行うために捕獲従事者の技能を維持し、又は向上させる必要があります。また、人材を確保するためには、求める技術や作業にふさわしい労働環境や待遇を用意する必要があります。

こうしたことをまとめれば、認定鳥獣捕獲等事業者には次のような体制作りが求められます。

- 鳥獣の捕獲等をする際の安全管理体制を確保すること。
- 捕獲従事者の、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識を維持向上させること。
- 捕獲従事者が安心して捕獲に従事できる労働環境や待遇を確保すること。
- 継続的に事業を実施するため、捕獲従事者を育成・確保すること。

これらにより、捕獲を推進する体制を構築することが、認定鳥獣捕獲等事業者の重要な責務です。

(4) 認定を受けるメリット

認定鳥獣捕獲等事業者制度は、2014（平成 26）年の鳥獣保護法改正により導入された、鳥獣捕獲等事業者に関する唯一の公的な認定制度です。この認定を受けるメリットは以下のとおりです。

1) 「認定鳥獣捕獲等事業者」の名称使用

「認定鳥獣捕獲等事業者」の名称を使用することができます。

認定鳥獣捕獲等事業者が、契約に基づき、安全に、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等を実施することにより、社会的な評価や信頼性が高まれば、より一層、認定鳥獣捕獲等事業者が担う業務の需要が増えることも想定され、認定鳥獣捕獲等事業者であることのメリットも高まっていくことが期待されます。

2) 狩猟免許更新時の適性試験の免除

事業従事者のうち、別途定める手続きにより必要な適性を有することが確認された者は、狩猟免許更新時の適性試験が免除されます。なお、認定鳥獣捕獲等事業者の事業従事者が、狩猟免許を更新する際には、狩猟について必要な適性（視力、聴力、運動能力）を有することを健康診断等の際に確認した旨の書類を提出する必要があります。

3) 法人としての捕獲許可の取得（従事者証の発行）

通常、捕獲許可は被害を受けた個人等が申請し許可を得ますが、認定鳥獣捕獲等事業者の場合は、法人として申請し許可を受けることで、組織として安全管理を確保した上で捕獲に取り組むという位置づけや責任を明確化できます。

法人として認定鳥獣捕獲等事業の許可を受けた場合、法人の監督の下に許可に係る捕獲等に従事する者であることを証明する従事者証の交付を受け、捕獲従事者に携帯させます。

4) 事業被害防止目的のライフル銃所持許可

既にライフル銃を必要とする鳥獣捕獲等事業を受託している場合において、円滑かつ着実な事業の実施のために、ライフル銃を所持していない捕獲従事者にライフル銃を所持させて、鳥獣の捕獲等に従事させる必要がある場合は、猟銃の所持歴が10年に満たなくとも、ライフル銃の所持が許可される場合があります。この場合は、銃刀法に基づく都道府県公安委員会の個別の審査を受けて許可を受ける必要があり、事業に対する被害の防止のための業務以外には使用しないことや、ライフル銃管理票を備え付けて、銃の持ち出し等を管理すること等が義務付けられています。

5) 狩猟税の免除

認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者は、狩猟者登録の申請前1年以内に認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者として鳥獣捕獲等事業に従事した区域が属する都道府県に限って、狩猟者登録を行う際に、狩猟税が全額免除されます。指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者証を受け当該事業に従事したことや、鳥獣の管理に係る目的の捕獲等であること等が条件となります。

3.2 鳥獣捕獲等事業の認定を受けるための要件

鳥獣捕獲等事業の認定を受けるためには、組織に関する基準、安全管理体制に関する基準、事業従事者の技能及び知識に関する基準、事業従事者への研修の内容に関する基準、鳥獣捕獲等事業者としての捕獲等の実績に関する基準等を満たす必要があります。

【組織に関する基準】

- 法人格を有すること
- 事業管理責任者を配置すること
- 捕獲従事者（狩猟免許の所持、銃猟の場合は銃砲の所持、保険への加入（銃による捕獲：1億円、わな・網による捕獲：3千万円以上）が必要）を原則4人以上配置すること。

- シカ、イノシシ等の銃猟（装薬銃を用いる場合）は、事業従事者を10人以上有すること 等

【安全管理体制に関する基準】

- 安全管理規程を整備していること（緊急連絡体制、定期的な射撃練習を含む）
- 事業管理責任者及び全ての捕獲従事者が安全管理講習を修了していること
- 事業管理責任者及び捕獲従事者の半数以上が救急救命講習を受講していること 等

【事業従事者の技能及び知識に関する基準】

- 事業管理責任者及び全ての捕獲従事者が技能知識講習を修了していること 等

【事業従事者への研修の内容に関する基準】

- 認定後に事業従事者に実施する研修の内容が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上に適切かつ十分なものであること 等

【鳥獣捕獲等事業者としての捕獲等の実績に関する基準】

- 鳥獣捕獲等事業者としての捕獲等の実績を有すること（過去3年以内に対象とする鳥獣・捕獲方法で適切に実施） 等

次では、それぞれの基準を詳細に解説します。

認定鳥獣捕獲等事業者になるために必要な対応の概要

1. 認定を受けるための主な条件

(1)実績

- 法人としての捕獲等の実績(過去3年以内、対象とする鳥獣・猟法で適切に実施)

(2)安全管理規程の整備

- 緊急連絡体制、猟具の点検・取扱・保管の方法、定期的な射撃練習の計画(毎年2回以上)、従事者の心身の健康状態の把握方法等を記載すること

(3)事業管理責任者の要件

- 安全管理体制の確保、捕獲従事者の研修の実施に関する責任者
- 法人の役員(代表者を含む)又は雇用する者から選任
- 狩猟免許の取得、安全管理講習・技能知識講習の修了、救急救命講習の受講

(4)捕獲従事者の要件

- 猟法ごとに原則4人以上※止めさし(装薬銃)のみの場合は2名以上
(中大型獣を対象とした装薬銃(止めさしを除く)の場合は、10名以上の事業従事者が必要)
- 狩猟免許・銃所持許可(銃による場合)の取得
- 安全管理講習・技能知識講習の修了

安全管理講習	5時間以上
--------	-------

技能知識講習	5時間以上
--------	-------

- 心肺蘇生、外傷の応急手当、搬送法を含む救急救命講習の受講(捕獲従事者の半数以上)
- 損害賠償保険への加入(賠償額:銃猟1億円、わな・網猟3,000万円以上)

(5)研修計画の作成

(6)夜間銃猟を実施する場合((1)~(5)に追加して必要となる要件)

- 夜間銃猟安全管理規程の整備
- 事業管理責任者→夜間銃猟安全管理講習の修了(5時間以上)
- 捕獲従事者→夜間銃猟安全管理講習の修了(5時間以上)、
夜間銃猟の安全確保の技能(※詳細は告示)

2. 認定の申請

- 主たる事業所の所在地/主たる事業実施地がある都道府県に申請

➤ 認定証の交付(認定は3年間)

3. 認定を受けた後の事業者の責務

(1)安全管理体制の維持

(2)技能・知識の維持向上(研修の実施)

図 3-1 認定鳥獣捕獲等事業者になるために必要な対応の概要

3.2.1 組織に関する基準

認定鳥獣捕獲等事業者は、法人格を有し、事業管理責任者の指揮命令のもと、現場ごとに現場監督者、捕獲従事者、捕獲以外の作業の従事者を適切に配置します。

(1) 法人格を有すること

認定鳥獣捕獲等事業者は、組織として、契約に基づき、十分な安全管理体制を確保しつつ、一定の技能及び知識をもって、また一定の継続性をもちながら責任をもって、効率的かつ確実に鳥獣の捕獲等を遂行する観点から、法人格を有することが必要です。法人格とは、「法律に基づいて団体に与えられる法律上の人格」であり、株式会社、合同会社、公益法人、特定非営利活動法人等、法人の種類は問いません。なお、法人格をもたない支社や支部等の下部組織については、申請者になることができません。

法人格を有する団体は、契約を団体名義で結ぶことができ、事故が発生した場合においても団体として対応することができます。一方、法人格を有しない「任意団体」は、代表者の個人名義で契約を結ぶことになり、万一活動中に事故が発生した場合に、代表者等の個人に負担がかかる可能性があります。

さらに、欠格要件として、役員や事業管理責任者が暴力団員等に該当しないことや、役員が鳥獣保護管理法の罰金刑以上の刑の執行が終わる等してから3年が経過していない者でないこと等が求められます。

(2) 事業管理責任者を配置すること

事業管理責任者とは、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業が適切に実施されるよう、鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理体制を確保する責任者であり、かつ、事業従事者に対して研修を実施する責任者です。このため、認定を受けた鳥獣捕獲等事業全体を統括し、監督する権限を有する者が事業管理責任者となります。

具体的には、組織内の安全管理体制の確保については、安全管理規程の改善、事業従事者に対する安全管理の周知徹底等を実施し、事業従事者に対する研修については、研修計画の作成・改善、研修の適切な実施に係る監督等を実施することで、鳥獣捕獲等事業の品質管理及び事業従事者の労働衛生管理（作業環境管理、作業管理及び健康管理等）につながります。

このような役割を果たすためには、鳥獣捕獲等事業者において一定の権限を有し、事業従事者に指導・指示をする必要があります。このため、事業管理責任者は、常勤か非常勤かを問わず、鳥獣捕獲等事業者である法人の役員（代表者を含む）、または法人から雇用され鳥獣捕獲等事業の統括や事業従事者の監督権限が与えられていることが求められます。

事業管理責任者の責務を遂行するに当たっては、事業管理責任者が実際に鳥獣の捕獲等に従事するか否かに関わらず、鳥獣の捕獲等をする際の安全管理及び鳥獣の捕獲等に関する

る技能及び知識を有する必要があることから、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において用いる捕獲方法の種類に応じた狩猟免許を取得することが必要です。

例えば、銃器・わな・網全ての方法を用いた認定を受ける場合は、3種類全ての狩猟免許を受けている必要があります）。

加えて、安全管理講習（5時間以上）、技能知識講習（5時間以上）を修了し、救急救命に関する知識を有している必要があります。

(3) 捕獲従事者を定められた人数以上配置すること

1) 捕獲従事者

捕獲従事者とは、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において鳥獣の捕獲等をする者です。捕獲従事者は、必ずしも事業者との間で雇用関係にあることは義務付けられていません。しかしながら、安全で適正に業務を遂行する上では、指揮命令系統を維持することが重要であり、捕獲従事者と事業者の間に何らかの雇用関係があることが望ましいでしょう。

捕獲従事者は、鳥獣捕獲等事業において実施する鳥獣の捕獲等のうち、自らが従事する捕獲方法に該当する狩猟免許を有することが必要です。また、銃器を使用して鳥獣の捕獲等をする場合は、捕獲従事者が狩猟免許の種類に応じた銃器を所持していることも必要になります。

加えて、安全管理講習（5時間以上）、技能知識講習（5時間以上）を修了するとともに、法人に属する半数以上の捕獲従事者は、救急救命講習を受講することが必須になります。

さらに、捕獲従事者は、損害賠償保険（賠償額：銃による捕獲の場合は1億円、わな・網による捕獲の場合は3千万円以上）に加入しなければなりません。この損害賠償保険は、認定を受けようとする法人又は捕獲従事者が契約者となって加入する必要があります。また、損害保険の契約内容は、鳥獣捕獲等事業の一環として実施する鳥獣の捕獲等に起因する事故のために、他人の生命又は身体を害したことによって生じた法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に係るものであることが必要です。さらに、複数の契約により当該基準を満たすことも可能です。

なお、捕獲従事者等の個人を被保険者としている保険商品の一部では、あくまで個人の趣味で行われている狩猟を対象としており、指定管理鳥獣捕獲等事業等の公的な事業として行われる捕獲事業に対して、保険が支払われない可能性のある保険商品もあります。事業者として責任が問われたときに対応できるかどうかも含め、近年は様々なタイプの保険が開発されていることから、保証の対象範囲やその内容を十分確認するようにしてください。

認定鳥獣捕獲等事業者は、捕獲方法ごとに原則として4名以上の捕獲従事者を確

保することが必要です。ただし、ニホンジカ、イノシシ、ヒグマ、ツキノワグマ、ニホンザルを装薬銃によって捕獲する場合には、原則として10人以上の事業従事者を有することが必要になります。事業従事者とは、事業管理責任者や捕獲従事者を含み、それ以外の者としては、鳥獣捕獲等事業において、運転、連絡、わなの見回り、給餌、捕獲個体の搬出等、鳥獣の捕獲等に付随する作業を実施する者のほか、データ入力や契約等の事務を行う者等を含みます。

また、わな猟における銃猟（装薬銃）による止めさしを行う場合に限っては、原則として2名以上の捕獲従事者を確保することが必要です（表3-1）。

表3-1 捕獲従事者の人数要件

捕獲方法	
銃（装薬銃）・銃（空気銃）・わな・網	銃（装薬銃） （わな猟における止めさしのみ）
原則4人以上	原則2人以上

◇◇捕獲従事者及び事業従事者の人数の必要性について◇◇

認定鳥獣捕獲等事業者は、契約に基づき、一定の期間、一定の地域で組織的に捕獲等に従事することが求められます。万が一の事態に適切に対応するため、単独行動は想定しにくく、2名以上からなる捕獲チームによることが想定されます。さらに、業務規模が大きい場合や複数の案件を同時に受託する場合には、捕獲チームを複数配置することが必要になることが想定されます。このため、委託等業務を適切に実施する観点から、原則として4人以上の捕獲従事者を確保することが認定の基準の一つとなっています。

さらに、中大型哺乳類を対象として装薬銃を用いた捕獲を実施する場合には、様々な地形等の条件に柔軟に応じ、かつより安全管理を強化するだけの十分な事業従事者数が求められます。このため、これらの鳥獣を対象とする場合には、原則として10人以上の事業従事者を確保することが認定の基準の一つとなっています。

ただし、これまでに十分な実績等を有し、事業者として効率的・組織的な捕獲が可能な体制を有していると認められる場合には、人数がこの基準に満たなくとも認められる場合があります。

なお、わな猟による鳥獣捕獲等事業の認定において、止めさしのために装薬銃を用いる場合、通常の銃猟（装薬銃）よりも少数で安全かつ効率的に遂行できることから、わな猟における銃猟（装薬銃）による止めさしを行う鳥獣捕獲等事業の認定については、対象とする鳥獣種に関わらず、原則2名以上の捕獲従事者の確保という要件が適用されます。

(4) 捕獲以外の作業に従事する者の努力義務

鳥獣捕獲等事業において、運転、連絡、わなの見回り、給餌、捕獲個体の搬出等、鳥獣の捕獲等に付随する作業を実施する者のほか、データ入力や契約等の事務を行う等、捕獲等以外の作業に従事する者については、中大型哺乳類を対象として装薬銃を用いた捕獲を実施する場合は、事業管理責任者、捕獲従事者と合わせて10人以上の確保が求められる以外、認定時に何らかの義務付けはありません。ただし、安全管理の観点から、事業管理責任者はこれらの者に対しても、安全管理規程を周知徹底し、遵守させるとともに、研修を実施するよう努めなければなりません。

表 3-2 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者の種類と要件

従事者の種類		配置人数の規定	講習の 修了・受講義務	損害賠償保険の 加入
事業 従 事 者	事業管理 責任者	1人 ※申請者が自己の役員 (代表者を含む。) 又は法人が雇用している 者から選任 (常勤・非常勤は問わな い)	安全管理講習 技能知識講習 救急救命講習	不要 (ただし、捕獲従事 者になる場合は必要。)
	捕獲従事者	捕獲方法ごとに原則として 4人以上	安全管理講習 技能知識講習 救急救命講習(半数 以上)	銃による捕獲 : 1億円 わな・網による捕獲 : 3千万円以上
	捕獲等以外の 作業従事者	ニホンジカ等を装薬銃で捕 獲する場合、事業管理責任 者、捕獲従事者と合わせて計 10名以上。	受講が望ましい	不要

3.2.2 安全管理体制に関する基準

認定鳥獣捕獲等事業者は、鳥獣を安全かつ適正に捕獲等するため、安全管理規程を作成し、従事者に周知し、遵守させるとともに、随時改善を行う必要があります。これらの実施においては、事業管理責任者が責任を負います。こうした安全管理規程は、捕獲従事者も把握し、法人内での指揮命令系統の確認や、事業に関係する機関等をよく認識しておくことが重要です。

(1) 安全管理規程の作成

鳥獣捕獲等事業者は、認定を受ける際に、安全管理規程を提出することが義務付けられています。個別の委託等業務を受託する際にも、発注者や関係機関等との協議を円滑にするうえで、安全管理規程を有効に活用することが望まれます。

以下に、安全管理規程に含めなければならない項目とその内容を解説します。

なお、安全管理規程は、事業者の安全管理に関する体制や取り決めに定めた文書であり、安全管理の根幹を担保するものです。一方、捕獲現場で未然に事故を防止するためには、安全管理規程だけではなく、より様々な場面での具体的な対応等を定めた安全管理マニュアルの整備と運用が望まれます。また、夜間銃猟を含む認定の申請をする場合は、この安全管理規程に夜間銃猟の実施に関する内容を含める必要があります。

1) 鳥獣捕獲等事業の実施時の連絡体制図

連絡体制図は、緊急時の連絡方法を含めて、鳥獣捕獲等事業を安全かつ適切に遂行する上で指揮命令系統及び関係機関等への報告・協議の経路を明らかにするものです。

そのため、連絡体制図には、申請者が行う鳥獣捕獲等事業における基本的な連絡体制図を記載するとともに、指揮命令系統を明確にすることが望まれます。連絡体制図には、発注者、法人の代表者、事業管理責任者、現場における監督者、捕獲従事者、その他の事業従事者について、個々の役割と指揮命令系統及び連絡体制を模式的に示すことが望まれます。

現場監督者は、捕獲現場において捕獲従事者及び捕獲等以外の作業従事者の作業管理を担う立場です。つまり、捕獲現場において指揮命令系統の頂点に立ち、指示・監督をする役割を担います。認定を受ける際に選出する必要はありませんが、委託等業務では、一般的に委託者から現場監督者（「管理技術者」や「現場代理人」、「主任技術者」等と呼ぶことが一般的です）を定めることが求められます。また、安全管理規程の連絡体制図に位置付けることが望まれます。

なお、現場監督者は委託等業務ごとに変更する場合があります。

加えて、緊急時の連絡方法として、警察署、消防署、病院等との連絡方法を記載する必要があります。なお、業務ごとに従事者の役割分担や、連絡先等が変わることが想定されるため、個別の従事者や警察署、病院名等を記載する必要はありませんが、個別の委託等業務で活用される際には、業務ごとに必要な関係機関等（例えば警備業者等）を追加することが必要です。

対象とする鳥獣の種類や適用する捕獲方法ごとに異なる体制を有する場合は、それぞれの体制にあわせた連絡体制図を準備しておくことが求められます。また、携帯電話が圏外の場合や、休日や夜間時も想定して連絡方法を確認する必要があります。

2) 鳥獣捕獲等事業を実施する際の安全の確保のための配慮事項

鳥獣捕獲等事業の安全確保のための配慮事項として、作業手順や人員配置等に関する考え方を記載します。また、鳥獣捕獲等事業を実施する際、現場に救急救命に関する知識を有する事業従事者を配置する方針を記載する必要があります。救急救命に関する知識を有する事業従事者を、原則として現場に複数配置することが望ましいです。その内、少なくとも1名には必要な救急用具を携帯させて配置し、傷病者に対応できる体制を有するようにします。なお、救急用具については業務ごとに必要なものが完備されているよう、点検を行うことも必要です。

3) 猟具の定期的な点検計画及び安全な取扱いに関する事項

a. 銃器

安全管理の観点から、銃器の定期的な点検に関する計画（点検方法及び頻度を含む）、銃器の取扱いについて捕獲従事者に遵守させる事項（脱包の確認、矢先の確認、バックストップ（安土）の確保等）について記載します。

b. 網・わな

安全管理の観点から、網・わなの定期的な点検に関する計画（点検の方法及び頻度を含む）、網・わなの取扱いについて捕獲従事者に遵守させる事項（設置時の標識の設置方法、錯誤捕獲防止の方法等）について記載します。

c. 銃器を使用する場合にあっては、次の①及び②に掲げる事項

① 射撃場における射撃を捕獲従事者に1年間に2回以上実施させることに関する事項

安全管理の観点から、射撃場における射撃練習の頻度及び内容を記載します。

なお、全ての捕獲従事者が1年間に少なくとも2回以上実施する必要があります。射撃練習の実施頻度及び内容については、捕獲従事者や業務内容ごとに適切な回数が異なると考えられ、また、住所地と射撃場との距離によって鳥獣捕獲等事業者の負担が異なること等に留意し、適切な頻度及び内容を定めます。

ただし、麻酔銃は、射撃場での練習ができない一方、麻酔銃による一般的な銃猟は、一般の装薬銃に比べて有効射程が短く、安全な捕獲を遂行する観点からは一般の装薬銃ほど高度な命中技術を必要としないことから、麻酔銃のみを使用して捕獲等事業を実施する捕獲従事者については、射撃場における射撃練習が必要な捕獲従事者から除かれています。

② 銃器の保管及び使用に関する事項

安全管理の観点から、銃器の保管及び使用について、必要な事項を記載します。

なお、捕獲従事者が、事業被害防止の目的でライフル銃を所持しようとする場合にあつ

ては、都道府県公安委員会に必要な所持許可申請を行うとともに、ライフル銃の保管及び使用に関する取り決めに遵守することについて記載します。

また、麻酔銃のみを使用して捕獲等事業を実施する場合については、前述のとおり、一般の装薬銃に比べて有効射程距離が短いため、安全な捕獲を遂行する観点からは一般の装薬銃ほど高度な命中技術を必要としないため、射撃場における射撃練習が必要な従事者からは除かれていますが、無条件に安全性が高いわけではありません。効率的かつ効果的な捕獲作業を実施するためには、入念な事前準備と麻酔銃を安全に取り扱う技術が必要であり、その観点から、

- ・麻酔銃を使用した捕獲を実施する際には、事前の下見を十分に行うこと。
- ・捕獲対象となる個体の状況を確認し、薬品の種類や量を状況に応じて安全に配慮して調節すること。
- ・対象鳥獣の適切な部位に命中させるための技術の確保に努めること。

等を、安全管理規程の「銃器の保管及び使用に関する事項」などに記載することが望ましいです。

4) 事業従事者の心身の健康状態の把握に関する事項

鳥獣捕獲等事業は、野外活動に危険を伴い得ること、猟具の使い方を誤ると人等に危害を及ぼし得ること、鳥獣の殺傷により精神的な負担を生じ得ること等から、事業従事者の心身の健康状態を把握し、良好に保つよう努めるとともに、例えば、体調や飲酒の状況等から、鳥獣の捕獲等に従事することが適当ではないと認められる場合においては従事させないことが必要です。作業の各プロセスに事故が発生する危険が潜んでおり、また、鳥獣を捕獲・処分することは、事業従事者の精神的な負担が大きくなる場合もあります。こうした危険を回避するためには、事業従事者の心身の健康状態を良好に保つことが基本となります。

このため、事業従事者の心身の健康状態について、健康診断等により定期的に把握することとし、その頻度及び方法について記載します。

また、鳥獣捕獲等に必要な適性を有することを確認するため、事業従事者の視力、聴力、運動能力を把握する必要があります。認定事業者により鳥獣捕獲等に必要な適性を有することが確認された者については適性試験が免除されることがありますが、その場合は鳥獣捕獲等に必要な適性（視力、聴力、運動能力）の確認方法や実施内容についても規定する必要があります。なお、鳥獣の捕獲等に従事した年数が短い事業従事者や、高齢の事業従事者に対しては、より一層心身の健康状態の把握に努めるよう留意する必要があります。

5) その他必要な事項

その他、捕獲等事業を実施するにあたり、必要なことを記載します。例えば、事業の実

施に当たって、基本的な装備や無線の使用に関する事業者内のルール等を記載することが想定されます。

鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程（作成例）

※斜体は必ず定めなければならない事項を示します。

※〈〉内、[]内、○印部分は適当な内容を記載すること。

※夜間銃猟を含む認定の申請をする場合は、夜間銃猟に関する内容を含めることができます。

※下記の安全管理規程は作成の一例です。各事業者で必要な項目や内容は異なります。

目次

第一章 総則

第二章 安全管理体制に関する事項

第三章 鳥獣捕獲等事業の実施時の連絡体制に関する事項

第四章 鳥獣捕獲等事業を実施する際の安全の確保のための配慮事項

第五章 猟具の定期的な点検計画及び安全な取扱いに関する事項

第六章 銃器を使用する場合における訓練、保管及び使用に関する事項

第七章 事業従事者の心身の健康状態の把握に関する事項

第八章 その他

別 添 鳥獣捕獲等事業実施時の連絡体制図

第一章 総則

（目的）

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第19条の4第1項第1号に基づき、鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理に関する事項を定め、もって鳥獣捕獲等事業をする際の安全管理を図るための体制を確保することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本規程は、〈事業者名〉の認定鳥獣捕獲等事業にかかる業務活動に適用する。

2 認定鳥獣捕獲等事業は、[捕獲等する方法及び対象とする鳥獣]を対象とする。

（鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理に関する基本的な方針）

第3条 代表者は、鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理の重要性を深く認識し、鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全を確保するための組織内統治を適確に行い、責任ある体制の構築、予算の確保その他必要な措置を講じる。

第二章 安全管理体制に関する事項

（事業管理責任者の選任及び解任）

第4条 代表者は、施行規則の定めるところにより、鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理を図るための体制及び鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修に関する責任者（以下「事業管理責任者」という。）を選任する。

2 代表者は、事業管理責任者が次の各号にいずれかに該当することとなったときは解任し、新たな事業管理責任者を選任する。

- 一 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき
- 二 関係法令等の違反又は鳥獣捕獲等事業の安全管理の状況に関する確認を怠る等により、事業管理責任者がその職務を引き続き行うことが鳥獣捕獲等事業の安全管理の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

（事業管理責任者の責務）

第5条 事業管理責任者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全ての鳥獣捕獲等事業に従事する者（以下「事業従事者」という。）に対し、鳥獣捕獲等事業に係る安全管理の重要性の認識及び関係法令の遵守を徹底すること
- 二 本規程をはじめとする鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理に関する事項について、全ての事業従事者への周知を徹底し、遵守させること
- 三 本規程について、随時必要な改善を図ること
- 四 事業従事者に対して、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上のために適切かつ十分な研修計画を定め、適切に実施されるよう監督し、随時必要な改善を図ること
- 五 鳥獣捕獲等事業が適正に行われるよう、適切な現場監督者を配置する等、安全管理を実施するための体制を構築すること
- 六 その他の鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理を図るために必要な事項を行うこと

※ 施行規則第19条の4第2項に規定する事業管理責任者の安全管理に関する責務（安全管理規程の改善、事業従事者への周知）及び施行規則第19条の7第1項に規定する事業管理責任者の研修に関する責務（研修計画の策定、改善、実施監督）について記載する。

（事業従事者の責務）

第6条 事業従事者は関係法令を遵守するとともに、本規程に基づき講ずる措置に積極的に協力し、事業管理責任者の指示に従い、鳥獣捕獲等事業に係る安全管理を図る。

第三章 鳥獣捕獲等事業の実施時の連絡体制に関する事項

（連絡体制）

第7条 代表者は、発注者、事業管理責任者、現場監督者及び事業従事者との双方向の報告連絡体制を十分に確保し、情報共有や意思疎通を十分に行うことにより、安全管理に関する情報が

適時適切に伝達され、共有される体制を構築する。

- 2 鳥獣捕獲等事業の実施時の指揮命令系統、発注者や関係機関との連絡体制、緊急時の連絡方法等については、別紙連絡体制図による。
- 3 現場においては、無線や衛星携帯等を携行し、緊急時に確実に連絡が伝達できる措置を講ずる。
- 4 事業従事者は、事故や災害等があった場合は、速やかに連絡体制図に基づき必要な報告を行う。

※鳥獣捕獲等事業における基本的な連絡体制図及び指揮命令系統を明確に記載する。

第四章 鳥獣捕獲等事業を実施する際の安全の確保のための配慮事項

(安全確保のための人員配置)

第8条 鳥獣捕獲等事業の実施の際には、現場ごとに適切な現場監督者を配置し、安全管理を適確に行わせる。

- 2 鳥獣捕獲等事業の実施の際には、現場ごとに適切な技能及び知識を有する者を適切な人数配置し、基本的には鳥獣の捕獲等に従事する者（以下「捕獲従事者」という。）が単独で捕獲等に従事することのないよう留意する。

- 3 現場ごとに、救急救命に関する知識を有する事業従事者を複数名、救急用具を携行させて配置し、すぐに傷病者に対応できる体制を構築する。

※人員配置等に関する考え方、現場に救急救命に関する知識を有する事業従事者を配置する方針（救急救命に関する知識を有する事業従事者を、現場に少なくとも1名は配置）を記載する。

(作業環境の整備)

第9条 鳥獣捕獲等事業の実施における安全確保を図るため、現場において次の措置を講じることにより、安全な作業環境の形成に努める。

- 一 作業環境を快適な状態に維持管理するための措置
- 二 作業方法の改善
- 三 休憩時間の確保（少なくとも○時間に○回、○分を確保すること。）
- 四 救急用具の携行
- 五 緊急連絡先及び連絡方法の確認

(安全確保のための作業手順)

第10条 事業管理責任者は、現場ごとに安全確保のための作業手順を定め、事業従事者に周知徹底する。

- 2 現場ごとに事前調査において、捕獲等を実施する場所及びその周辺の地形、銃器による捕獲等の場合はバックストップの有無及び安全な射撃方向、住民及び利用者等の状況、携帯電話、

無線機及び衛星携帯の利用の可否等について確認する。

- 3 猟犬を使用する場合には、他者に危害を加えないよう確実に訓練を行う。
- 4 毎日の業務の開始前に、当該業務に参加する全ての事業従事者により打合せを行い、事業従事者の体調及び猟具等の点検状況を確認するとともに、当日の業務の実施体制、指揮命令系統、連絡体制、緊急時の連絡方法、住民等の安全確保について留意すべき事項その他必要な指示を徹底する。
- 5 毎日の業務の終了時には、事故の発生の有無、いわゆるヒヤリ・ハットその他安全に関する事項を確認し、情報共有を行う。
- 6 毎日の業務の終了後、現場監督者は日報（事業従事者の氏名、業務内容、実施状況、捕獲数、事故又はヒヤリ・ハットの発生の有無及びその内容、改善すべき事項等を含む）を作成する。

※鳥獣捕獲等事業の安全確保のための配慮事項として、作業手順に関する考え方を記載する。

第五章 猟具の定期的な点検計画及び安全な取扱いに関する事項

（銃器の定期的な点検）

第 11 条 事業管理責任者は、捕獲従事者に対し、銃器の使用前に〔点検項目〕を実施するとともに、使用後の清掃を確実に行わせるとともに、〇か月に一度、定期的に〔点検項目〕について点検を行わせる。

※銃器の定期的な点検に関する計画（点検方法及び頻度を含む）について記載する。

（わな・網の定期的な点検）

第 12 条 事業管理責任者は、捕獲従事者に対し、わな・網の使用前に〔点検項目〕を実施するとともに、使用後に〔点検項目〕について点検を行わせる。

※わな・網の定期的な点検に関する計画（点検の方法及び頻度を含む。）について記載する。

（銃器の安全な取扱い）

第 13 条 銃器及び実包については、〔種類等〕を満たすものを使用する。

- 2 安全の確保の観点から、〔採用しない捕獲方法の種類〕は行わない。
- 3 捕獲従事者に対し、銃器については、脱包の確認、矢先の確認、バックストップの確保等、安全な取扱いを周知徹底する。

※銃器の取扱いについて捕獲従事者に遵守させる事項（脱包の確認、矢先の確認、バックストップの確保等）について記載する。

（わなの安全な取扱い）

第 14 条 わなについては、〔種類・仕様等〕を満たすものを使用する。

- 2 安全の確保の観点から、[採用しない捕獲方法の種類] は行わない。
 - 3 捕獲従事者に対し、わな・網についての、安全な取扱いを周知徹底し、遵守させる。
 - 4 わなを設置した際には、1日〇回以上の定期的な見回りを行うものとし、見回りは2人以上で行う。
 - 5 設置したわなを使用しない場合は、作動しないようにすること。
 - 6 止めさしにおいては、安全かつ適切な方法で実施するものとし、原則として[採用する止めさし方法の種類]を行う。
 - 7 安全の確保の観点から、[採用しない止めさし方法の種類] は行わない。
 - 8 捕獲等しようとする鳥獣以外の鳥獣を捕獲した場合の対応について、あらかじめ発注者等に確認をするとともに、放獣する際には安全を確保して[採用する放獣方法の種類]により行う。
- ※ わな・網の取扱いについて捕獲従事者に遵守させる事項（設置時の標識の設置方法、錯誤捕獲防止の方法等）を記載する。

第六章 銃器を使用する場合における訓練、保管及び使用に関する事項

(射撃練習)

第15条 銃器を使用する捕獲従事者に対し、射撃場における射撃を1年間に2回以上実施するものとし、新たな業務を実施する場合は確実にを行うこと。

- 2 射撃場における射撃においては、[訓練項目（射手別）]について訓練を行う。

※ 射撃場における射撃練習の頻度及び内容を記載する。全ての捕獲従事者が1年間に少なくとも2回以上（適切な回数）実施するよう規定する。

(銃器の保管及び使用)

第16条 事業管理責任者は、捕獲従事者が適切に銃器を保管するよう指導するものとし、〇月に〇回、保管状況を報告させる。

- 2 捕獲従事者に対し、脱包の確認、矢先の確認、バックストップの確保等、安全な取扱いを周知徹底する。

※ 銃器の保管及び使用について、必要な事項を記載する。

(事業に対する被害防止のためのライフル銃の所持)

第17条 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第4項第1号に定める事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者としてライフルを所持する場合は、「令和2年12月22日警察庁丁保発第209号 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する者及び認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者からの事業に対する被害を防止するためのライフル銃の所持許可申請への対応について（通達）」によって示された当該ライフル銃の保管及び使用

に関する取り決めに遵守する。

※ 捕獲従事者が、銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第4項第1号に定める事業に対する被害を防止するため、ライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者としてライフルを所持しようとする場合に記載する。

第七章 事業従事者の心身の健康状態の把握に関する事項

(心身の健康状態の把握)

第18条 1年に1回の医師による健康診断を実施し、事業従事者の心身の健康状態を把握する。

- 2 捕獲従事者は、野外活動を伴うこと、取扱い方を誤ると人に危害を及ぼし得る猟具を使用すること、鳥獣を殺傷することによる精神的な負担があり得ること等から、業務の受託時には心身の健康相談を実施し、事業従事者の心身の健康状態を把握する。
- 3 経験年数が短い事業従事者や高齢の事業従事者に対しては、その心身の健康状態の把握に一層努める。
- 4 心身の健康状態が不良な者については、鳥獣捕獲等事業に従事させないよう徹底する。
- 5 事業従事者に対する心身の健康相談、健康教育、その他事業従事者の心身の健康状況を良好に保つために必要な措置を講じる。
- 6 事業従事者は、前項の措置を利用してその心身の健康の保持増進に努める。

※ 事業従事者の心身の健康状態について、健康診断等により定期的に把握する頻度及び方法について記載する。鳥獣の捕獲等に従事した年数が短い事業従事者や、高齢の事業従事者に対しては、より一層心身の健康状態の把握に努める。

(適性の確認)

第19条 事業に必要な適性を有することを確認するため、1年に1回、事業従事者の視力、聴力、運動能力を測定する。

※ 狩猟免許更新時の適性試験の免除を受ける際には、規則第52条に規定する適性（視力、聴力、運動能力）を確認する方法や実施内容について規定する。

第八章 その他

(安全確保のための装備)

第20条 鳥獣捕獲等事業の実施にあたっては、連絡手段として、全ての事業従事者が簡易無線を所持する。

- 2 簡易無線の使用にあたっては、法令を遵守するとともに、別途定める無線の使用に関するルールを遵守する。

(鳥獣捕獲等事業の安全管理に関する業務の改善)

第 21 条 事業従事者から事故、災害等に関する報告又は鳥獣捕獲等事業の安全管理のために必要と認める場合には、鳥獣捕獲等事業の安全管理のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合には、安全確保全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じるとともに、関係機関に必要な報告を行う。

(鳥獣捕獲等事業の安全に関する記録の管理等)

第 22 条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的かつ適時適切に見直しを行う。

2 鳥獣捕獲等事業の安全管理規程の作成、改定に当たっての会議の議事録、事故、災害等の報告、事業管理責任者の指示、講じた是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

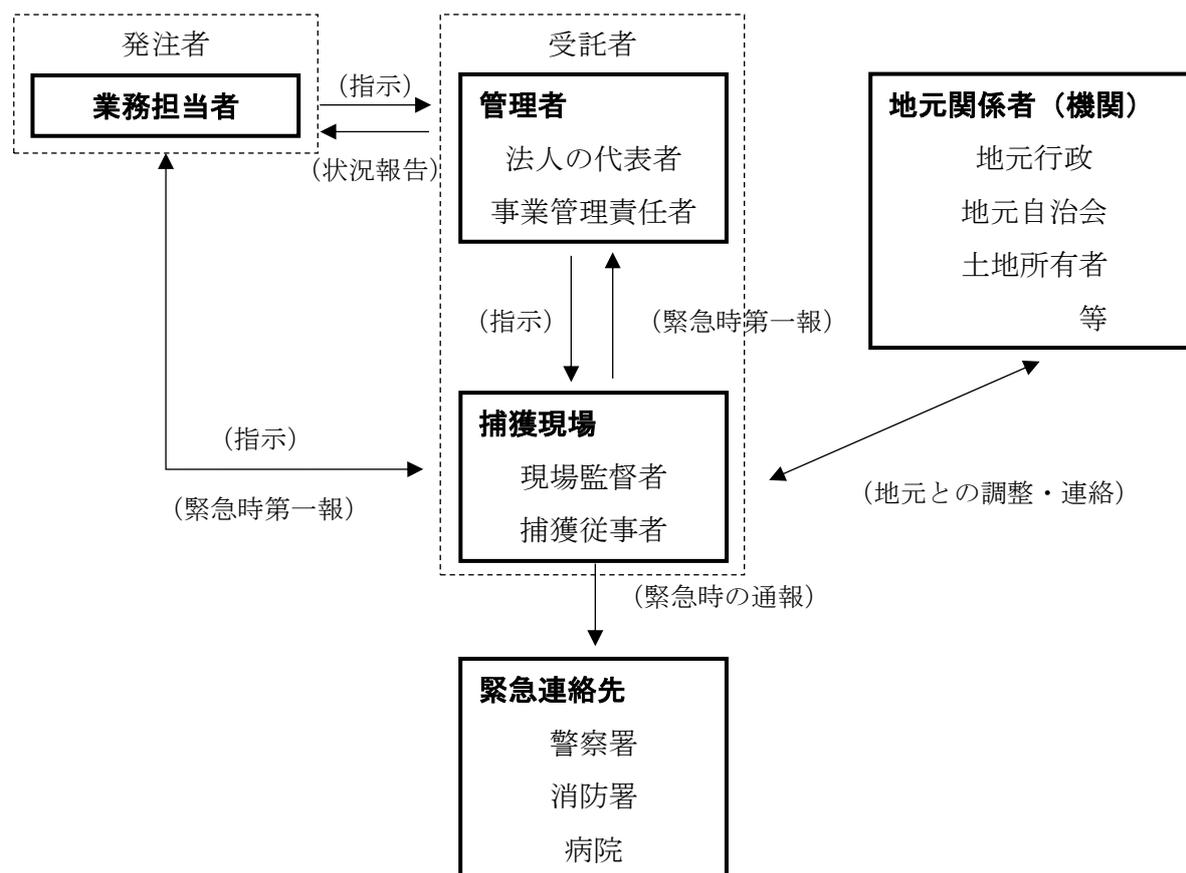
本規程は、○年○月○日から施行する。

本規程は、必要に応じて改定する。

(別添) 鳥獣捕獲等事業実施時の連絡体制図

※実際の業務を行う際には、適宜必要な変更をして利用すること。

※対象とする鳥獣の種類や適用する捕獲方法ごとに異なる体制を有する場合は、それぞれの体制にあわせた連絡体制図を準備すること。



※連絡体制図には、発注者、法人の代表者、事業管理責任者、現場における監督者、捕獲従事者、その他の事業従事者について、個々の役割と指揮命令系統及び連絡体制を模式的に示す。緊急時の連絡方法として、警察署、消防署、病院等との連絡方法を記載する。対象とする鳥獣の種類や捕獲方法ごとに連絡体制図が異なる場合は、必要に応じてそれぞれの連絡体制図を作成する。

※土日休日、夜間対応に留意すること

(2) 事業管理責任者及び全ての捕獲従事者が安全管理講習を修了していること

事業者が認定を受けるためには、事業管理責任者及び全ての捕獲従事者が、5時間以上の安全管理講習を申請日から遡って3年以内に受講していることが必要です。

講習後には、受講者は講習事項に関する習熟度の確認を受け、一定の習熟度に達しない者については、講習の実施者又は事業者が補習等を行うことにより習熟度の向上を図るよう努めることが求められます。なお、認定の際は講習の修了証が必要となります。

これらの講習は、鳥獣捕獲等事業者自らが実施するか、外部の団体が実施する講習を受講するかは問いません。ただし、環境省が作成した講習テキスト又は相当の教材を使用します。

(3) 事業管理責任者及び捕獲従事者の半数が救急救命に関する知識を有していること

救急救命に関する知識については、心肺蘇生、外傷の応急手当、搬送法等を含む救命講習を受講し、その修了証等を有している必要があります。この「講習の受講」には、例えば、消防機関が主催する上級救命講習、日本赤十字社の救急員養成講習の受講が該当します。

消防機関が開催する普通救命講習には、外傷の応急手当、搬送法は含まれません。このため、普通救命講習を受講した上で、申請者自らが不足している講習内容を、適切な講師を招聘し受講することも、「講習の受講」に該当します。

この他、申請者が自ら実施する以下のような救命講習の受講も該当します。

- 申請者の内の救急救命士や応急手当指導員、医師等の資格を有する者を講師として開催する救命講習。
- 消防本部や日本赤十字社に依頼して外部から救急救命の指導者を派遣してもらう等、適切な講師を招聘して開催する救命講習。

申請者が自ら救命講習を実施する場合は、実施報告書等により適切な講習実施者（例えば、自身が所属する事業所等においてその構成員に対して講習を行う応急手当普及員等）により適切な内容を実施したことを確認します。

なお、救命講習の修了証の写し又はこれに類する書類については、有効期限が定められている場合は、原則として有効期限内である必要があります。再受講の時期に係る目安が示されている講習等の場合においては、その時期を過ぎた場合は原則として再受講している必要があります。

3.2.3 事業従事者の技能・知識に関する基準

(1) 事業管理責任者及び全ての捕獲従事者が技能知識講習を修了していること

事業者が認定を受けるためには、事業管理責任者及び全ての捕獲従事者が、5時間以上

の技能知識講習を申請日から遡って3年以内に受講していることが必要です。

講習後には、受講者は講習事項に関する習熟度の確認を受け、一定の習熟度に達しない者については、講習の実施者又は事業者が補習等を行うことにより習熟度の向上を図るよう努めることが求められます。

これらの講習は、鳥獣捕獲等事業者自らが実施するか、外部の団体が実施する講習を受講するかは問いません。ただし、前述した安全管理講習と同様に環境省が作成した講習テキスト又は相当の教材を使用します。

3.2.4 事業従事者への研修の内容に関する基準

認定鳥獣捕獲等事業者は、鳥獣を安全かつ適正に捕獲するため、研修計画を作成し、従事者に対して適切に実施されるよう監督するとともに、随時改善を行う必要があります。これらの実行においては、事業管理責任者が責任を負います。研修により、認定時に修了した安全管理講習及び技能知識講習で学んだ知識の定着を図るとともに、随時最新の情報を蓄積することになりますので、従事者は積極的に研修に参加する必要があります。研修は、全ての捕獲従事者が毎年5時間以上受ける必要があり、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上に適切かつ十分なものである必要があります。また、捕獲従事者を除く事業従事者についても、毎年5時間以上の研修を実施することが望まれます。

研修の内容としては、安全管理講習、技能知識講習の内容のうち、反復して学ぶ必要がある事項及び最新の知識を得る必要がある事項等について実施しますが、事業者が鳥獣捕獲等事業の内容や組織の実態に応じて、適切な事項を定めます。改正された法令に関する知識等、最新の知識を随時習得すべき事項については、確実に研修事項の中にも含めることとなっています。研修は自ら実施する他、他の団体が主催する講習等を受講する等により、研修とすることができます。研修の実施形態については、座学、実技練習及び現場研修等、様々な形態が想定されます。

3.2.5 鳥獣捕獲等事業者としての捕獲等の実績に関する基準

契約に基づき鳥獣の捕獲等に関する業務を実施できることを審査するため、認定の申請前3年以内に、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において用いる猟法により、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において対象とする鳥獣の捕獲等を適切に実施した実績が必要です。例えば、ニホンジカの装薬銃猟及びイノシシの装薬銃猟の認定を受ける場合は、ニホンジカの装薬銃猟及びイノシシの装薬銃猟の実績が必要になります。

実績は、認定を受けようとする法人の実績であり、当該法人が組織的に実施したと認められるものである必要があります。当該法人が組織的に実施するとは、当該法人の鳥獣捕獲等事業として位置付けて、原則として発注者からの依頼を受けて捕獲等を実施すること

を指します。捕獲従事者が個人として行った捕獲等の実績（趣味としての狩猟や自らの農作物を守るための自衛のための捕獲等）は当該法人の実績として認められません。

このため、当該法人が発注者との契約に基づき捕獲許可を受ける等により捕獲等をした実績を積むことが望ましいです。しかし、現状そのような捕獲等が実施されている事例が少ないことから、そのような捕獲等以外ののものであっても、当該法人が組織的に捕獲等を実施したということが実質的に認められる場合にあつては、実績として認められる場合があります。

例えば、当該法人以外の団体の鳥獣捕獲等事業に個人として参加し実施した捕獲等については、原則として当該法人の実績としては認められません。しかし、当該法人が当該捕獲等に対し相当数の人数を派遣又は推薦し、それらの者の中の指揮命令のもと共同で捕獲等をした実績を有する等、実質的に当該法人が組織的に実施したと認められる場合においては、実績として認められる場合があります。

また、新規に法人を設立した場合は、原則として、その構成員が以前所属していた団体において実施した捕獲等を新たな法人の実績とすることはできません。しかし、新たな法人が実質的に以前の団体の後継かつ同等の組織と認められる場合や、新たな法人の構成員のうち相当数が、鳥獣捕獲等事業において構成員の中の指揮命令のもと、共同で捕獲等をした実績を有する場合においては、実績として認められる場合があります。この他にも、既存の法人が捕獲実績を有していなかったとしても、捕獲実績を有している他の団体や組織を吸収・合併するなどして取り込み、既存の法人の事業内容に鳥獣捕獲等事業を位置付ける場合も、実績として認められる場合があります。

捕獲等の実績については、鳥獣の管理の目的のほか、学術研究目的、鳥獣の保護の目的、その他の目的であっても構いません。業務として実施した捕獲等であれば、法第9条に基づく捕獲許可が不要な捕獲等（指定管理鳥獣捕獲等事業等）や登録狩猟として実施した捕獲等でも構いません。

実績については、事故・違反がなく、計画どおり事業を遂行したものであるかを審査します。なお、捕獲等の実績は申請前3年以内に少なくとも1件の実績が必要ですが、あわせて、申請前3年以内に実施した鳥獣の捕獲等において発生した全ての事故に関する報告書を提出することになっており、事故があった場合はその改善措置が十分に行われている必要があります。

3.3 認定の申請手続き

認定の申請は、認定を受けようとする都道府県知事に対し、都道府県知事が定める申請書及び添付書類を添えて提出します。

認定の申請は、一の法人につき一の申請とし、一の法人が複数の認定を受けることはできません。一の法人が、鳥獣捕獲等事業において複数の方法により捕獲等をする又は複数

の鳥獣の種類を対象にする場合においては、捕獲等をする方法ごとに対象とする鳥獣の種類を定めて申請します。捕獲等をする方法については法定猟法のみを認定の対象とし、申請に当たっては、法定猟法の区分に従って、「装薬銃」「空気銃」「わな」「網」から選択します。なお、認定を受けた場合であっても、認定を受けた猟法以外の方法により捕獲等を行う場合においては、認定鳥獣捕獲等事業には該当しません。認定の対象とする鳥獣の種類については、対象としようとする一又は複数の種名を記載します。

申請書の提出先については、主たる事務所の所在地又は鳥獣捕獲等事業として鳥獣の捕獲等を実施する主たる地域を管轄する都道府県知事のいずれかを選択します。鳥獣捕獲等事業とは鳥獣の捕獲等をする事業を指し、鳥獣捕獲等事業として実施する鳥獣の捕獲等とは、申請者である法人が鳥獣捕獲等事業として、発注者との契約等に基づき個別の業務として実施する鳥獣の捕獲等を指します。鳥獣の捕獲等を実施する主たる地域とは、既に捕獲等の実績がある地域や、今後事業を実施する見通しがある地域等です。認定を受けた鳥獣捕獲等事業者には、認定証が交付されます。認定の効力は全国において有効です。また、都道府県が、認定をした鳥獣捕獲等事業者の名称、住所、代表者の氏名について、公示することとしています。さらに、環境省のウェブサイト (<http://www.env.go.jp/nature/choju/capture/list.html>) にも掲載しています。

【認定申請書の様式例（都道府県毎に様式は異なります）】

年 月 日

都道府県知事 殿

申請者の住所	(〒) 電話番号 ()
申請者の名称	
申請者の代表者の氏名	

認 定 申 請 書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 18 条の 3 第 1 項の規定に基づき、鳥獣捕獲等事業が同法第 18 条の 5 第 1 項に規定する基準に適合していることにつき、認定を受けたいので、以下により申請します。

鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法	装薬銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	1. ニホンジカ 2. イノシシ 3. ヒグマ 4. ツキノワグマ 5. ニホンザル 6. その他 ()
	空気銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	わなを使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	網を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
鳥獣捕獲等事業の実施体制	事業管理責任者の役職・氏名	
	捕獲従事者	別紙「捕獲従事者名簿」のとおり
	安全管理体制	添付資料○、○のとおり
	夜間銃猟の実施	1. 有 2. 無 添付資料○、○のとおり
鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識	添付資料○のとおり	
鳥獣捕獲等事業に対する研修の実施	添付資料○のとおり	

【別紙】捕獲従事者名簿

氏名	生年月日	狩猟免許の種類	※銃器を使用する場合		救急救命講習の受講の有無
			銃砲の種類	※夜間銃猟をする者	

(備考)

1. 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
2. 申請者の住所欄には、主たる事業所の所在地を記載すること。
3. 鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法欄には、装薬銃・空気銃・わな・網ごとに対象とする全ての鳥獣を記載すること。
4. 鳥獣捕獲等事業の実施体制欄のうち、捕獲従事者欄については捕獲従事者名簿を添付すること。
5. 捕獲従事者名簿の記載に当たっては、次の事項に留意すること。
 - ・全ての捕獲従事者は、安全管理講習及び技能知識講習を修了していること。
 - ・狩猟免許の種類欄には、捕獲従事者が受けている狩猟免許の種類（第一種銃猟免許、第二種銃猟免許、わな猟免許、網猟免許）を記載すること。
 - ・銃器を使用する場合は、銃砲の種類欄を記載することとし、当該捕獲従事者が鳥獣捕獲等事業で使用する全ての銃砲の種類（散弾銃、ライフル銃、空気銃等）を記載すること。
 - ・夜間銃猟をする場合は、捕獲従事者のうち実際に夜間銃猟をする者について、夜間銃猟をする者欄に○を記載すること。なお、全ての夜間銃猟をする者は、夜間銃猟安全管理講習を修了しているとともに、夜間銃猟の技能要件を満たすこと。
 - ・救急救命講習の受講の有無欄については、当該捕獲従事者が受講した場合は○を記載すること。なお、捕獲従事者の半数以上が受講していること。
6. 鳥獣捕獲等事業の実施体制欄のうち、安全管理体制欄の添付書類は、安全管理規程及び安全管理講習に関する書類を指し、夜間銃猟の実施欄の添付書類は、夜間銃猟安全管理規程及び夜間銃猟安全管理講習に関する書類を指す。
7. 鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識欄の添付書類は、技能知識講習に関する書類を指す。
8. 鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施欄の添付書類は、研修に関する書類を指す。
9. 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
10. 添付書類は別紙のとおりのほか、都道府県知事が必要と認める書類とする。
11. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(別紙) 添付書類一覧 (添付書類の一部については、各都道府県が様式を定めます。)

※本申請書に添付した書類について、□に✓印を付すこと。

- 法人の定款又は寄付行為
- 法人の登記事項証明書
- 役員及び事業管理責任者の名簿 (代表者を含む役員及び事業管理責任者の住所、本籍、氏名、生年月日及び役職)
- 事業管理責任者が申請者の役員である場合にあっては、その旨を証する書類
- 申請者が地方公共団体である場合、事業管理責任者が該当地方公共団体の職員であることを証する書類
- 事業管理責任者が申請者の役員である場合及び申請者が地方公共団体である場合以外にあっては、雇用契約書の写しその他申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類
- 鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程 (夜間銃猟の実施に係る安全管理規程を含む。)
- 事業管理責任者が施行規則第 19 条の 4 第 1 項第 2 号イ及びロに掲げる事項を実施する旨を誓約する書面
- 事業管理責任者及び捕獲従事者の狩猟免状の写し
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した救命講習の修了証の写し又はこれに類する書類
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の修了証の写し又はこれに類する書類
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の内容及び時間を記した書類
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の修了証の写し又はこれに類する書類
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の内容及び時間を記した書類
- 研修に関する計画書
- 申請者の捕獲実績を記した書類
- 役員及び事業管理責任者が施行規則第 19 条の 8 第 3 号イからホまでに該当しない者である旨の誓約書
- 施行規則第 19 条の 8 第 4 号 (整備省令附則第 2 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。) に規定する損害保険契約の写し又は同号に規定する共済事業の被共済者であることを証する書類
- 申請者が法第 18 条の 4 に規定する欠格事由に該当しない旨の誓約書

(銃猟による事業を実施する場合)

- 捕獲従事者の銃砲刀剣類所持許可証の写し (麻醉銃の場合にあっては、人命救助等に従事する者届出済証明書の写しを含む)

(夜間銃猟を実施する場合)

- 夜間銃猟を実施する捕獲従事者の技能が基準に適合することを証する書類
 - ・射撃技能を証明する書類
 - ・捕獲実績に関する書類
 - ・人格識見を有する旨の推薦書
- 夜間銃猟安全管理講習の修了証の写し
- 夜間銃猟の実施に係る安全管理規程

3.4 認定後に必要な対応

3.4.1 技能知識の維持向上

認定鳥獣捕獲等事業者は、認定鳥獣捕獲等事業を基準に適合するように維持しなければなりません。そのため、事業管理責任者は、責任をもって安全管理規程の組織的な遵守を管理徹底し、捕獲従事者はその指示に従って安全管理規程を遵守することが必要です。

また、事業管理責任者は、組織内で研修を監督します。全ての捕獲従事者は、事業管理責任者の指示に従って、研修を1年に5時間以上受講しなければなりません。研修は、認定申請時に提出した研修計画に従って適切な内容を実施します。認定基準を満たさないような状態になれば、都道府県知事による報告徴収、立入検査、措置命令等の対象となり、認定が取り消される可能性があります。

3.4.2 認定内容の変更・更新等の手続き

(1) 認定内容の変更

認定鳥獣捕獲等事業者は、申請書（捕獲従事者名簿を含む）に記載した事項について、次の事項を変更する場合は、改めて基準への適合を審査する必要があるため、変更する前に、認定を受けた都道府県知事に、変更の申請を行って、変更の認定を受けなければなりません。

① 鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類又はその方法の変更（追加を伴うもの）

- 鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類を変更する場合であってその追加を伴う変更（例えば、これまでニホンジカのみを対象として認定を受けており、新たにイノシシについても認定鳥獣捕獲等事業として捕獲等しようとする場合に、対象をニホンジカから、ニホンジカ・イノシシに追加変更する場合等）
- 鳥獣の捕獲等の方法を変更する場合であってその追加を伴う変更（例えば、これまでニホンジカについて銃猟のみで認定を受けており、新たにわな猟についても認定鳥獣捕獲等事業として実施しようとする場合に、方法を銃猟から、銃猟・わな猟に変更する場合等）
- 認定を受けた後に追加で夜間銃猟を含む認定を受け、捕獲従事者が夜間銃猟を行うこととなった場合

② 鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項のうち、捕獲従事者の追加や狩猟免許の種類に係る変更

- 捕獲従事者を新たに追加する場合（既存の捕獲従事者に替えて新たに追加する場合を含む）

- 捕獲従事者の有する狩猟免許に変更がある場合（例えば、銃猟のみの捕獲従事者が新たにわな猟をする場合等）

- ③ 鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項のうち、事業管理責任者の変更。
- ④ 鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項のうち、安全管理体制に関する事項の変更。
- ⑤ 鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項のうち、夜間銃猟の実施に関する事項の変更。
- ⑥ 鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施に関する事項。

(2) 軽微な変更の届出

認定鳥獣捕獲等事業者は、申請書（捕獲従事者名簿を含む）に記載した事項について、次に掲げる軽微な変更をした場合は、認定を受けた都道府県知事に、変更の日から 30 日を経過する日までの間に届出を行わなければなりません。なお、認定証に記載される法人の名称、住所、代表者名、捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法の変更の届出をする場合は、認定証の書換えを受けなければなりません。

① 名称及び住所並びに代表者の氏名の変更

- 認定鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名の変更があった場合

② 捕獲等をする鳥獣の種類又はその方法の一部変更

（鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類又はその方法の追加を伴う変更を除く。）

- 鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類の一部をその対象から除外し、かつ、別の鳥獣の種類を追加を伴わない場合（例えば、これまでニホンジカとイノシシを対象として認定を受けていたが、イノシシを対象から外し、ニホンジカのみとする場合。）
- 鳥獣の捕獲等の方法の一部を廃止し、かつ、別の方法の追加を伴わない場合（例えば、これまで銃猟とわな猟について認定を受けていたが、わな猟をやめ、銃猟のみとする場合。）

③ 鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項のうち、捕獲従事者に係る変更

（捕獲従事者の追加及び狩猟免許の種類に係る変更を除く。）

- 変更後も捕獲従事者の数が基準に適合することが明らかな場合（例えば、これまでわな猟の捕獲従事者が a、b、c、d、e、f の 6 名いたが、e、f の 2 名が退職して 4 名となり、新たな人員を加えない場合。）
- なお、新たな捕獲従事者 g を加える場合は変更の申請が必要です。

(3) 認定鳥獣捕獲等事業の廃止

事業を廃止するときは、認定証の交付を受けた都道府県に対して、廃止の手続きが必要です。

(4) 認定の更新

認定の有効期間は3年です。認定の有効期間の更新にあたっては、基本的には申請時と同様の手続きが必要ですが、前回認定を受けた都道府県知事に更新の申請をする場合は、内容に変更がない書類の提出を省略ができる場合があります。さらに、前回認定後の3年間における研修の実施状況やその他必要に応じて報告書を提出することになります。

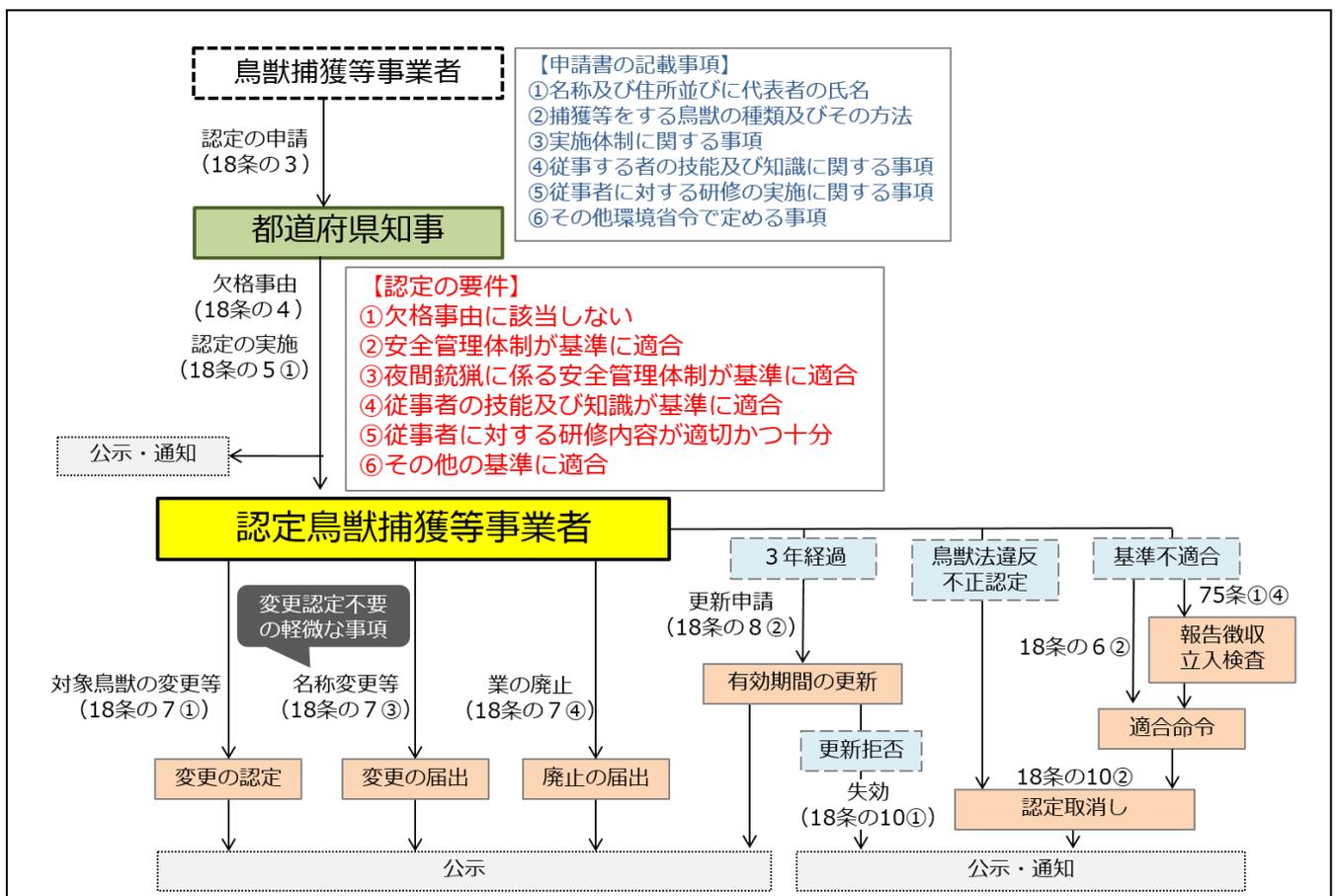


図 3-2 認定の流れ

3.5 指定管理鳥獣捕獲等事業

3.5.1 指定管理鳥獣捕獲等事業の概要

指定管理鳥獣捕獲等事業とは、2014（平成26）年の鳥獣保護法改正によって創設された、都道府県又は国の機関が鳥獣の捕獲等を実施する事業です。

環境大臣が、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣を「指定管理鳥獣」として定め、都道府県知事が、当該鳥獣について、その生息状況、被害状況等を勘案して、捕獲を強化する必要があると判断した場合において、第二種特定鳥獣管理計画において指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項を定めるとともに、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を定め、その計画に従って、都道府県又は国の機関が捕獲等する事業のことです。

「指定管理鳥獣」にはニホンジカ及びビノシシが指定されています。

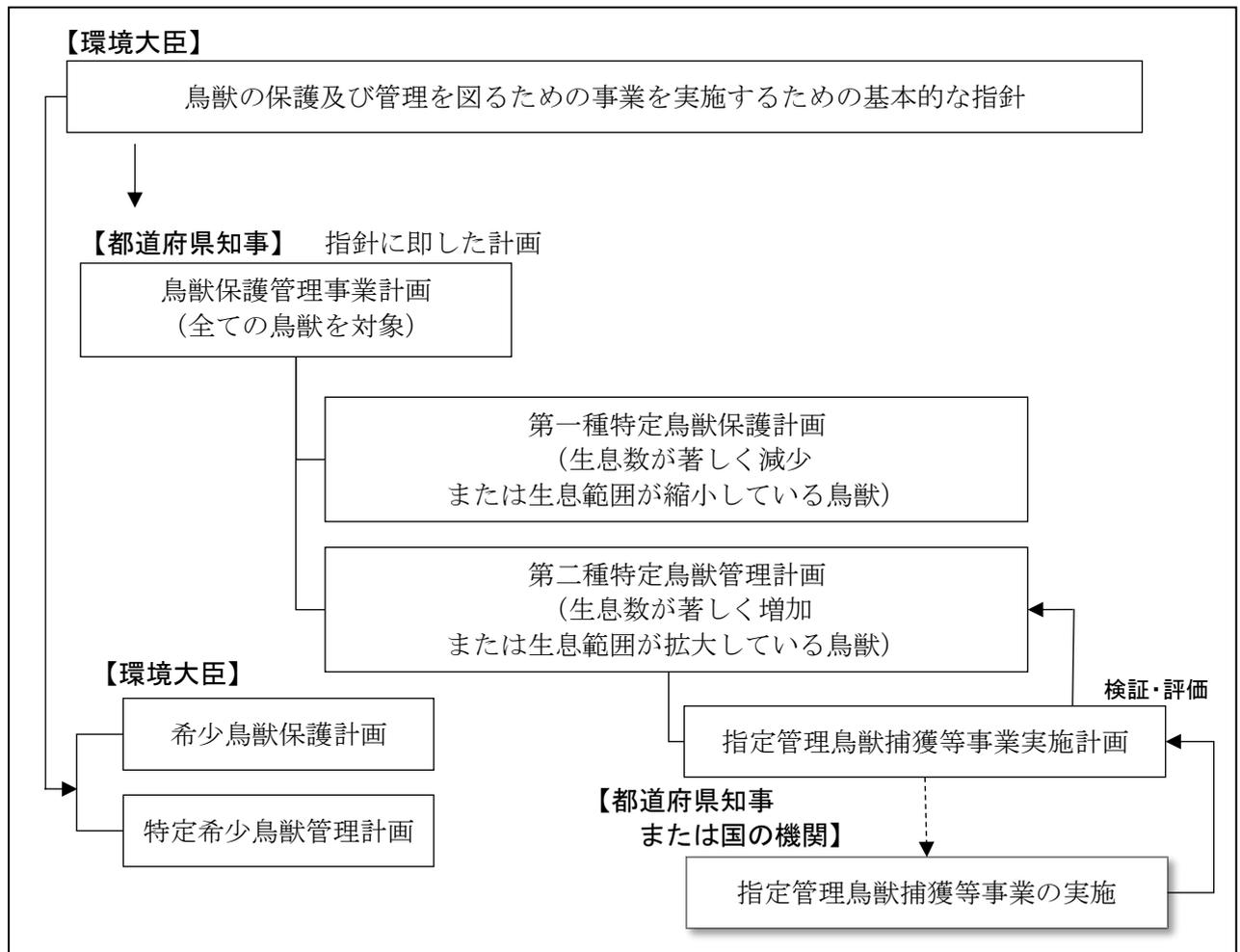


図 3-3 鳥獣保護管理法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業の位置づけ

3.5.2 指定管理鳥獣捕獲等事業の特例

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施にあたっては、以下の規制緩和が適用されることとなります。

なお、下記は、いずれも都道府県又は国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業として行う場合に、限定的に認められる規制緩和であり、一般的な狩猟等で緩和される事項ではないことに注意が必要です。

(1) 捕獲等の許可手続きが不要

指定管理鳥獣捕獲等事業においては、鳥獣の捕獲の禁止が適用されません。つまり、捕獲の許可申請が不要になります。なお、事業の受託者は都道府県に従事者証を申請し、指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者に携帯させることにより、適法な捕獲に従事していることを証明する必要があります。

(2) 夜間銃猟の実施

都道府県が、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画において夜間銃猟の実施を位置づけ、これらの計画に従って、都道府県又は国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合であって、認定鳥獣捕獲等事業者（夜間銃猟の認定を受けた事業者に限る）に委託をした場合においては、夜間銃猟の禁止は適用されません。

ただし、当該認定鳥獣捕獲等事業者が、あらかじめ現地を確認し、実施日時、実施区域、安全を確保するための実施方法（射撃場所、射撃方向、バックストップの確保等）、実施体制等について詳細な夜間銃猟作業計画を定め、都道府県知事の確認（都道府県公安委員会を含む）を受けて実施するときに限ります。

(3) 捕獲個体の放置

都道府県が、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画において、捕獲した個体の放置をすることを位置づけ、これらの計画に従って、都道府県又は国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合においては、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たって特に必要があると認められるときに限り、「捕獲個体の放置の禁止」は適用されません。

それ以外の場合においては、原則として捕獲した個体を持ち帰るか、地形的な要因等により持ち帰ることが困難な場合は、捕獲した場所に埋設する等、適切に処理しなければなりません。

3.5.3 想定される事業の概要

(1) 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業

都道府県は、国からの交付金を受けて、指定管理鳥獣捕獲等事業を含む指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業を行うことができます（以下「交付金事業」といいます。）。

交付金事業として支援している取組は、次のとおりです。

① 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画策定等事業

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の検討・策定・変更、策定に必要な生息状況等の調査（生息数、生息密度、分布など）、事業効果評価のための捕獲情報収集・調査。

② 指定管理鳥獣捕獲等事業

指定管理鳥獣の捕獲及び捕獲に付随する事項の実施。捕獲個体の搬出・処分。

③ 効果的捕獲促進事業

ア 効果的捕獲モデル・技術開発タイプ

従来の捕獲方法に比べ効果的な捕獲方法を用いてモデル的に捕獲等を行い、捕獲効果を検証する取組又は、これまで実施されていない効果的な捕獲方法の技術開発。

イ 市町村連携タイプ

都道府県が複数の市町村と協議会を設置し、市町村と連携した効果的な捕獲等の取組。

ウ 広域連携タイプ

都道府県等による広域捕獲計画に基づく捕獲及び捕獲に付随する事項並びに捕獲個体の搬出・処分等の取組。

④ 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成

認定鳥獣捕獲等事業者等を対象とした安全管理、技能知識、捕獲技術向上のための講習会等の開催など事業者等育成に向けた取組。

⑤ ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成

狩猟者を対象に捕獲したニホンジカ・イノシシを食肉利用する際の衛生管理を含めた狩猟に必要な知識、技能等に関する講習会等の開催など狩猟者育成に向けた取組。

⑥ ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援

狩猟にて捕獲したニホンジカ、イノシシを処理加工施設に搬入する取組。持ち込まれた捕獲個体の食肉処理等を行うにあたり発生した廃棄物処理等の取組。

狩猟にて捕獲したニホンジカ、イノシシを処分施設等に搬入する取組。持ち込まれた捕獲個体の適正な処分に必要な取組。

認定鳥獣捕獲等事業者は、交付金事業の内、指定管理鳥獣の捕獲等を受託することが想定されますが、捕獲や搬出・処分の他に、将来的には指定管理鳥獣の生息状況調査や捕獲

情報等の収集、整理、分析等を行うことも期待されています。

交付金事業により捕獲等を行う時は、作業項目（調査・捕獲・個体の処分・その他）、捕獲場所（ハンターマップのメッシュ）、作業人数（捕獲従事者・それ以外の従事者）、鳥獣の種類（ニホンジカ・イノシシ）、捕獲数（雌雄別、幼成獣別等）、目撃数、猟具の種類、わなの稼働数、処置の概要等の情報を確実に記録します。これらの情報は、指定管理鳥獣捕獲等事業の評価を行う際に必ず必要になる情報です。これらの情報から捕獲努力量当たりの捕獲数や捕獲努力量当たりの目撃数を算出し、それぞれのデータを捕獲場所ごとに比較することによって、指定管理鳥獣の経年的な密度の変化を把握することができ、別で把握する生息密度や植生調査結果と考察することで、指定管理鳥獣捕獲等事業の効果を把握することができるようになります。捕獲従事者は都道府県の指示に従い捕獲時に何を記録する必要があるのかを理解し、捕獲時に正確な情報を記録する必要があります。

本事業は、国民、県民の税金を投入して行う事業です。指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に定められた目標を効率的に達成するよう真摯に取り組んでいただく必要があります。

また、発注者である都道府県は、認定鳥獣捕獲等事業者が事業を実施するための経費について、その根拠となる作業日誌や領収書等の資料の提出を求めることがありますので、契約時に発注者にどのような資料が必要なのか確認してください。

また、都道府県は本事業を委託事業として発注する際に入札を行うこともあります。入札説明書等を確認し、必要な書類をそろえて入札する必要があります。

(2) 国や市町村による捕獲等事業

国は、国が管理する地域（国立公園、国有林等）で指定管理鳥獣捕獲等事業を行うことができます。また、市町村や土地管理者等が鳥獣の捕獲等を認定鳥獣捕獲等事業者に委託することが想定されます。鳥獣による生態系への影響、農林業や生活環境への被害を早急に防止するため、一定以上の捕獲技術を有し安全にも配慮し確実に事業を行う認定鳥獣捕獲等事業者は、各種事業で活躍することが期待されています。

これらの捕獲等事業を実施する場合も、作業項目（調査・捕獲・個体の処分・その他）、捕獲場所（ハンターマップのメッシュ番号）、作業人数（捕獲従事者・それ以外の従事者）、鳥獣の種類（ニホンジカ・イノシシ）、捕獲数（雌雄別、幼成獣別等）、目撃数、猟具の種類、わなの稼働数、処置の概要、捕獲場所等の情報を確実に記録することが大切です。

◇◇ 非鉛弾の利用を考えましょう ◇◇

近年、北海道では、天然記念物であり国内希少野生動物に指定されているオオワシやオジロワシが鉛中毒になって死亡する事故が起きています。こうした事故は、猟場に放置されたエゾシカの残滓に含まれた鉛弾の破片を食べてしまうこと等が原因で起きると考えられ、北海道以外の地域でも起こり得る事です。

北海道では、鳥獣保護管理法に基づき大型獣捕獲用の鉛弾（ライフル弾（一部を除く。）及び粒径が7mm以上の散弾）を使用する鳥獣の捕獲を禁止してきましたが、依然として、希少猛禽類の鉛中毒が発生しており、鉛弾の使用が継続されている可能性があったことから、2014（平成26）年10月に北海道エゾシカ対策推進条例において、エゾシカの捕獲を目的とした特定鉛弾の所持を禁止しています。

北海道以外の地域においても、希少猛禽類など鳥類への影響をできるだけ回避する観点から、発注者が発注する段階、事業者が事業を受注する段階において、必要に応じて非鉛弾の利用を検討しましょう。また、発注者から非鉛弾を使用するよう指示があった場合は必ず守りましょう。

4 鳥獣捕獲等事業における捕獲方法

4.1 捕獲方法への全般的な理解の必要性

鳥獣を捕獲する方法は、狩猟という伝統文化の中で様々に培われてきました。こうした捕獲方法のうち、狩猟の適正化を図る観点から、狩猟行為において用いることができる猟法を「法定猟法」として定めています。認定鳥獣捕獲等事業は、鳥獣保護管理法に基づく法定猟法により実施する鳥獣捕獲等事業について、認定を受けます。

認定鳥獣捕獲等事業者や捕獲従事者の皆さんが、対象鳥獣の種類や環境条件等に応じて適切な捕獲方法を選択するためには、実際に行われている主な捕獲方法について理解しておく必要があります。一つの捕獲方法だけでは、捕獲効率が下がる場合や、現場によっては特定の方法是適用できない場合も想定されます。そのため、認定鳥獣捕獲等事業者には、複数の方法を実施できる体制が求められることも多いでしょう。

なお、捕獲従事者が慣れていない方法を用いることには、様々な危険が潜みます。採用する可能性のある方法については、あらかじめ必要な知見や技術を身につけておくことが求められます。

また、事業者や同僚の捕獲従事者がもっている技術特性や安全管理についての考え方は、その事業者や捕獲従事者が実践してきた捕獲方法の経験によって、細部が異なることが多くあります。こうした経験による違い、個人的視点による違いを捕獲従事者が相互に理解しあい、認め合うことは、安全で円滑な業務遂行には非常に重要なことです。また、捕獲従事者各人は、自身がそれまで実施してこなかった方法についても理解し、様々な捕獲方法を経験し、習得することにより、鳥獣捕獲等事業として受託できる業務の幅を広げていくことになります。

それぞれの捕獲方法が、どれだけ効率的であるのか、また、どれだけ安全性が確保できるのかは、対象鳥獣の生息状況や環境条件によっても左右されますし、捕獲従事者の経験や能力によっても大きく左右されます。さらに、捕獲の目的（個体数の管理、被害の防止や人身事故の回避等）に応じて、採用すべき方法も変わることが想定されます。

認定鳥獣捕獲等事業者や捕獲従事者の皆さんは、これまでの捕獲の経験や事前調査、試験的な捕獲実験等の成果を踏まえて、適切な方法を選択することが求められます。

なお、認定鳥獣捕獲等事業者が選択する捕獲方法や安全確保のために共有する事項等は、全国一律のものではなく、業務の目的、実施内容、実施地域に応じて異なります。そのため、認定鳥獣捕獲等事業者には捕獲従事者に対して業務に応じた研修を受講させることが求められますし、捕獲従事者の皆さんには、常日頃から情報を収集し、地域特性を理解する姿勢が求められます。

4.2 銃による捕獲

4.2.1 銃による捕獲の特徴

銃による捕獲には、以下のような技術的特徴があります。

- 運動能力の高い鳥獣を、即時に捕殺することができる。
- わなのような構造物を設置する必要がなく、捕獲従事者が必要な場所に能動的に移動して捕獲できる。また、誘引や馴化に時間をかける必要がない方法もある。
- 捕獲従事者が対象鳥獣を目視で確認したうえで、選択的に捕殺できる。
- 射撃技術や対象鳥獣を射程内に捉えるための知見や技術が必要である。
- 銃は、人に対しても殺傷能力があるため、より高度な安全管理が求められる。
- 錯誤捕獲（誤射）の可能性がある。そのためカモシカやクマ類など捕獲対象以外の種の生息状況を把握しておく必要がある。

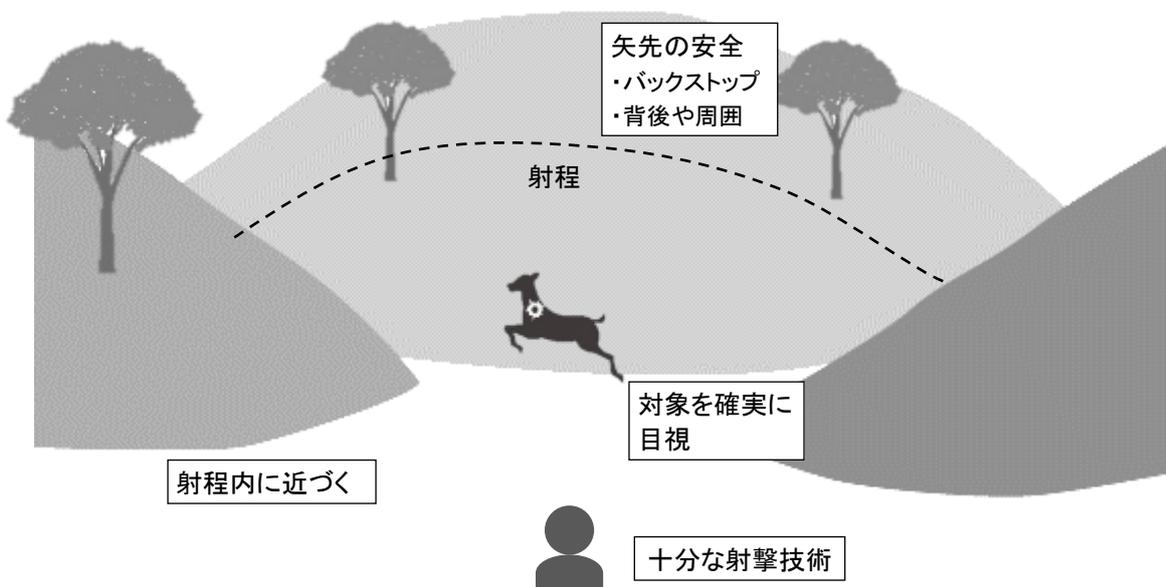


図 4-1 銃による捕獲の前提

こうした技術的特徴から導かれる前提は、銃による捕獲は、「対象鳥獣を確実に目視でき、銃の射程内に近づくことができ、矢先の安全が確保されているときのみ、射撃技術のある人が捕獲できる。」ということです。

銃には射程や射撃技術の制約があります。そのため、捕獲従事者は、対象鳥獣を確実に目視し、命中させることができる距離に近づいたり、対象鳥獣を誘引してから、射撃する必要があります。見通しの悪い灌木や茂みの多い場所や、対象鳥獣の警戒心の強い場所では、射撃が難しくなるため、安全に射撃するために何らかの工夫をしなければなりません。

そのための工夫は、大まかに、「待ち伏せて捕獲する方法」、「探索・追跡して捕獲する方法」、「待ち伏せと探索・追跡を組み合わせる方法」の3つに分けられます。

4.2.2 待ち伏せて捕獲する方法（待ち伏せ猟、誘引狙撃、コール猟等）

対象鳥獣が出てくる場所で待ち伏せて、対象鳥獣が射手へ近づくの待って射撃をする方法です。一般的に、待ち伏せ猟、誘引狙撃、コール猟等と呼ばれている方法が該当します。

射手は、あらかじめ発射する位置を決め、射撃範囲（着弾点）を想定して、対象鳥獣が出てくるのを待ちます。対象鳥獣の移動パターンがわかっている場合や、誘引する手段があれば、あらかじめ発射位置と射撃範囲を限定できるため、現場監督者も捕獲従事者への指示や監督がしやすく、安全管理がしやすい方法といえます。

待ち伏せて捕獲する方法には、餌付けをして誘引をする方法や、鳴き声等を真似ておびき出す方法、対象鳥獣の習慣的な移動を把握して待ち伏せる方法等があります。生息密度や季節、時間帯、地形や植生、他の被害対策や捕獲活動の状況等によって、対象鳥獣の出没場所や警戒の程度、誘引のしやすさ等が変わってきます。捕獲までに必要な誘引期間や射手の待機時間も、これらの要因によって大きく左右されます。

想定する射撃範囲は、予想される対象鳥獣の行動や、地形や植生等の視界やバックストップの状況を勘案して決めます。また、安全に射撃できる範囲の中で、近くまで引きつけるか、遠くから撃つか、静止した時を狙うか、移動中でも撃つか等、方針を決める必要があります。その方針によって、適合する銃器や弾、照準器の種類も変わってきます。

射手は、想定した射撃範囲に入ってくる対象鳥獣に察知されずに待ち伏せる工夫をするとともに、誘引場所へ出没する行動や、射手に気づいたときの行動等を想定して、射撃する必要があります。

4.2.3 探索や追跡をして捕獲する方法（流し撃ち・忍び猟・跡追い猟等）

捕獲従事者が、捕獲対象鳥獣がいる場所を探して接近し、射撃する捕獲方法です。対象鳥獣がよく出没する場所や時期、時間帯を十分に把握し、行動や移動のパターンがわかっている場合には、決まった位置で待つだけでなく、対象鳥獣に遭遇できる場所を探索しながら射撃する方法も効果的です。一般的に、流し撃ち、忍び猟、跡追い猟等と呼ばれる方法が該当します。

対象鳥獣に遭遇できるポイントは、対象鳥獣が休息や採餌をする場所、移動するルート等です。そのポイントは鳥獣の種類や地形、植生、季節、時間帯等によって異なってきます。探索を効率的に行い、安全かつ効率的な捕獲ができるようになるために、従事者は、対象鳥獣の特性を知り、現場に足を運んで、その時期、その場所の遭遇できるポイントや遭遇のパターンを経験し、学習しなくてはなりません。また、対象鳥獣に気づかれないよう行動する技術や、先に相手に気づく、感覚の鋭敏さ等も求められます。試行錯誤しながら経験を積むことで、確率の高い場所や時期が予測できるようになり、捕獲の成功率もあがってきます。

追跡できる足跡等の痕跡が見つかった場合は、それを追跡して対象鳥獣を仕留める跡追いは獲物に近づく方法の一つです。例えば、積雪のある場合は、特定の場所に餌場や休息場所が限られたり、足跡の追跡が容易になるため、このような探索や追跡による捕獲効率が上がります。

また、探索や追跡に猟犬を使う方法もあります。猟犬を用いる際には、対象鳥獣の探索や追跡の能力と、人や飼育動物等に対する安全性の両面から、ふさわしい犬種と個体を選ぶ必要があります。また、日頃から人等に危害を加えないように訓練しておくことも必要です。特に、捕獲現場で猟犬を放す場合には、常に捕獲従事者の管理下で行動させなければならず、猟犬による事故防止を図るため、猟犬の回収を徹底することが重要になります。また、万が一、逸走した場合に備えて、マイクロチップ等の所有明示装置の装着が望まれます。

探索や追跡をする捕獲方法では、射手が移動しながら射撃するため、以下のような安全管理が求められます。

- ① 変化する矢先の状況や、バックストップを確認しながら移動すること
- ② 瞬時に射撃の可否を判断する能力
- ③ すばやく対象鳥獣に狙いをつける技術
- ④ 安全に銃器を保持し、適切に装填や脱包の判断をすること

射手が移動することで常に変化する射程範囲やバックストップの状況を正確に把握して、対象鳥獣を発見した場合は、発射位置や想定される着弾点を確認してから、発砲の可否を判断する必要があります。その判断のためには、あらかじめ、周辺の地形や集落の位置、人の出入りしやすい場所の情報等を、十分に頭に入れておく必要があります。

移動しながらの射撃と言っても、発射時は足場のしっかりとした場所に立ち止まって、射撃体勢を整え、きちんと狙いを定めて射撃するのは言うまでもないことです。射撃の体勢が十分にとれない時や、着弾点までの安全が確認できない時は、発砲しないという自己統制力が求められます。

発砲の可否の判断は、対象鳥獣を発見し、射程範囲から出るまでの短い時間内に行わなければなりません。移動速度の速い対象を射撃しなければならない場合も多く、対象発見時に足場が悪いこともあるため、従事者には、より正確な判断力と、安全性の高い銃器の取扱いが求められます。

このような条件から、移動しながらの射撃を捕獲従事者に許すかどうかは、現場監督者にとっては重要な判断になります。

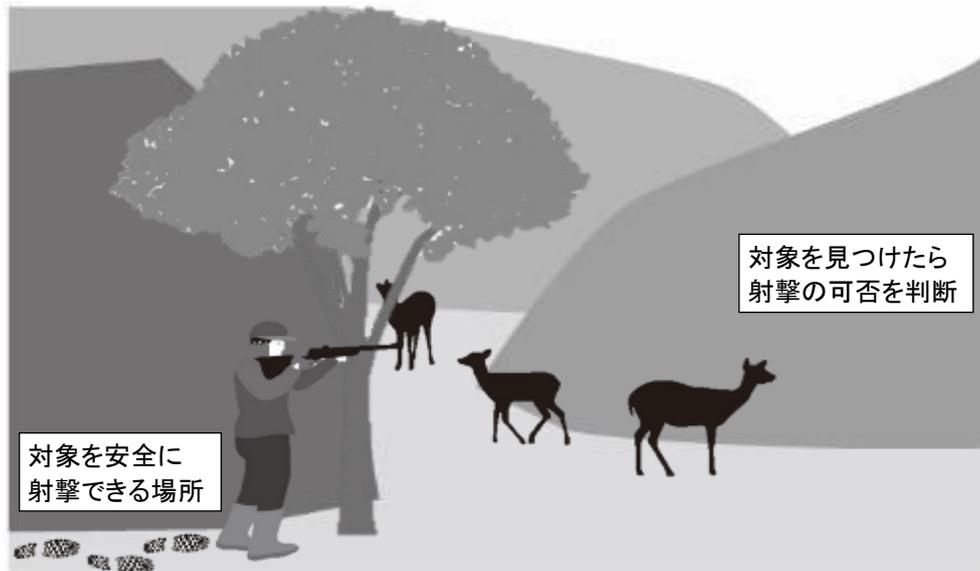


図 4-2 探索や追跡をして捕獲する方法の要点

4.2.4 探索や追跡と待ち伏せを組み合わせる方法（巻き狩り猟等）

複数の従事者が探索や追跡と待ち伏せの役割を分担して共同で捕獲を行ったり、状況に応じて待ち伏せと追跡を使い分ける方法で、狩猟では巻き狩り猟等が該当します。この方法は、射手が対象とする地域を囲い、勢子が対象鳥獣を射手の前に追い出して、射撃する方法です。勢子は、山中を歩き回り、対象鳥獣のいる場所を探して射手の前に追い出す役割を担うほか、状況に応じて対象鳥獣を射撃し仕留める場合は、探索や追跡して捕獲することになります。射手は、対象鳥獣が追い出されそうな場所で、待ち伏せて仕留める捕獲を行います。

この方法の場合には、探索や追跡と待ち伏せで必要な要件に加えて、チームとしての方針や計画が重要な要素になります。従事者の人数や能力、経験値、勢子が猟犬を使うかどうか、使うとしたらどのような犬種を使うのか、対象区域の環境等の条件に応じて、方針が変わってきます。方針によっては、射手が勝手に移動することは許されない場合もあれば、対象鳥獣や勢子、猟犬の動きに合わせて、射手も移動する方法をとる場合もあります。全ての構成員が、そのチームの方針を十分に理解して、安全に捕獲作業を行う必要があります。

安全の観点から見ても、この捕獲の方法では、まず探索や追跡と待ち伏せのそれぞれの捕獲方法で必要な安全確保が十分になされていることが前提になります。その上で、複数の従事者が協力して作業をするための計画とチームワークが求められます。現場監督者が捕獲の計画や方針と役割分担、各従事者が守るべきことを明確にして、指示を徹底する必要があります。従事者同士のコミュニケーションを適切に行わなければ、捕獲の効率が低下するだけでなく、安全管理の上でも問題が生じます。無線等を使って、必要な情報を常に交換しながら作業をすることが必要です。

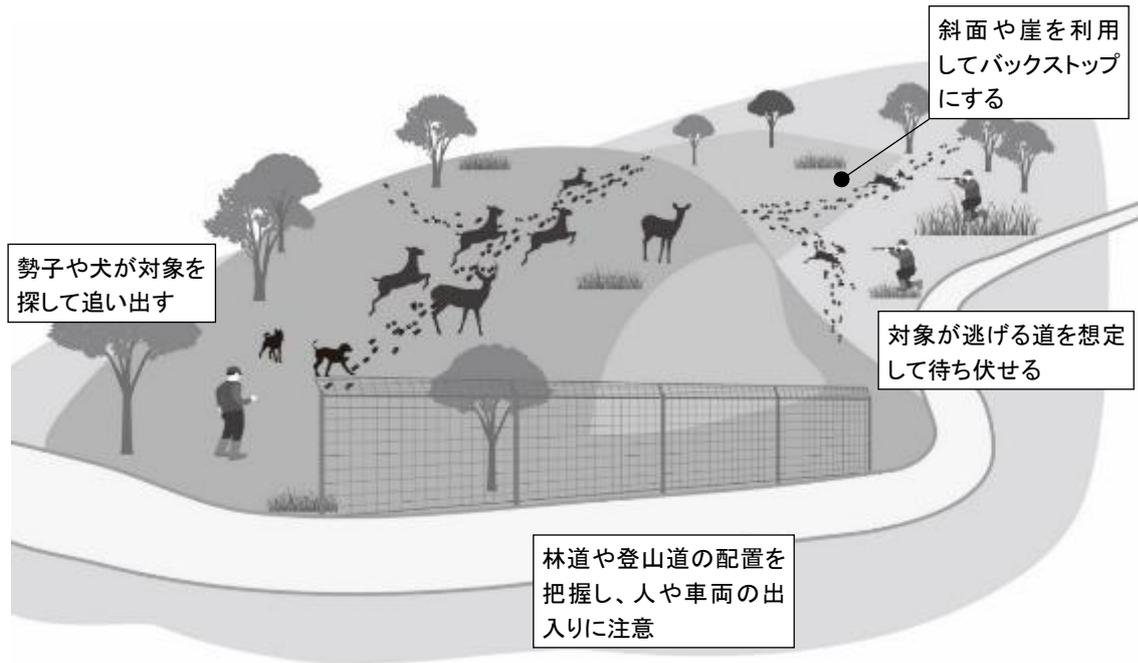


図 4-3 探索や追跡と待ち伏せを組み合わせる捕獲方法の要点

4.2.5 銃による捕獲に必要な技能と作業

これまで示してきた、銃による捕獲に求められる技能と、対象鳥獣を捕獲するために必要な作業をまとめると以下のようになります。

- 銃による捕獲に共通して必要な項目
 - 捕獲方法に合わせた銃器や弾薬、照準器等の選択と手入れ、調整
 - 銃器の安全で正確な操作（銃口の向き、装填、脱包、持ち運び等の取扱い）
 - 射撃可能な範囲や条件の想定及び発砲の安全を判断する状況の把握
 - 正確な射撃技術
 - 錯誤捕獲（誤射）の可能性のあるカモシカやクマ類などに関する情報収集

- 待ち伏せて捕獲する方法に必要な項目
 - 痕跡等の状況判断による出没場所の見立て
 - 誘引できる場所や誘引方法の見立て
 - 適切な射撃地点の判断や射撃範囲の想定

- 探索や追跡をして捕獲する方法に必要な項目
 - 対象鳥獣と遭遇できる場所や時間、環境条件の見立て
 - 山中を歩きながら銃器を安全に操作する技術
 - 移動しながらの状況把握と、安全な射撃位置と射撃方向の判断
 - すばやく対象に狙いをつける技術

- 探索や追跡と待ち伏せを組み合わせる方法に必要な項目
上記二つの方法の項目に加え、
 - チーム全体の方針と計画
 - 従事者全体の方針や計画に関する理解
 - 指揮者の指示の徹底と作業中の十分なコミュニケーション

- 猟犬を用いる場合
 - 狂犬病予防法に基づき、市区町村への猟犬の登録、年1回の予防注射、鑑札と注射済票の装着。
 - 動物愛護管理法に基づく、飼い主の責務（人や飼育動物に危害を加えないように日頃からの訓練・管理、マイクロチップや識別票の装着等による所有明示、終生飼養、感染症予防等）の遵守。
 - 捕獲にふさわしい犬種や個体の選択
 - 常に管理下におき、制御しながらの捕獲。
 - 猟犬の回収の徹底

4.3 わなによる捕獲

4.3.1 わなによる捕獲の特徴

わなによる捕獲には、以下のような技術的特徴があります。

- 一人で多くのわなを管理できる
- 昼夜を問わず捕獲できる
- 銃器より安全管理や技術獲得が容易である
- 技術がない人でも協力できる作業が多い
- 資機材の設置や毎日の見回りが必要である
- 捕獲に至るまで日数がかかる場合がある
- 対象鳥獣以外が捕獲される（錯誤捕獲）危険性がある

こうした技術的特徴から導かれる前提は、わなによる捕獲は、「対象鳥獣が出没する場所で、捕獲前にも捕獲後にも周囲に危険が及ばないようにわなを設置し、対象鳥獣の警戒

心を解いて（あるいは、抱かせずに）、確実に獲物を拘束する。」ということです。

わなによる捕獲は、銃による捕獲と比べて受動的な方法であり、技術的ポイントは以下のように集約されます。

- 対象鳥獣が出没する場所を選ぶ
- 対象鳥獣の種類や設置場所の状況に合わせて適切なわなを選ぶ
- 捕獲前と捕獲後の状況を想定し安全が確保できる場所に設置する
特に、捕獲時には対象鳥獣を適切に拘束し、逃亡したり、周辺に被害が生じたり、殺処分の際に困難が生じないように留意する。
- 対象鳥獣の警戒心を解いて（対象鳥獣に警戒させずに）わなに誘導する
- 適切に処分を行う

わなによる捕獲は、まず、対象鳥獣が出没してくる場所を把握して、そこにわなを設置することが重要です。出没する場所に、箱わなや囲いわな、くくりわなといった資材を設置できる場所を確保する必要があります。

また、毎日設置したわなを見回り、対象鳥獣の出没状況や、箱わな・囲いわなの場合はわなへの進入状況等、どの程度わなに対し警戒しているのか等を、足跡や餌の食いつき具合の観察から判断していくことが必要です。わなは毎日見回る必要があるため、設置場所やわなの作動が確認できる地点まで、アクセスしやすい場所を選ぶことも重要になります。

わなによる捕獲は、法令上銃器の使えない場所や夜間でも行えます。また、一度設置すれば、毎日の餌やりや見回り程度の労力で捕獲することができるので、作業の負担は銃猟よりも軽くなる場合があります。一方で、積雪や凍結でわなが正常に作動しなくなる時期や場所がある場合、わなの設置から捕獲までの期間が長くなる場合もあります。また、対象鳥獣以外の鳥獣が捕獲される、錯誤捕獲の危険も排除できない方法です。

わなによる捕獲の安全管理においては、対象鳥獣が捕獲された後の殺処分等の処置作業時が最も重要です。殺処分は、できるだけ苦痛を与えない方法で、銃殺や刺殺等様々な方法が使われています。殺処分時の安全確保においては、安全に殺処分の用具を使用することに加えて、死亡の確認を確実にすることが安全確保の上でも重要です。

捕獲された鳥獣は逃げようと暴れることが多いため、周囲の人や施設に被害が及ばないように注意が必要です。特に人が近づいたときに暴れる場合が多いため、殺処分等の処理の際等にも、わなの拘束が外れないよう、十分に留意する必要があります。捕獲した鳥獣の拘束が不十分なわなや、強度に不安のあるわなは使用しないようにします。また、設置においても、わなの組み立てや固定は、確実に強度が確保できる方法で行います。想定以上に大きな個体が捕獲される可能性や、錯誤捕獲の可能性等にも十分配慮する必要があります。その場合は、わなの種類や設置場所、見回り体制等を慎重に検討することが必要です。

また、わなは人に危険が及ばないように配慮して設置する必要があります。わなを設置する場合は、そのわなごとに、見やすい場所に必要な事項を表示する義務があります。さらに、捕獲された鳥獣による危険への対応も併せて、わなの表示とは別に、看板等によって、わなが設置してあることを周囲の人にわかるようにしておき、わなへの接近を回避することも重要です。

対象鳥獣をわなで拘束する方法には、箱わなや囲いわなのような餌付けでわなの中へ誘引して捕獲する方法と、くくりわなのように対象鳥獣に気づかれずにわなを設置して、足等体の一部を拘束する方法に分けられます。

4.3.2 餌を使って誘引する方法（箱わな・囲いわな）

餌を使って、箱わなや囲いわなの中に対象鳥獣を誘引し、出入り口を閉じて、鳥獣を捕獲する方法です。対象鳥獣が餌をくわえて引いたり、体の一部で仕掛けを動かすと扉が閉まる構造のものが一般的です。中には、電子的に制御するもの、遠隔操作するもの、カラス用のわなのように、一度入ったら出にくい構造になっているもの等、様々な工夫をしたものがあります。

わなの強度が十分確保できていれば、捕獲した鳥獣がわなから逃れて捕獲従事者に危害を加える危険性は低く、比較的 safely に捕獲後の処分を実施することが可能です。

捕獲効率の向上や事故防止の観点から、毎日の見回りや餌やり等を計画的に確実に行うことが必要です。

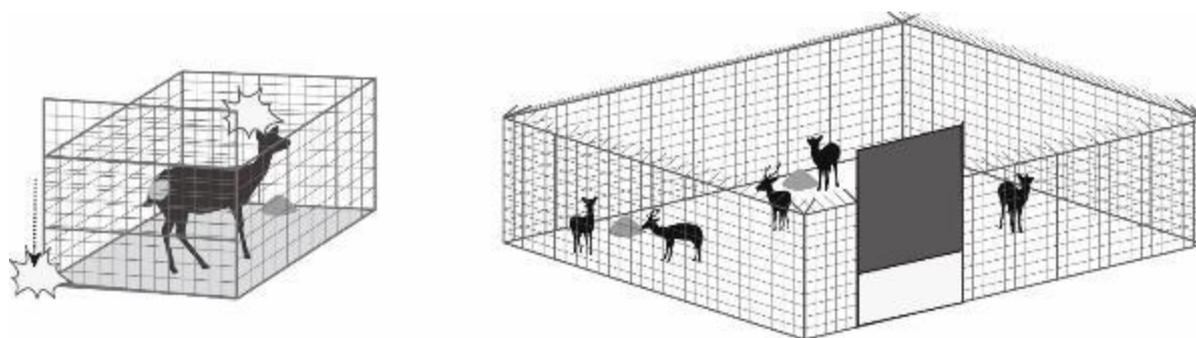


図 4-4 箱わな・囲いわなによる捕獲

4.3.3 気づかれずに捕獲する方法（くくりわな）

対象鳥獣に気づかれずにわなを設置して、体の一部をワイヤー等でくくって拘束し、捕獲する方法です。対象鳥獣がよく利用する通い道にわなを仕掛けて、足をくくる種類がよく使われています。また、対象鳥獣を誘引するために餌を用いる場合もあります。

くくりわなで捕獲された動物は、ワイヤーで体の一部が拘束されただけの状態なので、一般的に事故や逃亡の危険性等は、箱わなや囲いわなよりも高くなります。このため、ワ

イヤーや接続金具等の資機材を選定する際には、対象鳥獣に合わせて十分な強度のあるものを選び、しっかりと固定して設置する必要があります。とくに、対象鳥獣よりも大型の力の強い獣種が生息する環境では、錯誤捕獲発生のリスクを考慮して、わなの種類や使用する資機材の強度についても十分に検討しておく必要があります。また、対象鳥獣より小型の獣種の錯誤捕獲を防ぐためには、ねらいとする鳥獣より小さい種類ではわなが作動しなくするよう配慮するなど、作動するために必要な力を強めに設定するのも有効です。

効率的に捕獲を行うためには、対象獣種が移動するルートと、その中でも確実に足を置くポイントを見極め、対象獣種に気づかれないようにわなを設置する技術が必要になります。

捕獲効率の向上や事故防止の観点からも、見回りを毎日確実に行うことが必要です。

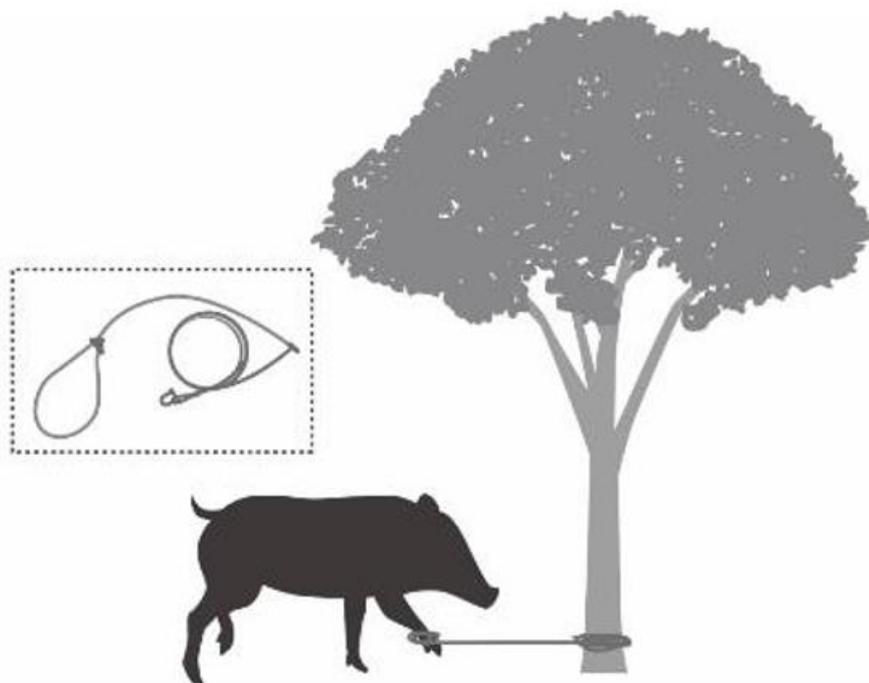


図 4-5 くくりわなによる捕獲

5 鳥獣捕獲等事業の工程管理

5.1 鳥獣捕獲等事業の流れ

鳥獣捕獲等事業の実施にあたっては、図5-1に示すとおり種々の工程があります。事業を安全で効率的にかつ法令を遵守して遂行するためには、工程管理が重要です。

一般的な指定管理鳥獣捕獲等事業の流れは下記のとおりです。

- ①発注者である都道府県等は、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業の業務内容等を仕様書として定める。
- ②受託業者を選定するため入札公告を行う。
- ③認定鳥獣捕獲等事業者は仕様書に示された業務を遂行するために必要な費用を見積もり、発注者が定める方法で入札する（競争入札を行う場合が一般的である）。
- ④業務受注後、認定鳥獣捕獲等事業者は発注者である都道府県等と契約を締結し、業務を実施する。
- ⑤認定鳥獣捕獲等事業者は収集した捕獲情報や作業の記録を整理・分析し、報告書を作成する。
- ⑥報告書を発注者に提出し、業務完了検査を受ける。適切に業務が完了していると認められれば、契約額の支払いを受ける。
- ⑦発注者は業務完了後に業務の評価を行い、策定した指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の課題抽出と改善策の検討を行う。

5.1.1 委託又は請負で実施する鳥獣捕獲等事業

委託業務、請負業務とは、事業主体（発注者）と契約を締結して実施する業務であり、受注者には、契約を履行する責任が発生し、契約内容を確実に遂行し、求められる成果を上げることが要求されます。

指定管理鳥獣捕獲等事業等の業務を受託するためには、入札参加資格が必要です。

発注者が都道府県の場合、都道府県ごとに入札参加資格の取得が必要となります。発注者が国の場合、各省庁における物品の製造・販売等に係る一般競争（指名競争）の入札参加資格である、全省庁統一参加資格の取得が必要です。

全省庁統一参加資格の取得については、統一資格審査申請・調達情報検索サイト (<https://www.chotatujo.ho.geps.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>) で申請を行うことができます。

発注者が都道府県、または国、いずれの場合も、申請が可能となる時期や資格の有効期限が設定されている場合がほとんどです。入札への参加を検討している機関の入札参加資格に関する情報を事前に収集し、入札参加資格を取得しておくことが必要となります。

また、事業主体（発注者）が業者を選定する際に入札価格による競争入札を行う場合があります。入札するためには必要な費用を見積もり、事業主体（発注者）が定める方法で入札することになります。

事業主体（発注者）は、受注者が実施しなければならない内容を示す仕様書をあらかじめ提示しますので、その内容をよく確認した上で発注された業務を適切に履行するために必要な経費を見積もってください。

ただし、公告される入札情報には、仕様書や場合によっては金抜き設計書が含まれています。これらの資料を読み解き、自身の認定鳥獣捕獲等事業者が、事業を遂行するために必要な人員体制、資金、技術を有しているかを判断することが重要です。また、これらの判断において必要な情報が、全て公告されているとは限りません。不明な点があれば、入札説明書等に定められた手続きにより、発注者へ問い合わせることが必要です。

受注後は発注者との密な調整が必要になります。

5.1.2 計画的な業務の実施

鳥獣捕獲等事業を行うには、認定鳥獣捕獲等事業者は業務計画を策定して、計画的に業務を行う必要があります。

例えば、指定管理鳥獣捕獲等事業であれば、都道府県が策定する指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づいて、個別の捕獲事業の仕様等が示され発注されます。

受注した事業者は、指定された地域や期間、捕獲目標や事業量等の仕様の範囲の中で、捕獲作業を実施する地点や時期、用いる捕獲方法についてのより具体的な業務計画を立てて事業を遂行することになります。業務計画は、発注者と十分に協議したうえで、事前調査に基づいて立案します。業務によっては、予備的な捕獲試験を行う等して、現場の実情に応じて、より安全で効率的に事業が推進できる計画になるよう検討することが求められることも想定されます。

計画は、関係者や許可権限をもつ者にわかりやすく、発注者が、監督や検証をしやすいものである必要もあります。

工程の流れ図（例）

発注者（都道府県等）

受注者（認定鳥獣捕獲等事業者）

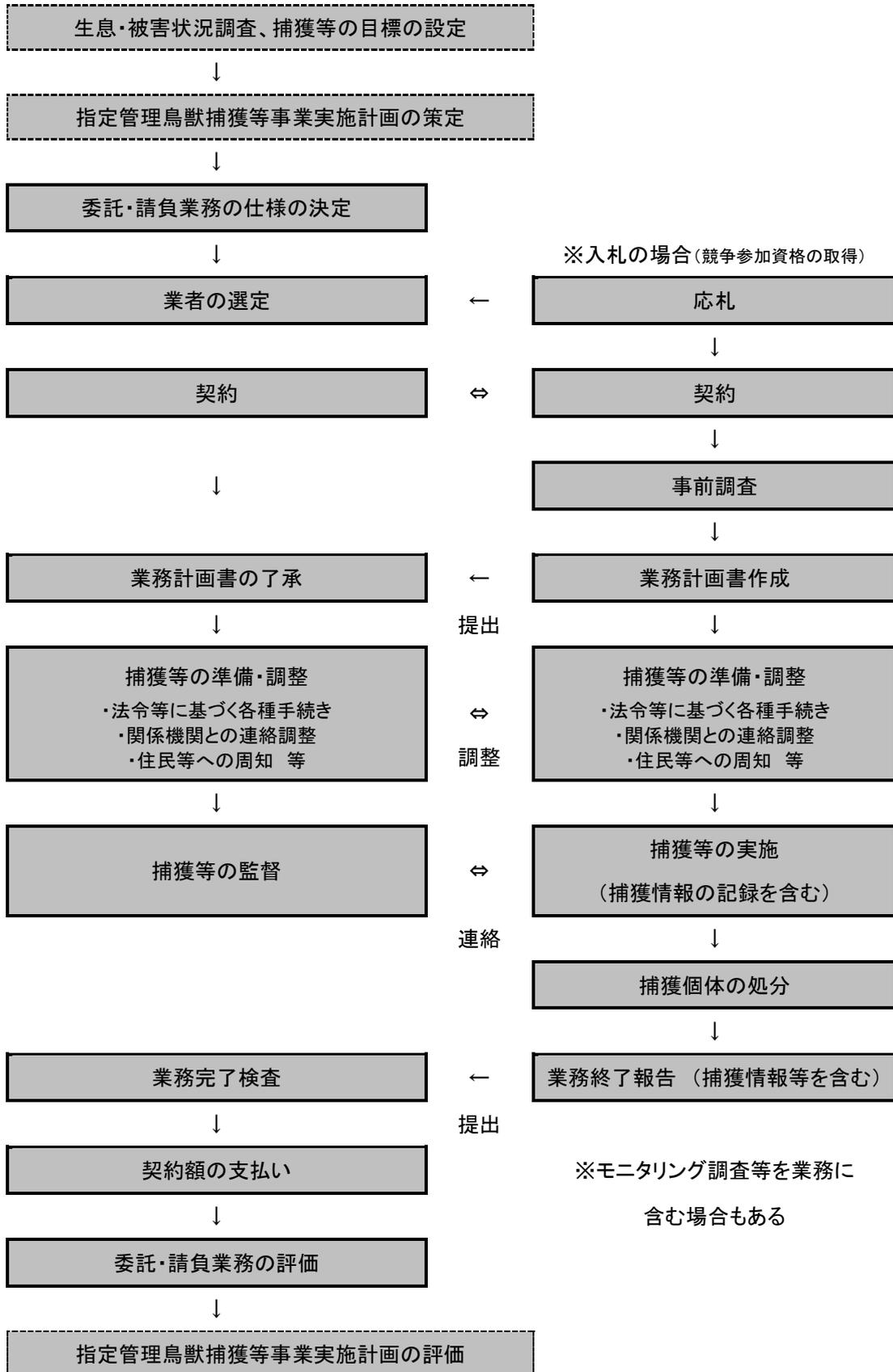


図 5-1 鳥獣捕獲等事業の流れ

5.2 事前調査

事前調査とは、事業の受注後、仕様書どおりに業務を実施することができるかどうか、また実施するためには何が必要なのか等を実際に現地で確認する調査のことです。

受注した鳥獣捕獲等事業で捕獲対象となっている野生動物の状況は、日々変化しています。このため、業務発注時点で最良とされていたものが変わっている可能性は十分考えられます。よって、事業の実施直前の現地の状況を確認し、状況変化の判断及びより詳細な事業の実施方法を、具体的に検討する必要があります。

さらに、安全管理上配慮すべき項目についても、いつも同様であるとは限りません。例えば森林施業は、場所を定期的に変更し実施されています。このように比較的短期間で状況が変わることについては、事業の実施前に発注者や関係者に確認し、捕獲実施区域・方法等を調整する必要があります。

事前調査で実施すべき項目は、これまでに事例が十分に蓄積されているとはいえ、仕様書で明確に定められるとは限りません。そのため、適切な項目を鳥獣捕獲等に関する専門的な技能・知識等を有する立場から、事業者に提案を求められることもあり得ます。

また、事前調査が、捕獲業務とは別途に、一つの業務として発注されることもあります。

5.2.1 発注者に確認すべきこと

事前調査は、業務で求められた成果を漏らさず適正な過程によって得るための重要な工程です。そのため、事前調査に先立って、仕様書等から以下の項目を確認します。

- 事業の目的
- 捕獲等を実施する期間
- 捕獲等を実施する地域
- 事業の規模（投入する作業量や資機材）
- 事前調査の規模
- 捕獲頭数の目標
- 捕獲個体の処理方法や引取り先
- 捕獲方法選択にあたっての制限
- 許可や申請が必要な項目（必要な他法令等の許可等手続きの申請者等）
- 作業記録や報告の様式 等

また、事前調査に先立って、都道府県が策定した第二種特定鳥獣管理計画及び指定管理鳥獣捕獲等事業等の内容についても十分に理解しておくことが必要です。

捕獲個体の処理方法については、地域によって体制や処理施設の状況も異なります。清掃工場に搬入が可能な現場もあれば、埋設穴を掘削する必要がある現場もあります。他業務で使用している埋設穴を使用して処分する場合には、別途、埋設穴の所有者と協議が必

要な場合もあります。その事業における方針や必要な手続き、費用等も事前調査で確認しておく必要があります。

また、発注者である都道府県は、認定鳥獣捕獲等事業者が事業を実施するための経費について、その根拠となる作業日誌や領収書等の資料の提出を求めることがあります。契約時に発注者にどのような資料が必要なのか確認し上で、事業管理責任者だけでなく、捕獲従事者も提出資料について把握し、事業者全体で適切に資料を管理する必要があります。

5.2.2 事前調査の目的

事前調査は、捕獲等事業をより安全で効率よく実施するための調査です。以下のような事項を実施します。

- 捕獲等に関する法規制の有無の確認
- 目的や地域の条件に合った安全かつ効率的な捕獲方法の選定
- 捕獲等を実施する場所（わなの配置や銃を使用する地点）や時期、時間帯の特定。
- 安全の確保に関する項目や、危険を回避するために必要な作業の抽出（地元調整等を含む）。

業務においては、捕獲目標や対象地域や期間、事業の規模等が仕様書で規定されていたとしても、より詳細な業務内容（例えば、安全かつ効率的に捕獲できる方法や地点等）までは規定されていないこともあります。また、実際に捕獲しようとする時期の現場の状況等は、やはり業務実施の時点での事前調査で確認すべきことです。事前調査では、業務計画立案のために必要な項目を網羅的に確認します。

安全確保に関する項目には、例えば、地域住民等への周知や注意喚起、安全監視員等の配置等について、その要否や、実施する場合の方法の検討等があります。発注者が事前に想定できていない項目が事前調査によって発覚することもあるので、その場合には発注者と協議の上、万全の対策をとるようにします。また、捕獲期間中に森林施業が予定されていることも考えられますので、捕獲区域の森林を管理している森林組合や森林所有者等に問い合わせるなどの対応も必要です。

この他、例えば、都道府県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域と、市町村が実施する有害鳥獣捕獲の実施区域が重複している場合もあります。指定管理鳥獣捕獲等事業の捕獲期間中に、市町村の有害鳥獣捕獲が実施された場合、お互いの従事者が作業していることに気づかなければ、重大な事故が発生するおそれもあり、発注者との打合せの際に確認が必要です。

捕獲等事業の事前調査は、第二種特定鳥獣管理計画等の上位計画の策定や検証のための調査（生息密度や被害等の調査）とは、目的も方法も異なります。捕獲による被害軽減等の効果は、一事業の実施や単年度だけで出るものではないため、第二種特定鳥獣管理計画

等の上位計画で検証します。

なお、事前調査の実施記録は、発注者に提出します。発注者側では、事前調査の実施記録に基づいて業務計画の妥当性を検証するとともに、業務完了時の評価や振り返り（業務の目標とする捕獲ができたか、安全かつ適切に実施できたか、事業量や方針に対して目標は適切であったか、事前調査や捕獲方法に改善点はないか等）をすることにもなります。そのためにも、事前調査の項目とそれぞれの確認事項は確実に記録します。

5.2.3 事前調査の方法

事前調査で行うべき項目には、以下のようなものが考えられます。

- 現地調査
 - 対象鳥獣の目撃や痕跡調査、ライトセンサス等。
 - 地形や植生、人家や施設の配置や人の出入り状況、道路網の確認等。
 - 餌付け等による誘引試験やセンサーカメラによる確認。

- 聞き取り調査
 - 土地管理者や周辺の住民が把握している生息状況や安全管理に必要な情報の聞き取り等。
 - これまでその地域で捕獲を行ってきた狩猟者等への捕獲等の実態や捕獲効率、目撃効率等に関する調査等。
 - 都道府県や市町村の担当者への、対象地域の捕獲等の状況や安全管理に必要な情報の聞き取り。

- 既存の資料の確認、法規制、土地占有者等の調査

- （必要に応じて）捕獲試験
 - 効率的な捕獲方法の確証がもてない場合や、事業量が大きく当初の方針によって成果が大きく左右されることが想定される場合は、試験的な捕獲等を行って望ましい捕獲方法を決定することも一つの方法です。

5.3 業務計画書の作成

5.3.1 業務計画書の役割

発注された仕様書と事前調査の結果を元に、業務計画書を作成します。業務計画書とは、事業の具体的な進め方や最終的な事業の成果物を記載し、発注者、受託者双方の認識にずれがないことを保証する文書です。そのため、委託者から提示された事業の仕様書を基に、事業の具体的な実施内容、実施スケジュール等を業務計画書にまとめます。

業務計画書の役割をまとめると、以下のようになります。業務計画書は、以下の目的に沿うように、それぞれの関係者にわかりやすい資料になるよう配慮して作成します。

- 発注者や関係者、許可権限をもつ者等に作業内容を説明する資料
- 事業従事者が、事業者が採用する捕獲方法や手順を把握するための資料
- 発注者や受託者が、作業の監督や進行管理を行うための資料
- 事業の事後検証のための資料

5.3.2 業務計画書に記載すべき項目

業務計画書に記載すべき項目は、大きく業務実施方法（内容）と実施体制、そして法令遵守及び安全管理の方策（潜在する事故発生リスクへの対応方針）等です。

これらを表にまとめると、次表のようになります。また、業務計画書を作成することで、発注者との協議が必要な事項を整理し、業務を本格的に進める前に発注者－受託者の間の認識のずれをなくしておくようにします。

捕獲業務の成果は、自然環境や対象鳥獣の動向によって大きく左右されます。また、このような業務は、まだ実績も知見も少ないため、想定外の要因で業務が遅延したり、事故が発生したりする可能性があります。また、錯誤捕獲の危険性もあります。

想定できるリスクはできる限り抽出し、万一の場合の対応の役割分担や費用負担に関して、あらかじめ発注者と受注者で取り決めておくことで、次善の対応が円滑にできます。

表 5-1 業務計画書の構成と打ち合わせで確認・調整すべき事項

業務計画書の目次構成	記載内容	確認・調整すべき事項
業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の目的、業務名、期間 ・業務の内容、成果物の内容 ・業務の実施体制 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の仕様の確認 ・事業者の指揮命令の確認及び委託者の監督職員名の確認
業務の実施位置及び方法	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施位置 ・業務の実施方法 <ul style="list-style-type: none"> …捕獲方法 …捕獲個体の処分方法 …成果の記録方法 (特に捕獲個体の性別等の記録方法) 	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲作業の実施位置の詳細 ・捕獲方法の詳細確認 ・捕獲個体の処分方法の確認 ・成果物の記録方法の詳細(捕獲実績の証明方法、捕獲実績に含む範囲) ・捕獲個体の回収が困難な場合の処置 ・捕獲対象でない動物(ツキノワグマ等)との接触あるいは錯誤捕獲の危険性がある場合の対応の協議
業務において使用する機材及び許可番号等	<ul style="list-style-type: none"> ・銃の種類、数量、許可番号 ・使用する実包の種類、数量、許可番号 ・わなの構造仕様(市販品、自作品の別)、数量 ・止めさしに使用する機材及び構造仕様 ・捕獲個体の回収の方法及び使用する機材 	<ul style="list-style-type: none"> ・銃の所持許可証の写しの確認 ※銃の所持許可の用途欄に「有害鳥獣駆除」があることの確認
申請及び協議計画	<ul style="list-style-type: none"> ・入林許可申請等 ・関係者との協議内容等(情報共有) ・実包許可譲受申請 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託者、受託者の役割分担(申請者、発議者)の明確化 ・警察機関との協議

業務計画書の目次構成	記載内容	確認・調整すべき事項
安全管理計画	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民等への周知計画 ・捕獲従事者の研修記録（日常的な教育訓練の内容提示） ※ 猟犬を使用する場合には猟犬の行動特性に基づく安全運用計画 ・捕獲作業実施時の事故防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民等への周知内容の共有（周知は原則として委託者から発出） ・猟犬を使用する場合には狂犬病予防法や各種条例に対応すること
緊急時の連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> ・事故発生時の連絡網（関係機関、事業管理責任者、現場代理人）の記載 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日の緊急連絡先の確認 ・通信困難な場所では連絡手段の確保（衛星電話の活用等）
工程計画	<ul style="list-style-type: none"> ・計画準備から業務完了までのスケジュールを表にまとめて記載 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務成果の中間報告時期について確認

5.4 必要な許可の取得や関係機関等との調整、周知

業務計画書を元に、必要な許可を取得します（表 5-2）。

表 5-2 許可等の取得が必要な関係法令等の例

関係法令等	必要となる許可等
鳥獣保護管理法	指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証
	捕獲許可証（捕獲対象以外の鳥獣種が錯誤捕獲された場合の対応）
国有林野管理経営規程	入林届（鳥獣の捕獲等のための入林届）
森林法	保安林内作業許可
自然公園法	捕獲許可（ただし、特別保護地区に限って必要）
火取法	火薬類許可譲受
	火薬類消費許可

また、関係機関等との調整や周知を行います。関係機関等としては、行政、地元住民、警察、土地所有者等が想定されます。

行政機関が行うべき内容と、受託者が行うべき内容を検討し、役割分担をしてください。

また、申請から許可を受けるまでには、一定の期間を要するため工程計画の検討に当たっては十分に考慮する必要があります。

1) 関係団体（地元行政等）との調整

関係機関との調整においては、発注者や地元の行政機関が行うべき内容と、受託者が行うべき内容を十分検討し、役割分担をすることが重要です。

捕獲事業実施に際して、地域住民等の了承を得ておくことが安全な事業遂行に不可欠な事項（例えば地域住民等への作業日時や作業範囲の周知）については、地元行政等と協議します。地元行政等との協議は、原則として事業の委託者が実施するものですが、受託者も同席して情報を共有することが不可欠です。

協議の場では、表5-1に示した業務計画書の目次構成のうち、特に事業の実施位置及び方法、申請及び協議計画、緊急時の連絡体制に関して情報を共有します。これにより、地域住民等とのトラブルや事故を未然に防止するための周知、協議を一通り済ませることで、はじめて安全な捕獲作業が可能になります。

なお、関係団体（地元行政等）との協議は、上記の委託者との業務計画書に関する協議と同じ機会に実施することもあります。

5.5 捕獲作業の実施

業務計画書に沿って捕獲作業を実施します。捕獲作業において報告や確認が必要な項目については、報告様式やチェックシート等の作業記録を作成し、もれなく確認できるよう準備することが必要です。作業記録は、業務の進行管理や事後検証のために必要となる基礎資料の1つです。事業の目的や作業内容によって必要となる情報は異なります。したがって作業記録の様式は、受注した事業ごとに発注者と十分協議のうえ決定する必要があります。

捕獲作業に着手する前に、作業に関わる全ての事業従事者が、実際の作業内容について十分理解しておくことが必要です。

作業開始時と終了時にはミーティングを行い、その日に行う作業や安全管理のために必要な注意事項を十分に確認してください。

山岳地帯での捕獲等、特に高度な安全管理が求められる場合等は、発注者も立会いのもと作業することもあり得ます。

事業管理責任者は捕獲現場に応じて、業務が円滑に進むよう、作業マニュアルを作成する場合があります。作業全体の流れや作業項目を整理し、捕獲従事者に十分理解させたうえで、捕獲作業に従事させます。

5.5.1 作業開始時ミーティング

捕獲作業の実施時には、事業管理責任者と捕獲従事者が集合して、作業前の確認作業を行います。事業管理責任者が不在の場合は、現場監督者が業務計画書に基づいて必要な項目を確認し、各従事者が行うべき作業を全員で確認します。また、捕獲従事者の装備品等

に漏れがないか、適正な機材を携行しているか、現場監督者が中心となって確認します。

特に、報告が必要な項目については入念に確認し、報告の方法や連絡体制について捕獲チーム内で認識のずれがないようにしておきます。

[作業開始前ミーティングにおける主な確認事項]

- 当日の業務内容の確認（捕獲方法、スケジュール、場所、役割分担等）
- 従事者の健康状態の確認、装備チェック
- 連絡方法の確認
- 注意事項の確認
- 要報告項目と報告方法の確認

5.5.2 作業の実施

法令を遵守し、仕様書、業務計画書、作業開始時ミーティングの指示にしたがって適切に作業を実施します。

捕獲作業は、原則として単独で行わず、2名以上で行います。一時的に単独で作業することがある場合でも、無線や携帯電話での定時的な連絡等で、万一の場合にすぐに駆けつけられる範囲に他の捕獲従事者を配置し、常に作業の進行状況や安全を確認できるようにします。

捕獲個体は、業務計画書に定めた方法に沿って搬出・処分します。なお、業務で捕獲した個体を処分する場合には、一般廃棄物に該当します。そのため、市町村が定めた、あるいは事前に発注者と協議した方法に沿って処分します。

捕獲作業に当たっては、作業項目（調査・捕獲・個体の処分・その他）、捕獲場所（ハンターマップのメッシュ番号）、作業人数（捕獲従事者・それ以外の従事者）、捕獲した鳥獣の種類（ニホンジカ・イノシシ）、捕獲数（雌雄別、幼成獣別等）、目撃数、捕獲に使用した猟具の種類、わなの稼働数、処置の概要等の捕獲情報を記録します。これらの情報は指定管理鳥獣捕獲等事業の評価を行う際に必ず必要になる情報です。捕獲従事者は都道府県の指示に従い捕獲時に何を記録する必要があるのかを理解し、捕獲時に正確な情報を記録する必要があります。

◇◇食肉利用について◇◇

鳥獣の管理においては、美しく豊かな自然環境を維持し、農林水産業を発展させ、安心して暮らせる生活環境を確保するため、やむを得ず鳥獣の命を奪うことになります。しかし、同時に、鳥獣の命を大切に思い、そのような命と引き換えに私たちの生活や社会が成り立っていることに感謝の気持ちを忘れてはなりません。

近年、捕獲した個体を食肉利用する地域や検討する地域が増えています。

食肉として捕獲個体を利用する場合には、厚生労働省で定められている「鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」をはじめ、各都道府県で定められている同種の指針に基づいた捕獲、迅速な回収、食肉加工施設への搬入が必要です。

食肉等への利用を前提とした捕獲業務を実施する場合は、効率よく捕獲個体数を確保するような捕獲業務としては、鳥獣の捕獲・搬出プロセスが明確に異なります。そのため、食肉利用を前提とする場合には、事前に計画しておくことが重要です。

5.5.3 作業終了時ミーティング

業務の進行管理や事後検証のために、作業記録や報告書を毎日きちんと作成しておく必要があります。

捕獲従事者は、その日のうちに事業者に作業記録を提出し、事業者はそれを確認します。特に、事故や違反があった場合は、速やかに事業者や発注者に報告して、適切な対応をとる必要があります。また、事故や違反に至らないものでも、安全確保の上で気になることがあれば、関係者で共有しておく必要があります。さらに、周辺の住民等からのクレーム等があった場合は、事業者を通じて発注者に報告し、指示に沿って対応します。

このように、捕獲従事者と事業者の間での意思疎通を密にし、必要があれば発注者や関係者と協議して速やかに改善できる体制をとってください。

- 終了した業務内容と捕獲成果、進行状況の確認
- 報告事項の確認
- 注意事項、反省点の確認
- 作業記録や報告書の提出

5.6 安全管理マニュアル

認定鳥獣捕獲等事業者は、認定を受ける際に安全管理規程を作成し提出することが義務付けられています。しかし、捕獲現場で未然に事故を防止するためには、安全管理規程だけでなく、より様々な場面での具体的な対応等を定めた安全管理マニュアルの整備と運用が必要です。こういった安全管理マニュアルは、受託した業務ごとに精査し、現場条件や作業内容に合致したものを作り上げていく必要があると考えられます。事業管理責任者が中心となり、各捕獲現場に応じたマニュアルを運用していくことが重要です。

5.7 受託事業の業務報告書の作成

全ての業務の終了後には、発注者に業務報告書を提出する必要があります。

業務報告書の目的の1つは、実施した業務が仕様を満たしているかを客観的に示すことです。したがって、作業記録や捕獲情報の記録といった証拠書類等とあわせて取りまとめる必要があります。また、業務報告書のもう1つの目的は、作業記録等で得られたデータを分析し、事業としての改善点、事業者としてより効率的・効果的な捕獲方法や実施体制を検討することにあります。こういった事業評価の積み重ねが、認定鳥獣捕獲等事業者の責務を果たすことにつながっていきます。

なお、業務報告書は発注者に提出するものとは別に、事業者で保管するためのものも作成しておくようにしてください。

あわせて、捕獲情報の記録についても、発注者の指示に従って提出します。

5.8 事業完了後に必要な対応

証拠書類については、発注者の監査機関が行う会計監査や会計検査院の現地検査等において、再提出が求められることも考えられます。事業完了後、事業に関連する証拠書類は発注者に相談し、必要に応じて一定期間保管しておくようにしてください。また、労働法等で一定期間保管が義務付けられている勤務簿等の労務管理資料についても、同様の対応が必要です。

6 鳥獣捕獲等事業における安全管理

この章では、事業管理責任者及び捕獲従事者に求められる安全管理のための配慮について解説します。

なお、狩猟免許や猟銃等の所持許可の取得や更新の際の研修に使われている「狩猟読本」や「猟銃等取扱読本」「猟銃等取扱いの知識と実際」等の該当箇所にも、必ず改めて目を通し、安全管理を徹底するようにしてください。

また、環境省では狩猟事故防止を目的とした映像資料を製作しました。

- ・ 狩猟事故防止 DVD 動画「運命を分ける瞬間（タイム・ゼロ）」

(<http://www.env.go.jp/nature/choju/hunt/hunt3.html>)

- ・ 狩猟等事故防止映像「事故につながる分岐点」

(<https://www.env.go.jp/press/109328.html>)

上記の映像資料も活用してください。

6.1 安全管理の基本

鳥獣捕獲等事業に限らず、事故は様々な現場で発生しています。ここでは一般的な安全管理の基本について述べます。

「安全」とは「事故や災害が発生するような事象を招く要因がないこと」を示します。「安全」の反対の概念が「危険」であり、「危険」の結果、「ケガ・災害」といった事象が発生します。

事故と災害との関連を具体的に示したものとして、アメリカの損害保険会社の安全技師であったハインリッヒが発表した「1：29：300の法則」があり、「ハインリッヒの法則」とも呼ばれています。

「同じ人間が起こした330件の災害のうち、1件は重い災害（死亡や手足の切断等の大事故のみではない。）があったとすると、29回の軽傷（応急手当だけですむかすり傷）、傷害のない事故（傷害や物損の可能性のあるもの）を300回起こしている。」というもので、300回の無傷害事故の背後には数千の不安全行動や不安全状態があることも指摘しています。

また、同様の研究としては、バードの事故比率があり、297社の175万件の事故報告を分析して、1（重傷又は廃失）：10（傷害）：30（物損のみ）：600（傷害も物損もない事故、ヒヤリ・ハット事故）の比率を導き出しています。

これらの研究成果で重要なことは、比率の数字ではなく、災害という事象の背景には、危険有害要因が数多くあるということです。ヒヤッとした、あるいはハットしたこと「ヒヤリ・ハット」等の情報をできるだけ把握し、迅速、的確にその対応策を講ずることが必

要であると考えられています。

安全を確保するためには、危険を排除することが必要ですが、それを誰が実施するのか、という点が重要になります。

事業管理責任者は、鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理体制を確保する責任者です。一方、捕獲従事者についても、安全を第一にした行動をとる必要があります。危険の防止は、事業管理責任者、捕獲従事者どちらかが行えば良いものではなく、両者共に行うことが重要です。

6.2 事業管理責任者の安全管理に関する心構え

6.2.1 安全管理に関する監督責任

事業管理責任者は、鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理体制を確保する責任者です。このため、次項で述べる捕獲従事者の安全確保が適切に実施されているか、監督する責任があります。

事業管理責任者は必ずしも全ての現場に行く必要はありません。しかし、事業管理責任者が不在の場合は、捕獲現場において指揮命令の頂点にたつて指示・監督する役割を担う現場監督者を配置する必要があります。事業管理責任者は現場監督者から、捕獲現場での安全管理が適切になされているか、報告を受け確認する必要があります。

例えば、捕獲現場においてヒヤリ・ハット活動、危険予測（KY）活動を実施し、その報告から、事故の要因となる事象が発生していないか、確認します。危険が生じていると判断された場合は、それを取り除く処置をする必要があります。

この他、事業管理責任者は、捕獲作業が始まる前に、捕獲従事者向けの安全管理研修を実施する等、作業に関わる従事者が安全かつ正確な捕獲作業を実施しできるよう、準備を行うことが必要です。

6.2.2 危険予知（KY）活動

危険予知（KY）活動とは、職場の小単位で現場の作業、設備、環境をみながら、あるいはイラストを使用しながら、作業の中に潜む危険（有害）要因の抽出と対策について話し合いをすることをいいます。危険予知訓練、危険予知活動などと呼ぶこともあります。危険への感受性を集中力・解決意欲の向上を図るとともに、作業を安全に遂行する能力を高めるための効果があるとされています。

実施要領としては、作業開始前に、

- ①職場、作業のどこに危険（有害）があるか
- ②危険（有害）のポイントは何か
- ③自分だったらどうするか
- ④全員でどう行うか（対策目標）

上記事項について目標を定め、作業を実施します。

このKY活動は、作業開始前にその日の作業について短時間で実施することが多く、詳細な検討は困難です。しかし、従事者から出された危険（有害）事象及び対策の中には、改善が必要なものもあるため、重要事項については別途、詳細に検討し対策を講ずることも必要です。

KY活動に関連して、林野庁が実施する国有林野における有害鳥獣捕獲等事業では、事業者の参加要件（入札等参加の資格要件）に安全対策の取組があります。「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）」では、

- 行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事件事例やヒヤリ・ハット事例を積極的に収集・分析・共有し、再発防止策を講じるとともに危険予知能力を高めること。
- 実施した作業安全対策の内容を記録すること。

としており、チェックシートもウェブサイトで公開されています。

事業管理責任者は必要に応じて、KY活動やチェックシートの監督を行います。

6.3 捕獲従事者の安全管理に関する心構え

6.3.1 安全を最優先とすること

鳥獣の捕獲等は、社会的に必要性は高く、また業務において捕獲の効率性は事業成立には必要不可欠な要素です。しかしながら、鳥獣の捕獲等に用いる銃やわなは、対象となる鳥獣を殺傷したり、拘束できる性能をもつため、人にとっても危険なものになります。捕獲従事者、そして周辺（地域住民等）に、もし捕獲作業に起因する事故が発生した場合、捕獲従事者個人の責任が追及されるだけでなく、業務の継続性等に多大な影響が及びます。

そのため、捕獲従事者は、何よりも事故を起こさないことを第一優先にします。特に銃器を用いる場合は、銃器の取扱いや捕獲の実施の際の安全確保は、捕獲従事者による現場での注意力や判断力に依存する場面が多くなります。こうした場面全てを想定してテキストや研修で教習することには限界があります。そのため、講習やテキストで明示されない事項についても、「安全が最優先」という方針を元に行動します。

6.3.2 周囲の人にも「見える」安全管理の実施

たとえ捕獲従事者自身が安全に十分配慮していたとしても、危険性もある猟具を所持していることは、周囲の人に不安を生じさせることもあります。特に銃器の場合は、自分自身が銃器を安全に取り扱うことは当然ですが、周囲の人にも自分が銃器を安全に取り扱っているということが、よく伝わるのが円滑な業務遂行のために重要です。現場で出会った人へ挨拶等を丁寧に行うことや、発砲の必要がないときには、銃はケースやカバーに入れておく等の基本ルールの徹底は必須です。また銃声は、人や家畜を驚かせ、影響が広範囲に及ぶものですので、銃声の届く範囲にも配慮する等、細心の注意を払います。捕獲事

業等の依頼者や周辺の住民は、自分自身が銃器を扱った経験がない方がほとんどです。危険性についての認識も、正しく用いれば安全であることの認識も、十分ではないことを前提とし、行動します。

わなについては、一般の人が不用意に近づくと危険です。過去には小学生が設置されたわなにかかる等の事故も発生しています。こうした事故は、わなを外すことができず、事故の発見も遅れた場合には、人命にもかかわる重大事故に発展する危険をはらんでいます。また、捕獲された動物は、人が近づくことで暴れだし、近づいた人に危害を与えることもあります。

一般の人は、捕獲された野生動物への対応に習熟しているわけではありません。周辺の住民や出入りする可能性のある人には、わなの特性や捕獲があったときの状況等を伝え、危険の内容を十分に説明することが求められます。この時、地域住民等に過剰な不安を抱かれることにならないためにも、十分かつ適切な説明を心掛けます。

認定鳥獣捕獲等事業者や捕獲従事者は、捕獲の専門家として、銃器やわなの特性や捕獲の方法、安全確保のために講じている手段等について、日頃から十分な情報提供をするように心がけます。発注者に対しても、事前調査から捕獲実施までの一つ一つの作業の中で、安全性向上のための提案を行い、お互いの安全を確保します。

6.3.3 安全管理への責任意識をもつこと

銃による事故は、弾丸が発射されなければ起こりません。発注者や事業者にも、もちろん安全管理の責任はあります。しかしながら、作業現場で銃をもつ捕獲従事者こそが安全管理に責任を負っている、ということを強く認識することが必要です。捕獲従事者の皆さんは、特に、**暴発、誤射、矢先の不確認の三大要因は徹底的に排除**をしてください。

発注者や事業者は、安全管理基準の徹底、作業現場への人の出入りの制限や関係者への周知、従事者との位置確認等、事故を減らすための努力を業務の中で実施します。しかしながら、これらだけで事故のリスクをゼロにすることは困難です。最終的には、射手となる捕獲従事者が、責任をもって安全を確保しなければなりません。自分自身が引き金を引く際の安全確認の徹底は、くれぐれも怠ってはなりません。

これまでに起こった狩猟における銃の事故の主な原因は、前述した「暴発」、「誤射」、「矢先の確認不十分」です。いずれも、銃所持者が銃の取扱いを間違えなければ起こらなかった事故といえます。

暴発による事故を防ぐには、まず、必要時以外は絶対に実包を装填しないことです。必要がなくなればすぐに脱包することを徹底します。次に、実包を装填した際は、常に自分の姿勢や銃口の方向、銃器の状態を強く意識し、銃器は丁寧に扱います。捕獲の現場では、足場が悪いために滑落や転倒をしたり、灌木等が銃に当たったりすることで、暴発する危険も高くなります。また、実包の装填時に、十分な配慮をするためには、装填していない

ときでも、銃口を人に向けないという基本的なルールや、銃器の取扱い、自分の足場や姿勢に十分に注意する、等の習慣をつけておくことが重要です。

誤射や矢先の確認不十分による事故を防ぐためには、対象鳥獣の確認だけでなく、その周囲も含めて十分に確認することが必要です。特に、発射した後の銃弾が、どの範囲にまで着弾する可能性があるのかをきちんと想定し、その範囲の安全が確認できない限り発砲してはいけません。矢先の確認が不十分であった事故の中には、失中した流れ弾や跳弾が人に命中してしまった事故や、獲物に命中して弾が貫通して背後にいた人に命中してしまった事故もあります。矢先の安全は、狙った対象鳥獣の背後や、跳弾の可能性のある周辺までを確認できて、初めて確認できたといえます。このような安全が確保できる状態で対象鳥獣に遭遇するように工夫し、それができないときは、発砲してはいけません。本章の冒頭の「安全が最優先」という基本は、何度も反復しておきましょう。

銃器の取扱いについては、「猟銃等取扱読本」「猟銃等取扱いの知識と実際」や「狩猟読本」にも注意事項が記載されています。捕獲を実施する前には、必ず該当箇所をもう一度読みなおしてください。

銃による事故は経験年数に関係なく発生しています。捕獲従事者全員が、以上のような基本を忠実に守って、安全を確保してください。

万一事故が発生した場合は、あらかじめ発注者と事業者との間で合意した安全管理規程に従い、応急措置や関係機関への通報を迅速に行ってください。

6.3.4 組織的な規程等の確認

捕獲事業の従事者は、発注者の意向と事業者の方針に従って業務に従事する必要があります。事業の仕様書や安全管理規程、業務計画書をよく確認しておきます。事前に、いつ、どこで、どのようなメンバーと、どのような目的で、どのような対象鳥獣を、どのような方法で捕獲するのかという計画を、十分に把握することが求められます。

(1) 業務の目的

業務の仕様書に定められた業務目的を確認します。例えば、一概に捕獲を目的とした業務であっても、発注者ができる限り多くの頭数を捕獲することを求めているのか、メスの捕獲に重点を置いているのか、被害を出している特定の個体を捕獲するべきなのか等、目的の設定は様々な場合が想定されます。

(2) 対象鳥獣の種類

捕獲の対象や許可されている鳥獣の種類を確認します。

銃による捕獲の場合は、対象によって、適した銃器や弾薬、その他の装備品を準備し、試射や照準あわせを行っておきましょう。

わなによる捕獲の場合も、対象鳥獣の種類に合わせた資材や餌、その他の装備品を用意する必要があります。

(3) 捕獲方法

従事者は、発注元の要請に応じ、事業者の方針と指示に従って捕獲を行う必要があります。事業者がどのような捕獲方法を採用するのか、その中での自分の役割は何なのかを確認してください。

想定される危険や安全管理の方針についても、チームの中で十分に確認し、共有するようにしてください。

- 捕獲方法の手順と詳細
- 全体の役割分担と自分の役割
- (銃の場合) 担当する役割、配置、移動や実包装填、発砲等に関して与えられている裁量等
- (わなの場合) 管理すべきわなの種類や数、場所選定や移動等の判断の裁量がどの程度与えられているか、トリガーセット等の判断をどこまで任されているのか等
- 通信、連絡方法
- 作業中に確認した場合、すぐに無線等で報告すべき項目 (人の立ち入り等)。
- 作業終了後、報告すべき項目 (日報や報告書等のフォーマット等)

(4) 作業実施期間の確認

捕獲を実施する期間、具体的な日付等を確認し、それに合わせて準備をする必要があります。許可捕獲の場合は許可証の期間、事業の場合は捕獲が可能な期間を確認してください。

わなの場合は、資機材の準備 (動作や強度の確認) や餌の手配を、期日に合わせて行う必要があります。

銃による捕獲の場合は、それに向けて銃の整備や照準器の調整、弾薬の用意、試射等を行っておきましょう。

作業の実施期間中は、観光や釣り、山菜採り等のシーズンにかかっていないか、作業現場における人の利用状況に注意しましょう。

気温や積雪への対応等、季節や時間帯に特有な装備等があれば、準備しましょう。

実施当日には、開始時間と終了時間を確認しましょう。また、銃を使う際は、対象地域の日の出、日の入の時刻を確認しておきましょう。

また、事故等で連絡が取れない場合に備えて、あらかじめ終了後に、集合する時間と場所を決めておきましょう。

(5) 作業実施場所

発注者や事業者は、事前に作業現場を下見し、計画を立てています。捕獲従事者についても、従事者自らの目で現場を確認する必要があると考えられます。

銃による捕獲の場合は、後述する安全への注意を元に、安全な射撃地点やバックストップになり得る場所を確認してください。地形や植生、周辺の人家の配置や人の出入り等について、従事者自らが下見を実施するようにしてください。

わなによる捕獲の場合にも、後に示す安全管理の項目を満たす場所を確認してください。

(6) とともに作業をする従事者

捕獲等事業は、原則2人以上で行います。指揮命令系統を確認し、一緒に作業をする従事者の経験や技能について把握しておきます。

特に、初めて作業をする相手とは、率直にお互いの経験や安全管理の考え方について把握するようにしてください。発注者から指定されている事業の方針や、所属する事業者の安全管理基準に加えて、明文化できない安全への配慮や考え方をお互いに共有するためのコミュニケーションは積極的に図るようにします。

6.4 銃器による捕獲の安全確保

6.4.1 銃器及び照準器、弾薬等の選択

対象鳥獣や採用する捕獲方法によって、適切な銃の種類や照準器、装弾等が変わってきます。適切な用具を選択しなければ、捕獲効率が悪くなるだけでなく、危険性も高くなります。事業者や従事者ごとに、対象鳥獣や採用する捕獲方法のリストを明確に定め、その方法に合わせた銃器を用意します。

銃器の性能で、考慮しなければならないのは、威力（殺傷力）や射程、反動、照準のあわせやすさ（静止しているもの、移動しているもの）等があります。対象鳥獣や採用する捕獲方法に必要な以上の威力や射程があるものは、危険が増し、配慮しなければならない範囲も広がります。目的や従事者の力量に合わせて、適切なものを選びます。

6.4.2 銃器の整備、調整、取扱いの習熟、射撃場での訓練

自身が使用する銃器の構造や仕組みをよく理解し、取扱いについて熟知しておくことが安全を確保する上で重要となります。現場で銃器に不具合が発生した場合には、従事者自身で対応できなければなりませんし、業務続行の可否についても判断できなければなりません。日頃から使用する銃器の点検を実施し、良好な状態で維持することが、銃器故障等のトラブルを防ぎ、事故の防止に繋がります。点検項目の一例として表 6-1 の項目が挙げられます。

表 6-1 銃器の点検項目（例）

No.	項目	点検内容	チェック
1	銃身	打痕はない	<input type="checkbox"/>
		ひび割れはない	<input type="checkbox"/>
		銃身内に異物はない	<input type="checkbox"/>
		リブの剥がれはない	<input type="checkbox"/>
2	先台	外観にひび割れはない	<input type="checkbox"/>
		機能に異常はない	<input type="checkbox"/>
3	開閉装置・遊底	開閉装置・遊底に異常はない	<input type="checkbox"/>
4	安全装置	安全装置は正常に作動する	<input type="checkbox"/>
5	引き金	引き金の遊びは適切である	<input type="checkbox"/>
		引き金の重さは適切である	<input type="checkbox"/>
6	接合部	銃の接合部各所にゆるみはない	<input type="checkbox"/>
7	照準器	スコープの接合部にゆるみはない	<input type="checkbox"/>
		ゼロインがされている	<input type="checkbox"/>
8	負皮・負環	破損はない	<input type="checkbox"/>

銃器を使用する捕獲従事者は、最低でも1年に2回は射撃場において射撃練習をする必要があります。技能の向上と安全確保のためには、それだけに限らず、所属する事業者の安全管理規程に基づいて訓練を行い、技術の維持向上に努めてください。また、採用する捕獲方法に応じて、現場における銃の操作に近い種目の射撃練習をするようにしてください。命中精度だけでなく、銃器の安全な操作に習熟しておくことも重要です。特に新しい銃や日頃使い慣れていない銃を用いるとき等には、十分に操作の練習をしておいてください。

捕獲業務実施前には、射撃場において試射や照準あわせを行い、自分の技能や銃の整備の状態を確認するようにしてください。

6.4.3 周囲状況の把握

作業現場が確定したら、周囲の状況を把握することに努めてください。作業現場の状況をあらかじめ把握しておくことは、射撃地点や発砲可能な射角を判断するために必要です。対象鳥獣に遭遇したときに、瞬時に全ての安全確認をすることは困難です。あらかじめ、

- 人家や林道の配置
- 人や車両の出入りの可能性
- 錯誤捕獲（誤射）の可能性があるカモシカなどの生息状況

●地形や植生等

等を十分に把握し、銃口を向けてはいけない場所や方向を頭に入れておいてください。

同行者の配置については、当日に十分打ち合わせし、また予定の配置場所を離れる場合は、同行者と必ず連絡を取りましょう。

6.4.4 移動中の銃器の取扱い（脱包を確実に）

移動中の銃器の扱いに関しては、「猟銃等取扱いの知識と実際」「狩猟読本」に示されているとおりです。これらのテキストを参考にして盗難の防止や暴発の防止に十分注意してください。

前述したとおり、銃器の使用による事故の主な原因の一つに「暴発」が挙げられます。発砲の必要のないときは装填しないことを徹底し、常に薬室・弾倉に装弾が入っていないことを確認して、暴発が発生する要因を徹底的に排除することに、万全の注意を払ってください。

捕獲現場に入る前はもちろん、現場に入っても移動中や発砲の必要がない場合は、銃に実包を装填してはいけません。捕獲現場では、足場が悪いことも多く、転倒や滑落の危険もあります。また、灌木等が銃に当たったりすることで、暴発する危険も高くなります。捕獲の現場では、射撃場等よりも、暴発の危険性が格段に高いということを認識してください。

装填を必要とするタイミングの判断は、それ自体が非常に難しいことです。対象鳥獣との遭遇の想定や周囲の安全性等実際の状況に応じて、従事者がその判断をしなければならず、一律にテキスト等でそのタイミングを示せるものではありません。採用する捕獲方法によっても発砲やそのための準備が必要になるタイミングは異なります。捕獲事業の目的や事業の中での取り決め、所属する事業者の安全管理基準やそれに関する規程や方針に沿って判断をしてください。捕獲従事者としての責任をもった判断をしてください。

6.4.5 射撃位置と射線や着弾点（バックストップ）の想定

安全に射撃するために最も重要なことの一つに、射撃位置の選定が挙げられます。射撃は、足場のよい安全な場所から、バックストップが確保される方向に向かって行います。射手と対象鳥獣とバックストップが適切な位置関係となり、安全に射撃できる状況を作り出して捕獲することが、重要になります。

① 待ち伏せの際の射撃位置と射線の判断

待ち伏せて捕獲する方法では、できる限り視界の利く場所で待つことが望ましいです。対象鳥獣を確認しやすいだけでなく、人の入り込みの察知等、安全確保のためにも重要です。また、同行者がいる場合は、同行者にもわかりやすい位置で待つことが、自分の安全

確保につながります。

射撃位置についたら、あらかじめ発砲できる範囲を確認しておいてください。発砲できるのは、バックストップまでの安全がきちんと確認できる範囲です。その範囲内に対象鳥獣が入った場合にだけ射撃し、範囲外に銃口を向けてはいけません。

② 探索や追跡の際の射撃位置と射線の判断

探索や追跡をして捕獲する方法で従事者が移動する場合においては、待ち伏せの場合よりも短い時間で射撃可能な範囲を判断しなくてはなりません。その判断を補足するために、探索する区域を事前に十分に調べて、地形や環境条件、住宅や道路の位置、対象鳥獣の状況等を確認して、注意が必要な場所や安全に射撃しやすい場所等を頭に入れておきましょう。また、それまでの経験から対象鳥獣に遭遇しやすい場所や、遭遇のパターンを予想しておくことも、対象鳥獣に遭遇したときに速やかに安全を確認するための助けになります。

③ バックストップの判断

着弾が想定される場所が、射手から目視によって確認でき、その間に危険がないことが確認できてはじめて、バックストップが確保されているといえます。射手とバックストップの間に視界をさえぎるものがあったり、バックストップまでの状況がわからない場合は、射撃は控えなければなりません。

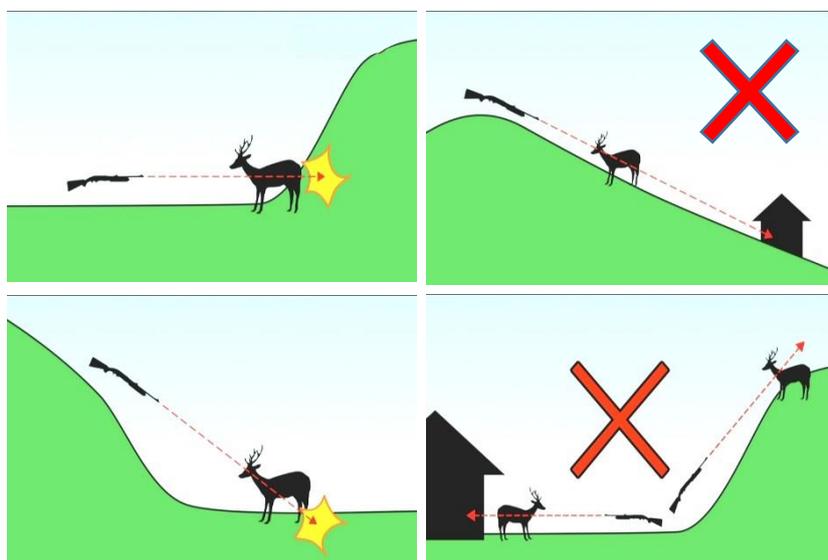


図 6-1 バックストップの確保

④ 移動する対象への射角

移動している対象鳥獣を射撃する際は、対象を追って狙いを定めている間に、想定外の方向にまで、銃口を向けてしまうことがあります。狙いを絞っているときは自然と視野が

狭くなってしまうことにも注意し、想定した範囲外に銃口が向かないように注意してください。

特に、距離が近くて移動している対象を射撃する場合は、短い時間に広い射角の範囲で銃を振ることになります。対象鳥獣だけに目を奪われると、銃口が想定外の方向に向き、貫通弾や流れ弾が危険な方向に飛ぶおそれがありますので十分に注意してください。

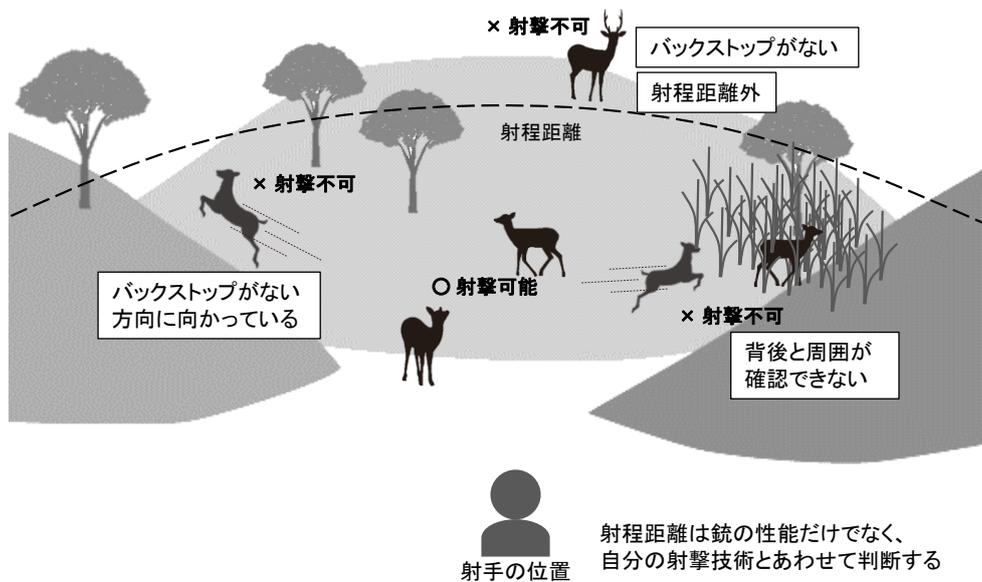


図6-2 移動する対象への射角

6.4.6 発砲時の判断

銃器の使用による事故の原因には、前述した「暴発」の他、「誤射」と「矢先の不確認」があります。発砲時には、これらが発生する要因を徹底的に排除することを、常に心がけてください。対象鳥獣だけに集中してしまうと周囲が見えなくなります。落ち着いて対象の周辺を確実に確認することを心がけてください。

発砲するときは、あらかじめ射撃可能と想定した範囲に、同行者の入り込み等状況の変化がないか、矢先の安全を最終確認してから発砲してください。

矢先の確認が不十分であった事故の中には、失中した流れ弾や跳弾が人に当たった事故や、命中して貫通した弾が人に命中してしまった事故もあります。矢先の安全は、狙った対象鳥獣の背後や、跳弾の可能性のある周辺までを確認できて、初めて確保できたといえます。

また、移動している対象を射撃する場合には、狙いが定まった時点では対象は狙い始めた時点より、かなり先に進んでいることもあります。対象が向かっている先の状況も確認した上で、狙いを定めるようにしてください。

対象鳥獣が想定外の方向から突然現れた場合や、移動速度が速い場合、あらかじめ想定

した射撃可能な範囲に入った場合にだけ射撃し、そうでない場合は射撃しないという基本をきちんと守りましょう。

さらに、安全に射撃できると想定していた範囲であっても、状況は時々刻々と変わります。人の進入がないか、発砲直前に最終確認をして発砲するようにしてください。狙いを絞っている状況では、自然と射手が認識できる視界は狭くなります。倍率の高いスコープで狙うときだけでなく、オープンサイトの場合でも狙いを絞っているときは、視界は獲物に集中しがちになります。挙銃から狙いを定め射撃できるまでの時間をできるだけ短くし、安定して周囲や対象を確認しながら射撃できるように訓練することは、安全面からみても重要です。肩付け、頬付けや移動標的、クレー射撃等の訓練を十分に行いましょう。

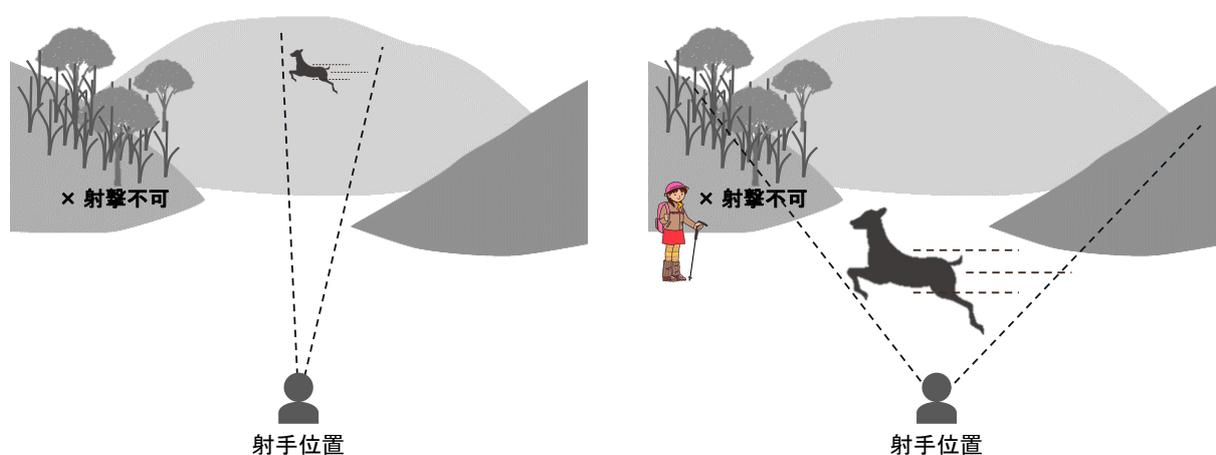


図 6-3 発砲時の判断



- 対象に狙いを絞って、注視すると、周囲の情報は目に入りにくくなります。
- それを考慮して、矢先を確認してください。
- 狙う前からの安全確認や、照準を合わせる技術などが重要になります。

図 6-4 対象に狙いを絞った際の視野



- 移動する対象を注視して追うと、周囲の情報は目に入りにくくなります。
- それも考慮して、拳銃前から発射まで、安全確認を十分に行ってください。
- 狙う前からの安全確認や、照準を合わせる技術などが重要になります。

図 6-5 移動する対象を注視した際の視野

6.5 わなによる捕獲の安全確保

わなによる捕獲の安全確保において注意が必要な場面は、わなが作動するときと、捕獲された後の鳥獣による危害、殺処分の際の安全の確保等になります。この項では、特に安全確保に注意が必要な大型哺乳類の捕獲を想定しています。中小型哺乳類や鳥類のわなによる捕獲に関しては、適宜工夫して安全の確保を実施してください。また、「狩猟読本」の該当箇所は、改めて再読するようにしてください。

6.5.1 わなの作動に関する注意

ニホンジカやイノシシのような大型動物を捕獲するわなでは、これらの動物を拘束するために強力なバネや、重い扉を採用しているものもあります。しかし、これらの機材は人にとっても危険なものになります。設置者がわなを誤作動させて怪我をする場合や、設置したわなに一般の人が誤って近づき作動させて怪我をするおそれもあります。従事者は、わなの仕組みや取扱いを十分習熟するとともに、一般の人が誤ってわなを作動させないように、わなの設置場所を工夫する、注意を喚起する標識を立てる等、事故の防止に努める必要があります。

6.5.2 捕獲された後の動物に関する注意

わなによる捕獲においては、逃げようとする動物を確実に拘束できるかどうか、重要なポイントになります。特にくくりわなによる捕獲で、シカやイノシシ等の大型動物が捕獲された場合、人が近づいたときに暴れ、わなの拘束が外れる等した結果、自由になった動物が人に怪我を負わせるおそれもあります。捕獲従事者が止めさしのために近づく場合も注意が必要ですが、一般の人が不用意に近づく危険も想定しておく必要があります。

捕獲後の動物を確実に拘束し、周囲の人や従事者の安全や止めさし時の安全を確保するには、わなの種類の選定や設置場所の選定、設置の方法等、準備段階からの注意が重要です。

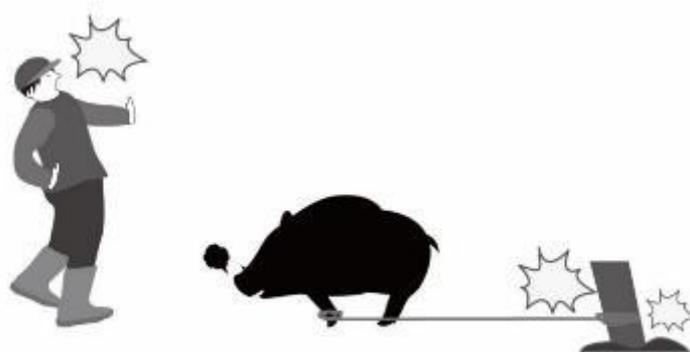


図 6-6 逃げようとする鳥獣の危険性

6.5.3 わなの選定（適用する鳥獣の種類、強度、実績の確認、点検等）

わなの選定で重要なことは、対象獣をしっかりと拘束できる機構や強度をもったわなを選ぶことです。独自に基準を作って強度試験に合格したものを販売しているメーカーもありますが、製品による捕獲等の実績や顧客のクレーム等を元に、試行錯誤しながら製品の材料や強度を設定しているというのが実情です。わなを購入する際には、メーカーに対象獣の種類を伝え、強度や使用実績についての情報があるか確認するようにしてください。また、わなごとに特徴や機構が異なる場合も多いので、マニュアルの有無や取扱い上の注意点、捕獲実績や事故事例等について確認しておくとい良いでしょう。

特に、重い扉を使用した箱わなや囲いわな等では、足や体が挟まった場合に大きな事故につながる危険性があります。足詰め防止機能や人が扉の下にいる時にはわなが作動しない安全装置が備わっているものを選びましょう。また、クマ類の錯誤捕獲対策として、箱わなには脱出口のあるものを選定するなどの配慮が必要となります。

くくりわなについては、けもの道に設置するため、クマ類の錯誤捕獲を完全に防止することは難しいと考えられます。クマ類に踏まれないよう、例えばわなの直径が小さいものを選定するなどの配慮が必要と考えられますが、万が一の場合を考え、放獣体制を整える必要があります。

わなの強度は、購入や製作に必要な費用を左右し、大きさや重さ等は取扱いのしやすさに影響します。安全性の確保と使いやすさ、費用対効果等を総合的に評価して、選定する必要があります。ただし、残念ながら、現時点では、その対象鳥獣には、どのわななら問題ないという確固とした基準はありません。捕獲された獲物の大きさや運動能力、興奮の程度等によって、必要な強度に差が出ます。今後、捕獲実績や事故事例に関するデータが蓄積されていくことで、適切な資材や形状、強度の基準が明確になっていることが望まれます。このような客観的な情報を蓄積し、共有していくことも認定事業者の重要な役割です。

さらに、わなに用いる材料は、野外での設置や使用によって強度が劣化していくことにも注意が必要です。例えば、くくりわなに使用するワイヤーは、一度強い荷重がかかると強度が落ちると考えられます。そのため、シカやイノシシを捕獲した場合は、新しいものに交換することが推奨されます。その他のわなや部材に関しても、常に損傷や劣化の程度を点検し、正常に動作することを確認してください。わなの点検項目の一例として表 6-2、表 6-3 に挙げる事項が考えられます。

表 6-2 くくりわなの点検項目（例）

No.	項目	点検内容	チェック
1	ワイヤー	ワイヤーは適切な太さである	<input type="checkbox"/>
		ワイヤーにキンクやほつれは見られない	<input type="checkbox"/>
2	より戻し	よりもどしは正常に作動する	<input type="checkbox"/>
3	締め付け防止金具	締め付け防止金具が付いている	<input type="checkbox"/>
		締め付け防止金具の位置は適切である	<input type="checkbox"/>
4	踏み板	踏み板は円滑に動作する	<input type="checkbox"/>
5	根付（アンカー）	根付（アンカー）は適切に機能する	<input type="checkbox"/>

表 6-3 はこわな・囲いわな・ドロップネットの点検項目（例）

No.	項目	点検内容	チェック
1	外観	外観に異常はない	<input type="checkbox"/>
		フレームなどの外装に破損はない	<input type="checkbox"/>
2	扉	ストッパーは正常に作動する	<input type="checkbox"/>
		扉またはネットは円滑に動作する	<input type="checkbox"/>
		トリガーは正常に作動する	<input type="checkbox"/>
3	搬出口	搬出口は正常に機能する	<input type="checkbox"/>
4	脱出口	クマ用の脱出口は機能する（はこわな）	<input type="checkbox"/>

6.5.4 わなの設置場所の選定

わなは、対象鳥獣がよく出没する、捕獲しやすい場所に仕掛けるのが基本です。ただし、毎日見回りする必要があるため、設置場所には、見回りの際の便宜にも考慮しておく必要があります。また、安全面では、一般人があまり出入りしない場所や近づきにくい場所、人が近づく場所であっても標識等によりわなが設置してあることがわかりやすい場所を選定してください。

選定の際には、カモシカ・クマ等の対象外の鳥獣の痕跡がないか、確認します。足跡や糞、食痕等の痕跡が発見された場合、その場にわなを設置することは、錯誤捕獲のリスクを有します。可能であれば場所の変更を検討し、どうしてもその場所にわなを設置する場合は、錯誤捕獲対応の体制を確実に整えます。

わなの設置場所は、わなの種類の選定とも関連します。動物は人間の存在を感知すると興奮し暴れることがあるため、一般人が近づきやすいと考えられる場所では、捕獲された動物が動くことのできるくくりわなは避けるべきです。箱わなや囲いわなの場合でも、一般人が近づきやすい場所では特に強度に注意しましょう。

見回りの際には、捕獲従事者が安全な場所から捕獲の有無を容易に確認でき、不用意に捕獲された獲物に近づくことがないように、見通しがよいところに設置することも重要です。特に、クマ等対象外の鳥獣が生息している場所では注意が必要です。例えば、子グマがわなの近くにいる、周囲に親グマがいる場合等は、見通しが利かないことで大きな危険につながる場合があります。

また、対象鳥獣が捕獲された際には、殺処分や搬出をする必要があります。安全に殺処分の作業ができる足場やスペース、殺処分した個体を搬出するルートが確保できる場所を選んでください。

なお、わなを設置する場合は、土地の占有者に、わなによる捕獲に必要な作業や、土地や施設に及ぶ可能性がある影響を十分に説明した上で、承諾を取ってください。説明すべき内容には、設置するわなの種類や設置方法、捕獲期間、餌等を撒いたり見回りで出入りすること、捕獲された場合に想定される状況や殺処分、搬出の方法、想定される危険性等があります。わなに近づく可能性の高い人への注意喚起や説明も、必要に応じて適切な方法を選んで行ってください。



図 6-7 設置場所の不適切な例

6.5.5 わなの設置方法

適切なわなを選び、適切な場所に仕掛けたとしても、設置の仕方が適切でなければ捕獲した動物の拘束が外れてしまう場合があります。

箱わなや囲いわなにおいては、マニュアルに従い、しっかりと組み立てること、扉の動作とストッパーが効くことをきちんと確認することが必要です。イノシシ等地面を掘って逃走しようとする鳥獣を捕獲する場合には、床面と壁面の接続部を補強する等、あらかじめ

め対策を講じておきましょう。

くくりわなにおいては、ワイヤーの端を丈夫な立木や構造物に固定（根付け）してください。捕獲等しやすい場所でも、しっかりと固定する基点がない場合は、わなを設置することはできません。妥協して倒木や細い木等強度が弱いものに固定してしまうと、捕獲した鳥獣に逃亡される等、事故の危険が高くなります。

6.5.6 毎日の見回りの徹底

設置したわなを毎日見回することは、捕獲の効率を上げるためにも、捕獲後の鳥獣を適切に処理するためにも、ひいては安全を確保するためにも必要なことです。近年は見回りの省力化のため、ICT 機器等、通信機器を用いた捕獲も実施されており、現場に応じてこのような道具を利用することも考えられます。

餌を使うわなでは、捕獲の効率を上げるために、毎日新鮮な餌を補充して誘引することや、わなへの誘引の状況を、餌の減り具合や足跡等で確認することが重要です。餌を使わないくくりわなでも、足跡や糞、食痕等の痕跡を確認しながら設置場所の変更を検討したり、風雨等で露出したわなを埋め戻す等の作業をきちんと行うことが捕獲効率の向上につながります。

鳥獣が捕獲された場合、長く放置しておくると暴れて周辺に害を及ぼしたり、逃亡の危険が高まります。また、捕獲した鳥獣を放置しておくことは、いたずらに鳥獣に苦痛を与えることとなります。捕獲後できるだけ速やかに処理するためにも、毎日の見回りを確実に行うことが重要です。

また、錯誤捕獲が発生した場合でも、毎日の見回りを徹底することで、早期に放獣作業を行うことができます。

見回りに行く際は、常に鳥獣が捕獲されていることを想定して、わなに近づくようにしてください。捕獲されている鳥獣に不用意に近づくと危険ですし、幼獣が捕獲された場合には、近くに親が潜んでいる可能性もあります。設置したわなに近づく際は、安全な場所から捕獲の有無や周囲の状況を注意深く確認しながら近づくようにしてください。特に、クマ等が生息している場所で捕獲を行う場合は、十分な注意が必要です。

見回りで、わなの周辺を確認する際は、対象鳥獣の痕跡だけでなく、対象外の鳥獣の痕跡の有無についても確認するようにしましょう。カモシカやクマ等、捕獲してはいけない鳥獣や間違っ捕獲されると危険な鳥獣の痕跡があれば、一旦捕獲を休止する等、錯誤捕獲防止の対策をとってください。

6.5.7 止め刺しの方法

鳥獣がわなに捕獲されていることを確認した場合には、不用意に鳥獣に近づいてはいけません。捕獲された鳥獣は、人間を見ると逃げようとして暴れたり反撃してくることがあ

るので、止め刺しのために近づくときには、最も注意が必要です。

まずは離れた安全な場所から、捕獲個体が十分に拘束されているか、わなが破損していないか、くくりわなの場合は鳥獣を拘束しているワイヤーが切れる恐れはないか、わながかかった脚等が切れる恐れはないか、鳥獣が過剰に興奮していないか、等を確認し、状況に合った適切な止め刺し方法を選択するようにしてください。とくに、くくりわなで鳥獣を捕獲した場合は、万一わなによる拘束が外れた時の危険性を考えて、必ず斜面の上方から近づくようにしてください。

捕獲個体の止め刺しを行う場合は、安全の面から基本的に2人以上で作業をするようにします。

銃器によって止め刺しを行う場合は、銃器を発砲する場合の基準を満たすことが必要です(⇒p.104 6.2 銃器による捕獲の安全確保参照)。止めさしの際は、至近距離で射撃することが多いので、背後や周辺に人や施設がないことを確認し、跳弾や貫通弾には十分注意してください。威力や射程は必要最小限であることが望ましいので、小口径で火薬量の少ない実包や空気銃等、用途に適した機材を用いてください。

刃物等、銃器以外での止め刺しは、対象鳥獣をロープやワイヤー、専用の保定具等を用いて動けなくしてから行うことで、安全を確保します。その他に、箱わなや囲いわなでは、より狭い空間に鳥獣を移動させて動きを止める方法、障害物を入れて空間を狭めて動けなくする方法等があります。また、くくりわなでは、ワイヤーをさらに短く固定して鳥獣の可動範囲を狭めて動きにくくする方法等もあります。

いずれの方法を選択した場合にも、突然の反撃を受ける危険性がありますので、捕獲個体の動きをよく見極めて対応する必要があります。例えば、オスジカの角やイノシシの牙によるケガや、噛み付き、体当たり、蹴り等に十分注意し作業する必要があります。初心者の方は経験者の処置を十分に見学してから、経験者の指導を受けて行うのが安全です。

6.5.8 錯誤捕獲の対応

対象鳥獣の捕獲効率を高める上でも、他の鳥獣への負荷や事故発生の危険性を最小限に抑える上でも、錯誤捕獲を防ぐことは重要です。

錯誤捕獲を防ぐ方法のひとつに、対象鳥獣の体や足の大きさ、体重や体高、力の強さ等身体的な特徴に応じて、わなやトリガーの形状、作動重量等を調整して、対象外の鳥獣が捕獲されないようにする方法があります。

餌を使って捕獲するわなでは、餌の種類を工夫することで錯誤捕獲を防止することができます。対象鳥獣の食性や嗜好性を学ぶことで、より効率的に対象鳥獣だけを狙った捕獲ができるようになります。

また、前述した「毎日の見回りの徹底」も、錯誤捕獲発生時の素早い放獣を行うためには重要です。併せて ICT 機器を利用することで、錯誤捕獲発生時には早期に放獣作業が行

えると考えられます。通常の見回りでは、わなを1箇所ずつ確認していく必要がありますが、ICT 機器を利用すれば、作動したわな位置が従事者に通知されるため、いち早く現場を確認することができます。

ただし、これらの工夫によって錯誤捕獲が発生する危険性を軽減することはできても、完全に錯誤捕獲を防ぐことは極めて困難です。特に、対象外の鳥獣の生息数が、対象となる鳥獣の生息数に比べて多い場所では、錯誤捕獲の発生率は必然的に高くなってしまいます。そのような場合は、錯誤捕獲自体が法の規定に基づかない行為となることに鑑み、わな以外の捕獲方法を用いる等、最善の配慮をする必要があります。一方で、万が一錯誤捕獲が発生してしまった場合に備えて、あらかじめ発注者と事業者の間で、放獣等の対応について取り決めておく必要があります。

6.5.9 捕獲事業終了後や捕獲しない期間のわなの取扱い

捕獲事業終了後や捕獲しない期間のわなは、確実に撤去してください。使用しないわなは撤去するのが基本ですが、囲いわなや箱わな等については、移動が困難であったり、近く再稼働させる予定があり、土地占有者の承諾を得て設置したままにする場合は、わなが作動しないように扉を閉めてください。人の出入りのある場所では、南京錠等で扉を固定する、扉をはずして持ち帰る等、関係者以外に操作されないように配慮してください。

7.1 北海道国有林で起きた死亡事故について

2018（平成30）年11月20日に、北海道恵庭市の国有林でハンターの誤射により北海道森林管理局の男性職員（38歳）が死亡するという、あってはならない事故が発生しました。

死亡した恵庭森林事務所の男性職員は、同僚と2人で台風による倒木処理などにあたっていたところ、ハンター（49歳）が「シカと間違えて」撃ち、男性職員を死亡させました。道警は翌21日に、誤射したハンターを業務上過失致死の疑いで逮捕しました。

死亡した男性職員は、赤色のジャンパーとオレンジ色のヘルメットという目立つ格好をしており、さらに周辺の木々は落葉して見通しのよい状態であり、開けた林道上を狩猟者に向かって歩いていたところを誤射されたことから、狩猟の基本ルールである「矢先の確認、獲物の確認」が守られていなかったと考えられます。

指定管理鳥獣捕獲等事業においては、狩猟と同じく、またはそれ以上に鳥獣保護管理への社会的責任を負っています。関係機関と十分な調整・連携を図り、捕獲実施区域の周辺住民等への事前周知を徹底するなど安全の確保を図り、十分な事故防止対策を講じて下さい。

7.2 2019（令和元）年度に狩猟により発生した事故事例（鳥獣関係統計から）

No.	殺傷の程度 (死亡、重傷、軽傷)	加害狩猟者		概要
1	軽傷	39	10	猟犬が人里に向かったため、連れ戻しゲージに入れようとしたとき猟犬が左手に噛みついた。
2	軽傷	40	3	転倒（自損事故）
3	軽傷	49	10	狩猟中、木の根に足先が挟まり転倒、右足首を捻挫、腰部を強打した。
4	軽傷	54	3	山中でわなを仕掛ける最中に誤って転び、手を切った。
5	軽傷	57	7	檻に入ったシカの止め刺し中、シカが檻を倒して檻が壊れ、逃走した為、驚いて逃げようとして転倒し、右足を負傷した。
6	軽傷	60	35	くくりわなに掛かったイノシシに逆襲され負傷した。
7	軽傷	62	不明	車内で銃弾を装填しようとしたところ暴発し、同乗者を負傷させた。
8	軽傷	63	43	有害駆除中に急斜面で後ろ向きに転落し、腰を強打した。
9	軽傷	64	不明	イノシシ猟をしていたところ、ツキノワグマに遭遇し、頭部をかまれ、顔を引っかかれた。
10	軽傷	64	15	イノシシの逆襲に遭い負傷した。
11	軽傷	64	1	シカの逆襲に遭い負傷した。
12	軽傷	67	0	狩猟中、捕獲した猪を急斜面から降ろそうとして猪と一緒に転落し、左踵部を骨折した。
13	軽傷	69	20	捕獲したシカの解体作業中に、誤ってナイフを落とし、太ももに刺さった。
14	軽傷	70	10	折れた枯れ木が頭部に直撃し、負傷した。
15	軽傷	70	3	イノシシの逆襲に遭い負傷した。
16	軽傷	71	14	捕獲したイノシシを軽トラックに積み込む際に荷台から転落し、負傷した。
17	軽傷	71	13	イノシシの逆襲に遭い負傷した。
No.	殺傷の程度	加害狩猟者		概要

	(死亡、重傷、軽傷)	年齢 (歳)	狩猟経験 (年)	
18	軽傷	71	51	イノシシに襲われ負傷した。
19	軽傷	72	19	くくりわなにかかり負傷（他損事故）
20	軽傷	72	25	転倒（自損事故）
21	軽傷	73	2	転倒（自損事故）
22	軽傷	74	45	狩猟中に横から急に出てきたイノシシから突進され、高さ 1.8m の石垣から転落し、胸部と頭を強打した。
23	軽傷	74	3	イノシシの逆襲に遭い負傷した。
24	軽傷	75	55	転倒。
25	軽傷	76	50	シカの逆襲に遭い負傷した。
26	軽傷	78	47	鴨猟の猟犬を散歩させていたところ、野犬に襲われた。左足アキレス腱付近を噛まれ出血が止まらず、救急車で搬送された。
27	軽傷	78	40	シカの逆襲に遭い負傷した。
28	軽傷	79	40	令和元年 11 月 21 日 9 時 30 分頃加害者が公道を挟んでイノシシに向け発砲（公道の上を通過）。イノシシの場所から跳弾した破片が、公道付近で地籍調査の測量をしていた被害者の右手薬指（第 1 関節）及び小指（第 2 関節）の間に当たり挫創した。
29	軽傷	79	43	転倒（自損事故）
30	軽傷	79	54	マダニに咬まれ入院した。
31	軽傷	83	46	転倒（自損事故）
32	軽傷	83	47	マムシに手を咬まれ負傷した。
33	軽傷	83	45	イノシシに襲われ負傷した。
34	軽傷	不明	不明	箱わなの準備の際、誤って転倒し負傷した。
35	重傷	42	不明	わなを見回り中、地盤がぬかるんでいたため転倒し、左足を骨折した。
36	重傷	43	6	転落（自損事故）
37	重傷	60	35	急斜面から滑落した。
No.	殺傷の程度	加害狩猟者		概要

	(死亡、重傷、軽傷)	年齢 (歳)	狩猟経験 (年)	
38	重症	63	不明	銃に実包を装填したまま車内に銃を置いたところ暴発した。右足に重症を負った。
39	重傷	66	25	イノシシを運搬中に転倒し負傷した。
40	重傷	66	1	わなに指をはさみ負傷した。
41	重傷	67	44	追い出したイノシシに突進され左足小指を負傷した。
42	重傷	67	18	シカを追って、急斜面を移動中、転倒し、右足の甲を複雑骨折した。
43	重傷	67	47	狩猟中に足を滑らせ 5m 下の谷へ滑り落ちた。足に痛みがあったが自力で帰宅し、その後 1 週間が経過しても痛みが引かなかったため病院を受診したところ、左足首を骨折しており全治 1 ヶ月と診断された。
44	重傷	67	42	銃の暴発（自損事故）
45	重傷	68	45	銃猟中、イノシシに背後から突進され全身を噛まれ負傷した。
46	重傷	68	6	わなの設置後、山から道路側へ降りようと水路を飛び越す際、木の根が足にかかり転倒した。右突発性大腿骨内顆骨壊死。
47	重傷	69	40	わな設置中に転倒し、左肩を強打して腱断裂した。
48	重傷	69	28	下山中、足をかけた石が崩れて滑落した。
49	重傷	69	49	猟場移動中に窪みに滑落、倒れた木材に手首を取られて骨折した。
50	重傷	69	40	軽トラックで移動中に転倒し、負傷した。
51	重症	70	44	足を滑らせ滑落し右肩を負傷した。靭帯、腱の損傷。筋肉部分断裂。
52	重傷	71	20	イノシシに足を噛まれ負傷した。
53	重傷	71	40	足を滑らせ転倒し負傷した。
No.	殺傷の程度	加害狩猟者	概要	

	(死亡、重傷、軽傷)	年齢 (歳)	狩猟経験 (年)	
54	重傷	72	33	現場に仕掛けたわなに掛かったイノシシに反撃され、ふくらはぎと臍の上を牙で4 cmほど切られた。近くにいた息子に傷の応急処置をしてもらい、病院へ行き入院した。
55	重傷	73	53	カモ猟(銃猟)の最中、カモの回収に向かった際に、倒れていた竹に足を引っ掛けて転倒した。右手人差し指の腱を断裂し、手術をした。
56	重傷	73	13	イノシシの逆襲に遭い負傷した。
57	重症	74	不明	加害者の猟犬が民家敷地内に侵入し、当該民家の飼い犬が噛まれ重傷を負った。
58	重傷	75	8	転倒(自損事故)
59	重傷	75	8	イノシシの逆襲に遭い負傷した。
60	重傷	76	50	わなにかかったイノシシに襲われた。
61	重症	77	40	倒木に足をとられ転倒し、肋骨を骨折した。
62	重傷	78	15	イノシシの逆襲に遭い負傷した。
63	重傷	78	41	イノシシに指を噛まれ負傷した。
64	重傷	80	50	足を滑らせ転倒し負傷した。
65	重傷	80	60	わな設置中に負傷した。
66	重傷	84	50	銃猟中に転倒し、腰椎を圧迫骨折した。
67	重傷	86	60	イノシシに襲われ負傷した。
68	死亡	55	不明	自己所有の猟銃の暴発により死亡した。
69	死亡	59	39	銃猟に出かけたまま戻らず、警察等が捜索を行い、猟場近くの川の中で死亡しているのを発見した。付近の崖から滑落したものと思われる。
70	死亡	69	48	有害駆除に出かけた後、帰宅しないので捜索した所、軽トラックの中で死亡していた。死因は高血圧症による虚血性心疾患。

7.3 参考資料

■環境省

- ・野生鳥獣の保護及び管理
<http://www.env.go.jp/nature/choju/index.html>
- ・狩猟の魅力まるわかりフォーラム 外部リンク集
<http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort8/link/>
- ・特定鳥獣保護管理計画
<http://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3.html>
- ・狩猟事故防止 DVD 動画 運命を分ける瞬間（タイム・ゼロ）
<http://www.env.go.jp/nature/choju/hunt/hunt3.html>
- ・狩猟等事故防止映像「事故につながる分岐点」の作成について
<https://www.env.go.jp/press/109328.html>

■農林水産省

- ・農林水産省 鳥獣被害対策コーナー
<http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/>

■鳥獣の保護及び管理に関する資料

- ・野生動物管理－理論と技術－（文永堂出版）
- ・野生動物管理のための狩猟学（朝倉書店）

■捕獲技術や安全管理に関する資料

- ・狩猟読本（大日本猟友会）
- ・猟銃等取扱いの知識と実際（全日本指定射撃場協会）
- ・新しい時代の安全管理のすべて（中央労働災害防止協会）
- ・箱わなと囲いわなによるシカ捕獲の基本（兵庫県立大・兵庫県森林動物研究センター）
- ・イノシシ捕獲技術プログラム Ver.1（香川県）
- ・兵庫ワイルドライフモノグラフ7号「シカ・イノシシの捕獲推進のための技術と体制」（兵庫県森林動物研究センター）

(1) 認定鳥獣捕獲等事業者テキスト・PPT 引用資料

- ・狩猟読本（大日本猟友会）
- ・猟銃等取扱いの知識と実際（全日本指定射撃場協会）
- ・箱わなと囲いわなによるシカ捕獲の基本
（兵庫県立大学・兵庫県森林動物研究センター）

- ・イノシシ捕獲技術プログラム Ver. 1（香川県）
- ・兵庫ワイルドライフモノグラフ7号「シカ・イノシシの捕獲推進のための技術と体制」
（兵庫県森林動物研究センター）
- ・野生動物に対する簡易電殺器の適切な使用について
（兵庫県立大学・兵庫県森林動物研究センター）

認定鳥獣捕獲等事業者
講習テキスト
〔安全管理講習 技能知識講習〕

2015（平成27）年6月（初版）

2024（令和6）年2月（第12版）

発行／環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

電話 03-3581-3351（代表）
